

平成22年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成22年9月7日（火）午前10時開議

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 会 期 自 平成22年9月 7日
至 平成22年9月22日
- 日程第 4 村長あいさつ
- 日程第 5 議案第38号 長野県地方税滞納整理機構設立に関する協議について
- 日程第 6 議案第39号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第40号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第41号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第42号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第10 議案第43号 平成22年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第1
号）
- 日程第11 議案第44号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第45号 平成22年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 認定第 1号 平成21年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 2号 平成21年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出
決算認定について
- 日程第15 認定第 3号 平成21年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について
- 日程第16 認定第 4号 平成21年度白馬村老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第17 認定第 5号 平成21年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 日程第18 認定第 6号 平成21年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第19 認定第 7号 平成21年度白馬村水道事業会計決算認定について

日程第 20 決算特別委員会の設置について

平成22年第3回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成22年9月7日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横 田 孝 穂	第8番	田 中 榮 一
第2番	篠 崎 久美子	第11番	高 橋 賢 一
第3番	太 田 伸 子	第12番	小 林 英 雄
第5番	太 田 修	第13番	太 谷 正 治
第6番	松 沢 貞 一	第14番	下 川 正 剛
第7番	柏 原 良 章		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福 島 総 一 郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	松 澤 衛
観 光 農 政 課 長	篠 崎 孔 一	建 設 水 道 課 長	倉 科 宜 秀
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	山 岸 俊 幸	代 表 監 査 委 員	小 林 勉

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長あいさつ

5) 議案審議

議案第38号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第39号から議案第45号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

認定第1号から認定第7号まで（村長提出議案）説明、質疑

6) 決算特別委員会設置について

認定第1号から認定第7号まで決算特別委員会に付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第38号 長野県地方税滞納整理機構設立に関する協議について
2. 議案第39号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定について
3. 議案第40号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例について
4. 議案第41号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第3号）
5. 議案第42号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
6. 議案第43号 平成22年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
7. 議案第44号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）
8. 議案第45号 平成22年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）
9. 認定第1号 平成21年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について
10. 認定第2号 平成21年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
11. 認定第3号 平成21年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
12. 認定第4号 平成21年度白馬村老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
13. 認定第5号 平成21年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
14. 認定第6号 平成21年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
15. 認定第7号 平成21年度白馬村水道事業会計決算認定について

1. 開会宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより平成22年第3回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（下川正剛君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

村長から、平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告書の提出がありましたので、お手元に配付いたしました。これにつきましては、後日、委員会等で説明をいただきたいと思っております。

次に、北アルプス広域連合議会、白馬山麓環境施設組合議会の開催状況について、報告をいたします。北アルプス広域連合議会平成22年8月定例会が、8月の23日及び24日に開催をされました。また、白馬山麓環境施設組合議会平成22年第2回定例会が、8月の25日に開催をされました。内容につきましては、お手元に配付をいたしました資料のとおりですので、報告にかえさせていただきます。

また、白馬村教育委員会から平成21年度対象事業の白馬村教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書が提出されましたので、お手元に配付をさせていただきました。

次に、今期定例会において受理した請願並びに陳情は、お手元に配付しました請願文書表並びに陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、請願文書並びに陳情文書表のとおり付託することに決定をいたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（下川正剛君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第12番小林英雄議員、第13番太谷正治議員、第1番横田孝穂議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長（下川正剛君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、別紙平成22年第3回白馬村議会定例会日程表のと

おり、本日から9月22日までの16日間と決定をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から9月22日までの16日間と決定をいたしました。

△日程第4 村長あいさつ

議長(下川正剛君) 日程第4 村長より招集のあいさつを求めます。太田村長。

村長(太田紘熙君) 本日、平成22年第3回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご多忙の中をご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

今年の梅雨は九州地方に居座る期間の長いことが特徴的でしたが、梅雨明け間近には集中豪雨が各地を襲い、広島県や岐阜県などでは、土砂崩落や濁流により激甚災害に指定される被害があり、幾人ものとうとい命が失われるなど、自然のもたらす猛威を改めて知らされたところであり、不幸にも、こうした災害に遭遇された地域の皆様には、心よりお見舞いを申し上げる次第であります。

幸い、本村におきましては、大きな被害もなく、平穩無事のうちに梅雨明けを迎えることができ、まずは一安心というところですが、今後も台風やゲリラ豪雨による、土砂災害の恐れが十分に予想されますので、日ごろからの身の回りの点検は、十分に行っていただきますようお願いをいたします。

梅雨が明けた後は、高気圧が張り出して、各地で続けて猛暑日が記録されるなど、本当に夏らしい日が続く、本村においても、久しぶりに暑い夏となりました。

暦の上では、既に秋となっておりますが、予報では今後も例年に比べ気温の高い状況が続くようであり、体調管理には十分気をつけてお過ごしをいただきたいと思います。

さて、私ごとではありますが、7月11日に執行されました白馬村長選挙において当選の榮に浴し、再び村政の旗振り役としての重責を担わせていただくことになりました。先月27日には、早速第3回臨時会を招集し、副村長の選任についても同意をいただいたところであり、お礼を申し上げます。

村民の皆様からお寄せいただきました信頼と期待におこたえし、にぎわいと元気ある村づくり、協働の村づくりを進めるため、新たな決意と情熱を持って、その実現に全力を傾注してまいり所存であります。

そして、これまで以上に議員の皆様と切磋琢磨しながら、身近な行政創出のため、不退転の決意を持って取り組んでまいりたいと存じますので、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

また、同日執行されました参議院選挙においては、民主党が議席を減らしたことにより、いわゆる衆参での与野党の勢力が逆転するねじれ現象が起り、今後の国会運営は与野党の合意形成

を図る上で、難しい局面を迎える状況となっております。

与党の中核である民主党が政権運営を円滑に行うために、今後どのような枠組みと体制を選択するのか、先行きまだ不透明な状況であります。今年の4月から6月期の実質GDP成長率が大幅に鈍化したことから、政府は急遽、円高・消費・雇用といった景気悪化に対抗するための追加経済対策実施の検討に入ったとの報道も流れております。後塵を拝することのないよう、情報の的確な把握に努めてまいりたいと考えております。

続いて、8月8日に行われた長野県知事選挙においても、中央の与野党の応援合戦が行われる中で、三つどもえの選挙戦が繰り広げられ、阿部守一氏が新しい知事として就任することになりました。阿部氏は以前長野県副知事を務めた経験もおありですので、県政になじむのも比較的早いものと思われれます。引き続き市町村とも良好な信頼関係を構築してくれるものと、その手腕に期待をしているところであります。

7月30日には、兵庫県の施設で飼育され、自然に回帰するための訓練を受け、放鳥された国の天然記念物であるコウノトリ4羽が本村に突然飛来をし、そのことがニュースとなって県内に流れました。コウノトリはフランスのアルザス地方などでは、幸せと赤ん坊を運ぶ鳥としてあがめられているとのことでもあります。明るい話題が少ない中で、ほほ笑ましい出来事に触れることができましたが、本村にも何らかのご利益があればと思ったりもしたところでございます。

さて、平成21年度一般会計の決算状況につきましては、委員会審議の中で各担当より詳しくご説明をいたしますが、概要を申し上げますと、歳入総額は約49億8,671万、歳出総額は約49億1,900万円で、翌年度に繰り越す一般財源約1,503万円を除いた実質収支は5,216万円余りとなり、黒字で決算を打つことができました。

また、財調、減債両基金を初めとして、福祉基金等も取り崩すことなく、財政調整基金と減債基金に新たに1億円ずつを積み立てた上で決算を打つことができました。これは国の経済対策による交付金が交付され、当初支出を予定していた一般財源を、特定財源に振りかえることができたことが大きな要因になったと考えております。現状の収入構造に大きな変化がなければ、両基金に頼らず予算編成ができる状況になりつつあり、財政計画上でも起債の許可団体から脱却できるものと考えておりますが、引き続き厳しい財政運営が続いても対応できるよう、慎重に財政運営をしてまいりたいと考えております。

村税の収入総額は14億7,409万円で、昨年度を6,900万円、4.5%ほど下回りました。税務課では精力的に差し押さえ、公売等を行うなどして債権回収に努めておりますが、景気の低迷もあって、徴収率も前年を0.4ポイントほど下回り、県内における徴収率最下位の雪辱を今年も果たせない状況となっております。収入未済額の累計は9億138万円余りとなり、固定資産税を中心に4,484万円余を、税法の規定により不納欠損処分いたしました。

平成20年度から検討してまいりました地方税の共同化につきましては、大口困難案件の滞納

整理事務から共同化することを決定をし、長野県地方税滞納整理機構という名称の広域連合を設立することになりました。この設立のためには、地方自治法第284条第3項の規定により、長野県及び県内全市町村と協議が必要であり、これにかかわる議案を本定例会に上程をいたしますので、ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

財政力指数は3カ年平均で0.493と平年ベースの財政力を維持しており、平成18年から新たに財政指標として設けられた実質公債費比率については、3カ年平均で21.3、単年度数値では19.7に減少し、公債費負担適正化計画に従い、公債費、債務負担が年々着実に減少しており、起債許可団体からの脱却も間近になってきております。

財政構造の弾力化を判断する指標であります経常収支比率については、税収が伸び悩む中で、依然として投資には予算を多く回せない状況にありますが、国の経済対策等の臨時的な経費が増加したため、昨年度に比較して3.8ポイント減の81.1という数値になっています。

また、将来負担比率については、注意を要する350に対して107.1という数値ですので、特に心配のいらぬ内容となっております。

なお、監査委員の皆様には、長時間にわたり関係諸帳簿、証拠書類等の決算審査をしていただき、今定例会においても監査の報告をしていただくわけではありますが、お礼を申し上げるとともに、ご指摘をいただきました事柄につきましては、今後の事務事業に反映をしてみたいと考えております。

次に、各課の事業の進捗状況をお知らせをいたします。

観光農政課関係では、今年は7月17日に梅雨明けをして以降、比較的天候に恵まれたこともあり、7月の観光客は登山で8,200人、対前年比164%で、花三昧等平地観光への入り込みも13万2,000人、対前年比105%という状況でありました。

8月の統計はまだまとまっておりませんが、天候不順であった昨年に比べれば上回るものと思われませんが、景気の低迷が影響してか、一昨年よりはやや下回るものと推測をしております。

農作物については、5月から6月にかけての低温による影響が懸念されましたが、7月以降高温が続き、水稻の出穂期は平年に比べ4、5日早まりました。関東農政局長野農政事務所が発表いたしました8月15日現在の米の作柄概況では、中信地区は平年並みとなっており、イモチ病の発生も少ないとのことでありました。今後も天候に恵まれ、水稻、そば、大豆等の豊作を期待するところでありました。

山小屋トイレに対する国の補助金制度が、行政事業レビューで廃止の判定が下されたことを受けて、7月22日には東京都において山小屋や山岳関係者による全国集会が開かれ、私も参加をいたしました。環境に配慮した、山小屋トイレの整備を進めていく上では、国からの支援が不可欠であり、山小屋を持つ自治体として、県町村会や全国町村会を通じて、補助制度の継続を強く要望していくことが必要だとの方針が出されたところでありました。

一方、環境省では、有識者による検討会を行っており、8月11日には5年から10年の時限措置として、補助を継続するよう求める中間報告をまとめました。白馬村としましては、自治体や山小屋関係者で組織する、北アルプス山岳環境対策連絡協議会を通じての補助制度の継続について、強く要望してまいりたいと考えております。

環境課関係では、広域ごみ処理施設計画の検討委員会が、今月3日までに計11回開催されております。第11回委員会において第1次選定が行われ、33ある候補地が6カ所に絞り込まれました。既に報道されているとおり、1カ所は村内のコダラ地籍、残りの5カ所が大町市内となりました。

3日に行われた第11回委員会では、事前に1次選定に残った6地区の現地視察が行われ、あすの晩から順次候補地に関係ある地元地区において、意見交換会が計画をされています。今後、これらの状況も加味しながら2次選定が行われ、広域化基本計画、施設基本計画の見直しとともに、候補地決定の結論が出るのは10月中旬となる予定であります。

教育課関係では、繰越事業であります南小学校の児童トイレ改修工事、給食調理室改修工事、及び中学校のベランダ手すり改修工事、学校給食共同調理場・下処理室及びトイレ改修工事は、夏休み期間中に工事を実施し、既に竣工をしております。

スポーツ課関係の繰越事業であります白馬ジャンプ競技場原動機器修繕工事は、7月に終了をし、ウイング21発電機改修工事は現在施工中であります。また、本年度事業の観光レクリエーション施設A7号橋改修工事は、8月5日付で契約を締結し、12月末までの工期で現在施工中であります。

また、長野県が平成23年から平成27年までの5年間の国際スキー連盟の公認を受けるために計画しました、ランディングバーンマット・アウトランマットの張りかえ、防風ネット張りかえ工事は既に終了しております。

第12回スノーハープクロスカントリー大会を7月17日、18日の2日間開催をいたしました。梅雨明けの炎天下での大会となりましたが、延べ2,300人を超える参加者でにぎわい、すっかり白馬の夏の行事として定着した感があります。

また、FISサマーグランプリ白馬ジャンプ大会は、8月29日、30日の2日間、10カ国43名の選手が参加して開催をされ、2日間合わせて5,500名を超える入場者がありました。

それぞれの大会が、準備から運営に至るまで、村内関係団体を初め大勢の皆様にご協力をいただき、無事終了できましたことを感謝申し上げます。

住民福祉課関係では、各種検診を5月13日から始め、子宮がん検診は6日間で359人、乳房検診は8日間で274人、大腸がん検診は9日間で648人、胃検診は7日間で531人、肺がん検診は9日間で975人、前立腺がん検診は9日間で327人、特定健診・後期高齢健診は9日間で1,199人の受診者がありましたが、受診できなかった方々のために、追加して9月

6日にも検診日を設けることといたしました。また、女性特有のがん検診につきましては、医療機関に委託をして検診を進めております。

年金受給に関連して、全国で高齢者の所在不明にまつわる話題が報道されましたが、白馬村では今年100歳になる方を含め、100歳以上は8名おりますが、全員の所在確認がとれておりますので、お知らせをしておきます。

次に、今年度予算において、支給範囲の拡大を図った福祉医療費の給付状況につきましては、4月分では676件、298万円余で前年度比123%、5月分は717件、403万円余で前年度比168%の増という支給状況で、予算編成時の想定内で推移をしております。

給付内容を見ると、低学年は受診件数が多くなっていますが、高学年になるほど少ないという傾向が見てとれます。また、重度心身障がい者給付の件数、給付も伸びが見受けられる状況となっております。

2年目を迎えている、乗り合いタクシーの利用状況につきましては、6月は604人、1日平均27.5人、7月は572人、1日平均27.2人で、実利用人員は6月141人、7月は142人という状況となっております。

建設水道課関係では、5月23日から24日にかけての110ミリを超える大雨で、どんぐり・堀之内地区の村道路肩が決壊し、7月下旬に災害査定を受けたところ、約770万円の復旧費用が認められましたので、今定例会に補正予算を上程いたしました。

神城山麓線供用部分の交通安全施設等や、グリーンスポーツ付近の深空橋、村道オーバレイ等の繰越事業につきましては、既に発注を終え工事に着手をしており、今年度に計画した事業についても順次発注を進めているところでありますので、よろしく願いをいたします。

固定資産税の誤課税問題につきましては、6月定例会において急遽補正予算をお認めをいただき、6月30日付で相手方に規定により算定した金額を返納いたしました。誤課税の発生原因と再発防止策につきましては、税務課及び庁内委員会で調査検討をまいりました。その結果、6月定例会の折にも報告させていただきましたが、地方事務所から送付された非木造家屋部分別評点算出表から電算入力用一棟カードに転記する際の転記誤りであることが確認されました。そして、このほかには同種の誤りがないことも確認したところであります。

再発防止策としましては、チェック体制の強化に尽きるわけではありますが、家屋担当の評価復命を課長、課税係長がチェック検算を行い、電算入力後のデータを再度課長、係長が確認するという体制で臨み、誤りのない課税体制を構築してまいります。

また、当時関係した職員については、法に抵触する行為ではないとはいえ、単純なミスを犯した上、事後の確認もできていなかったこと、その上司については監督指導が行き届かなかったことなどを含めて減給処分とし、当該年度以降の関係職員に対しては、組織体制上の問題はあっても、長年気づかずに経過をし、税務行政に不信感を募らせたことなどから、訓告厳重処分とす

ることにいたしました。

総務課関係では、議会の皆様にもご出席をいただき、7月23日には繰越事業としております地域情報基盤施設整備工事の安全祈願祭を行い、工事に着手をしております。降雪前までには、大方の工事を終え、試験放送を始めたいと考えております。そのためには、実際の業務運営や維持管理を行う指定管理者を決定し、また番組編成審議会委員を委嘱し、会議を開催するための準備をしております。

指定管理者については公募を行った結果、2社の申し込みがあり、庁内の審査会の審査を経て、本定例会の中で議案として上程する予定でおりますので、よろしくお願いをいたします。

行政の透明性を高め、第三者機関に評価をしてもらう事務事業の評価につきましては、信州大学山岳総合科学研究所長の鈴木教授を再度委員長にお願いをし、10人で構成される事務事業評価委員を先ごろ委嘱をいたしました。現在、評価をする事業についての各課ヒアリングを行っているところであります。評価の結果については、これまで同様公表をし、また来年度以降の予算にも反映をしてみたいと考えているところであります。

また、第4次総合計画後期計画の見直し作業につきましては、30名の審議会委員を委嘱し、これまで2回の会議を開催しております。3つの部会に委員がわかれ、庁内の補佐、係長で構成するワーキンググループと並行する形で、前期計画の検証と後期計画策定のための検討を始めているところであります。

消防関係では、昨年につき、本村の消防団がポンプ車、小型ポンプ操法の両部門で大北大会において1位となり、8月1日に塩尻市で開かれた県の操法大会に大北代表として出場いたしました。残念ながら県大会では思うような成績が残せませんでした。日ごろの訓練の成果と健闘に大きな拍手を送りたいと思うところであります。

さて、本定例会に上程いたします案件は、議案8件、認定案件7件であり、最終日には9月30日で任期満了となる教育委員にかかわる同意案件、及び11月1日で任期満了となります選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを、議事日程に追加をしていただくことをお願いしたいと考えております。

提出議案のうち、平成22年度一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出の総額に4,754万6,000円を追加をし、歳入歳出それぞれ44億430万円とするもので、補正の概要を申し上げますと、歳入では普通交付税の増額交付に伴い、臨時財政対策債を3,990万円ほど減額をし、平成21年度繰越金1,690万円、緊急雇用創出事業や災害復旧補助金約1,760万円を追加することとし、歳出では村有資産台帳等の作成委託に約990万、災害復旧、道路改良・維持補修等に2,070万円、頂上宿舍雪害修繕に360万円等を増額補正するものであります。

それぞれの報告、議案についての詳細は、担当課長より説明をいたしますので、ご審議をいた

だき、円満なるご議決を賜りますようお願いを申し上げ、第3回定例会招集に当たりましての冒頭のごあいさつといたします。ありがとうございました。

議長（下川正剛君） これより議案の審議に入ります。

お諮りをいたします。日程第5 議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第38号は、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることに決定をいたしました。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題3回まで、また規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べるできないと定められておりますので、申し添えます。

△日程第5 議案第38号 長野県地方税滞納整理機構設立に関する協議について

議長（下川正剛君） 日程第5 議案第38号 長野県地方税滞納整理機構設立に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 議案第38号につきまして、朗読を省略し、ご説明を申し上げます。

この議案につきましては、地方税等にかかる滞納整理処分等の事務に関する広域計画を作成し、広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、当該事務を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、広域連合を設立するわけですが、長野県地方税滞納整理機構の規約を定めることにつきまして、白馬村が長野県及び長野市ほか75市町村と、地方自治法第284条第3項により協議をしたいということで、地方自治法291条の11の規定によりまして、議会の議決をお願いしたいというものでございます。

次のページ以降が、県と県内全市町村と協議したい規約の案でございますので、次のページをご覧くださいと思います。

長野県地方税滞納整理機構規約案でございますけれども、第1条が広域連合の名称で、長野県地方税滞納整理機構という名称でございます。

第2条は、この広域連合を組織する団体でございますけれども、長野県と長野県内の全市町村78団体になりますけれども、それが構成団体でございます。

第4条のところでは、広域連合の処理する事務ということで、1号が地方税法に基づく地方税及び国民健康保険税、これのうちの滞納事案のうち、広域連合への移管の手続を行った事案に係る滞納処分及び、これに関する事務というものが1号でございます。2号が、構成団体の職員に対する徴収業務に関する研修事務。3号が、同じく構成団体の職員からの相談に関する事務ということが、この広域連合の仕事でございます。

第6条では、この広域連合の事務所の位置でございますけれども、広域連合の事務所は千曲市に置くということで、千曲市の県の建物で借りられる場所があるということで、インターも近い、鉄道の駅も近いという場所で予定をしております。

第7条では、広域連合議会の組織でございます、議員の定数は7名でございます。

次のページが、その第8条、議員の定数の内訳でございますけれども、長野県議会議員から1名、市長の中から1名、町村長から1名、市議会議員から2名、町村議会議員から2名の計7名というものでございます。

任期でございますが、第9条では、それぞれの長又は議会の議員の任期によるということで、その団体で任期が再選されれば引き続くということでありますけれども、4年を限度とするということでございます。ただ、4年を過ぎたあと、再度の立候補を制限しているものではございません。

次のページへ行きまして、11条でございます。広域連合の執行機関の組織でございますが、広域連合長、副広域連合長をそれぞれ1人を置くということ。

第13条では、任期でありますけれども、先ほどの第9条の議員の任期と同様でございます。

次のページへお願いいたします。第17条では、広域連合の経費の支弁の方法ということで、広域連合の収入の財源でございますけれども、各市町村からの負担金について2項で挙げているものでございますけれども、基本負担額、それから処理件数割額、それから徴収実績割額と3種類でございますが、基本負担額につきましては、今予定しておりますのは1市町村5万円で、県は3,000万円を予定しております。

それから、処理件数割でございますが、1件16万6,000円ほどを予定しております、白馬村の場合には20件を予定しておりますので、基本負担額と処理件数割で337万円ほどの負担という、23年度の負担はそんな金額になるということで、全県的には全体で1,000件を予定しております、総予算2億ほどの予算を予定しているところでございます。

附則でありますけれども、この規約は総務大臣の許可のあった日から施行するということで、12月末から1月ごろに許可が出るような予定を、今しておりますけれども、その許可があった後に施行をするということで、そこで広域連合を設立し、そのあと広域連合長の選挙、それから議員の選挙を経て、4月1日から業務を開始という予定でございますので、よろしくお願いたします。

私からは、以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番篠崎久美子です。議案第38号 長野県地方税滞納整理機構の設立に関する協議についての議案について質問申し上げます。

通告では3点ございますが、2点とさせていただきたいと思います。

1つ目は、長野県地方税滞納整理機構の立ち上げによって、白馬村において得られる効果はどのようなものであるか。また、あわせて設立に伴う白馬村の経費負担はどれくらいであるか。

2つ目といたしまして、広域連合議会の議員定数は7名とございますが、その7名の根拠と機構の目指す効果や経費的な部分において、その議員定数は適当であるのかをお伺いします。

3点目、機構の設立の時期ですが、これは、今、最初の説明にございましたので、3番目は省略させていただきたいと思います。以上です。

議長（下川正剛君） 説明を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 説明をさせていただきます。まず白馬村が得られる効果ですけれども、それから設立に伴う経費負担ということでございますが、準備委員会の方で増収効果の試算をしております、実際に業務を始めてみないと、実際のところはわかりませんが、他県の実績等を勘案し考えているのが、1件当たり200万円程度の平均金額でありますけれども、徴収にまつわるものになるだろうという考え方もしておりますし、このほかにこういう県で共同して取り扱いになるということが周知されれば、そういうことでも頑張っただけという人も増えてくるというようなことが考えられておりますので、20件掛ければ4,000万プラスアルファというようなことに計算上なりますけれども、実際のところはやってみないとわからないわけでございます。

それから、白馬村の経費負担につきましては、先ほどの基本負担額が5万円、それから処理件数割が1件16万6,000円で、20件で計算いたしますと337万円というものでございます。

それから、広域連合議会の議員定数の7名が適当であるのかということでもありますけれども、この準備委員会で考えている、この7名の根拠でございますけれども、広域連合が実施する事務は、地方税の滞納整理に限定されることから、審議事項も限定されると。それから、本件と同様の事務を行う他県の広域連合、一部事務組合の議員定数は6名から8名である。

それから、議員選出区分は、構成団体が市町村及び県であることから、先行県を参考に、県議会議員、市長、町村長、市議会議員、町村議会議員の区分を設定して、それぞれ各区分ごとに1名は確保すると。それから、その1名に加えて、市議会議員、それから町村議会議員の定数がほかに比べて多いということから、1名を加えて2名にしているということで、県議会が1名、市長が1名、市議会が2名、町村長が1名、町村議会が2名、合計7名という考え方でございます。以上でございます。

議長（下川正剛君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

まず、原案に反対する方の発言を許します。12番小林英雄議員。

第12番（小林英雄君） 議案第38号 長野県地方税滞納整理機構設立に関する協議についてありますが、反対の立場で討論をさせていただきます。

広域連合長野県地方税滞納整理機構の設立に向けては、特に重大な人権侵害や地元の中小企業の倒産を招くことを危惧してまいりました。5点ほど申し上げます。

この広域連合の広域連合規約第4条でございますが、当初は含めないという方向が示されておりました、国民健康保険税を含めることとしていること。

そして2つ目には、同じくこの同条には、広域連合が処理する事務として、構成団体が移管した事案にかかわる滞納処分及びこれに関する事務とあります。まさに機械的な差し押さえと徴収が目的であって、滞納者の実態に即した納税、猶予の問題、滞納処分停止などの措置をとることは想定されていません。

そして3つ目には、同規約案の第17条でございますが、経費の支弁として処理件数割額が規定されております。こうした枠組みは各市町村に移管数を、移管の数ですね、これを割り振って、それ自体を目標化する危険性を持っていること。さらに処理件数割額があれば、高額滞納案件であっても、基本的に徴収が見込まれないケースは、費用対効果から移管できないという皮肉な結果になるのではないのでしょうか。

さらに、4番目といたしまして、同じく第17条ですが、徴収実績割額が規定されております。これは広域連合の経費を補償するためには、基本負担額、処理件数割額だけでは不足をするということ、これが想定されているのではないのでしょうか。市町村負担が増える仕組みであるというふうに考えられます。

5つ目に、この規約案には、将来的にいろいろな不都合が発生した場合、規約案には将来的に市町村が広域連合から脱退する方法については定めておりません。不備な点を感じます。

1つ目に、私は国民健康保険税を含めるということを申し上げましたが、今、貧困と格差が広がる中で、市町村の国保の危機的状況がますます深刻の度を加えております。つまり高すぎる保険料、そしてさらには全国で横行しております非情な滞納の制裁、そして増え続ける無保険者、こういうことを考えた場合に、まず第1番目の国民健康保険税を含めるということには、強く反対をしたいと思います。

以上、申し上げましたが、以上のことから、広域連合長野県地方税滞納整理機構の設立は、私は拙速であると思います。同広域連合規約に反対をいたします。改めて、この問題については広く国民的な議論、県民的な議論を起こすことを切望いたしまして、討論とさせていただきます。終わります。

議長（下川正剛君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。13番太谷正治議員。

第13番（太谷正治君） 13番太谷正治です。議案第38号 地方税滞納整理機構設立に関する協議について、本案件に対し賛成の立場から討論させていただきます。

地方税滞納整理機構設立に関しては、白馬村は徴収率では県下ワースト1を、ここ数年来記録をしており、不名誉な状態が続いているところです。大口滞納者対策は、どこの町村でも苦慮しているところであり、これは市といえども逃げられるものではないのが現状です。

この件については、ここ数年をかけて市町村関係団体で協議がされ、準備が進み、白馬村議会でも取り上げられ、特に第2回定例会において審議がなされた案件であります。白馬村にとっても、今必要な組織であると思います。

以上、賛成討論とします。

議長（下川正剛君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議案第38号 長野県地方税滞納整理機構設立に関する協議についてを、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（下川正剛君） 起立多数です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第39号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定について

議長（下川正剛君） 日程第6 議案第39号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第39号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定について、朗読、説明をいたします。

次のとおりケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

公の施設の名称、ケーブルテレビ白馬。

指定管理者となる団体の所在及び名称、安曇野市穂高有明7398番地61、株式会社エーアイシーコミュニケーションズ。

指定の期間、平成22年10月1日から平成27年3月31日まで。

本件は、本年度繰越事業として、国の補助金、交付金を得て工事を進めている地域情報通信基盤整備事業のうち、ケーブルテレビ白馬事業について、施設の維持管理、料金徴収、番組制作など運営を委託する指定管理者の指定をするための議案であります。

6月15日から7月5日にかけて公募をしたところ、株式会社エーアイシーコミュニケーショ

ンズ及び株式会社マウントの2社から応募がありました。

庁内において、担当課である総務課内の検討委員会を経て、副村長、教育長を初め庁内の課長で組織する10人の審査委員会委員が合同でヒアリングを行った後に、審査表により個々に評価をいたしました。

結果といたしまして、(株) エーアイシーコミュニケーションズに対する委員による総合審査平均点数が112.8点で、(株) マウントより上位の点数となり、また委員10人中6人が、(株) エーアイシーコミュニケーションズを上位に評価したので、指定管理者として選定することとし、今議会に提案をするものであります。なお、審査上普通とされる点数の配点は100点となっております。

審査の過程や内容については、お手元に配付をいたしました資料のとおりでありますので、よろしくお願いたします。

議長(下川正剛君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

2番篠崎久美子議員。

第2番(篠崎久美子君) また3点について、議案第39号についてお伺いたします。

ケーブルテレビ白馬の今後の予定する経費部分の説明をお伺いたします。

2番目といたしまして、審査委員会についてですが、白馬村公の施設にかかわる指定管理者審査委員会規定第3条3項を適用する必要性はないと判断されたのか。また、その場合、その理由をお伺いたします。

3つ目といたしまして、一部新聞報道によりますと、選定に当たって地元雇用効果がより高いことが理由とございましたが、選定業者が他の応募業者より、その効果が高いとどの部分で判断されたかをお伺いたします。

議長(下川正剛君) 答弁を求めます。太田総務課長。

総務課長(太田 忠君) 篠崎議員さんからの3点の質問についてお答えをしたいと思います。

1点の、今後の予定する経費部分ということについてでございますが、現在ケーブルテレビ白馬の整備工事を行っている最中で、施設も最終的な状態ではありませんので、あくまでも現在における考え方ということで、ご理解を願いたいと思います。

平成22年度につきましては試験放送期間ということで、利用料収入が見込めないため、指定管理者が事業計画で見込んだ予算計画のうち、この期間に運営する費用につきましては、白馬村が支払う必要がありますので、指定管理者の指定手続を経て、経費を両方で協議することとなります。

また、平成23年度以降は、利用料収入の中で維持管理経費となる施設の保守費用や、電柱への添架料、加入の脱退に伴う諸手続、及び新規工事等について実施してもらうこととなります。

あくまでも概算経費となりますけれども、徴収事務等の事務的経費を除きますと、2,000万

円ほどになるという試算をしております。

この辺につきましても、現在繰越事業で行っております現況予算の中で、どこまで整備について対応できるのかで、状況が変わってまいりますので、ご容赦を願いたいと思います。

また、当初に指定管理者の経費に含まれておらず、村が負担する部分は、施設の保険料やテレビ番組を運営するために必要な音楽著作権関係、及び番組制作にかかわる部分でありまして、これは両方で協議し決定していくこととなります。

これにつきましても、試験放送期間内で経費について、より精度を高め、限られた予算の中で最大限の効果が上がるものにしたいと考えております。

2番目の、委員の選任の関係でありますけれども、審査委員会委員につきましては、審査委員会規定では、議員ご指摘のとおり、村長が必要と認めるときは、外部から委員を選任できるという、できる規定になっております。しかしながら、基本的には庁内委員で行うことを原則としておりまして、今回の審査が外部からの委員を招聘して判断を仰ぐほど、審査に専門性を必要とする事例ではなかったために、庁内委員により選択をしたものであります。

3番目の、審査をするに当たって、職員採用計画が一部新聞報道ではその結果になったというようご指摘でございますけれども、審査をするに当たっては、項目の中に職員採用計画という項目があり、それに対してヒアリングにおいて、具体的な採用計画を回答した業者があったことは事実であります。しかしながら、具体的な地元雇用の採用計画があることが選定理由という、一部新聞報道は飛躍し過ぎており、そう考えた委員もいたかもしれませんが、あくまでも審査項目に対して、審査委員がそれぞれでつけた評価点の平均点により優劣をつけ、指定管理者を選定したものでありますので、よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結をいたします。

△日程第7 議案第40号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第7 議案第40号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 議案第40号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

次のページをご覧ください。白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例でございます。

改正する内容につきましては、別表第3の改正ということでございます。

次のページの新旧対照表をご覧ください。本年12月1日から下水道排水設備工事責任技術者の登録先が、今までは市町村でしたが、それを長野県下水道公社へ一元化するということになり

ました。それに伴い別表第3にあります、責任技術者の登録料と、責任技術者の更新手数料の規定につきまして削除するというものでございます。

それにあわせて、別表第3の名称から指定工事店という項目を削るということでございます。すみません。新しく指定工事店の登録料、保証料及び手数料というふうに、指定工事店を加えて、改正するというものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結をいたします。

ただいまより11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

議長（下川正剛君） 再開をいたします。

△日程第8 議案第41号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第3号）

議長（下川正剛君） 日程第8 議案第41号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第41号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出4,754万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億430万円とするものであります。

4ページをお開きをいただきたいと思っております。第2表地方債の補正であります。追加として国の無利子貸付債を300万円、地方道路等整備事業債を150万円、公共土木災害復旧事業債を300万円、新たに借入れをしようとするものであります。

変更では無利子貸付債、地方道路等整備事業債等に借りかえをすることとしたため、豪雪対策事業債を1,700万から1,380万円に、また普通交付税が多く交付されることとなったために、臨時財政対策債を3億7,800万円から3,998万7,000円減額して、3億3,801万3,000円に変更するものであります。利率、償還の方法等につきましては、ご覧をいただきたいと思っております。

次に、8ページをお開きいただきたいと思っております。歳入明細であります。主なものを説明しますと、地方交付税は3,993万9,000円追加し、15億393万9,000円といたします。

使用料及び手数料については、ケーブルテレビ白馬の開局を来年4月とし、それまでは試験放

送期間、徴収システム構築等の事務準備期間として利用料が徴収できないこととなったために、当初予定した75万円の収入を減額します。

国庫支出金については、現年発生公共土木施設災害復旧負担金466万9,000円を増額するものであります。

9ページの土木費国庫補助金については、神城山麓線新設改良にかかわる補助金435万円を増額するものであります。

県支出金の総務費補助金は、緊急雇用創出事業補助金として993万1,000円を増額補正いたします。

10ページの衛生費補助金については、妊婦健診、自殺対策補助金を、環境衛生費から保健衛生費に節がえするための補正であります。

繰越金については、決算に伴い生じた前年度繰越金1,693万3,000円を増額補正するものであります。

雑入については、頂上宿舎の雪害に対する損害保険料を増額補正するものであり、11ページの村債は、先ほど述べましたように、有利な国の予算等貸付債、地方道路等整備事業債を借り入れるために、豪雪対策事業債を320万円減額するものであります。

また、普通交付税の増額交付に伴い、それを補てんするために借り入れをする臨時財政対策債を3,998万7,000円減額し、道路災害復旧のため公共土木災害復旧事業債を300万円増額補正いたします。

次に、歳出明細であります。12ページをお開きいただきたいと思います。全体を通じてでございますけれども、職員給料、手当等の補正につきましては、4月の人事異動に伴い生じた過不足を、各款、項、目等で行うものでありますので、以下説明は省かせていただきますが、よろしく願いをいたします。

財産管理費の緊急雇用創出事業委託料993万2,000円につきましては、村有財産管理台帳をデータベース化し、将来の複式簿記等に対応できる財産管理システムを構築するものであります。

ページが飛びますが、17ページの経営体育成交付金は、認定農業者に対する農機具等の購入補助金でありまして、18ページの重機借り上げは、農地の整地に伴う機械使用料であります。

19ページ、観光施設整備費の修繕費382万円につきましては、頂上宿舎の雪害に伴う修繕料であります。

商工振興費の産業振興緊急雇用事業委託料98万6,000円につきましては、商工会の白馬ガレット事業振興のための委託料であります。

20ページ、土木道路維持費の4,000万円は、村道側溝や水路、道路標識、穴埋め等に要する経費であります。

村道改良国庫補助事業の工事請負費は、国庫補助増額に伴う神城山麓線工事費の増額であり、道路改良起債事業の370万円は、補償費に支出費目がえをするものであります。

非常備消防費の200万4,000円は、操法県大会への出場に伴う必要経費の増額補正であります。

21ページ、防災事業の150万円につきましては、地域防災無線は現行では使用しておらず、デジタル化への移行も今後しないために、来年度の免許更新前に廃止をすることとし、その関係施設、役場、佐野坂中継局等を撤去するためのものであります。

23ページの現年発生公共土木災害復旧事業772万円は、本年5月の大雨で路肩が崩れました、どんぐり・堀之内地区の災害復旧費用でありますので、よろしくお願ひします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番篠崎久美子でございます。議案第41号につきまして、以下3点質疑申し上げます。

12ページの歳出の部分でございますが、第2款総務費1項2目、説明番号で012121財産管理事業、13036緊急雇用創出事業委託料についてですが、何名分の雇用創出が予想される事業であるか。また今年度で完結の事業予定であるかをお伺ひします。

2つ目といたしまして、同じく支出の部ですが、15ページ第4款衛生費1項2目、014121保健予防事業、12056翻訳筆耕料についてですが、翻訳筆耕料の具体的内容と必要性、期待される効果についてお伺ひいたします。

さらにもう1点、支出の部でございますが、16ページになります。第4款衛生費1項2目、014124自殺対策緊急強化事業、12001通信運搬費でございますが、その事業の必要性及び内訳についてお伺ひいたします。

議長（下川正剛君） 説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 篠崎議員さんからの質問にお答えをしてみたいと思います。

本事業につきましては、県の補助金100%の事業であります。雇用創出の規模については、現在考えている仕様では、約6名ほどの雇用創出につながるというように考えております。事業の終了年度につきましては、4カ月ほど作業にはかかると考えていますので、今年度で完結したいと考えております。

なお、委託先につきましては、この予算が認められた後に、緊急雇用創出事業を予定している業者で、本事業を業務としている会社の中から業者を指名し、入札に付したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（下川正剛君） 次に、松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） お答えをいたします。翻訳筆耕料につきましては、外国人生活ガイ

ドブックというのがA版で出ておりますが、これは白馬に転入をして暮らし始めるために必要なことを整備をしたわけでございますが、今回お願いしたいものにつきましては、母子保健、予防接種等細かい健診等につきまして、外国人より説明を求められるために、それらに対応するために、予防接種、健診、母子保健等のものを整備したいものでございます。

それから、次の自殺対策の郵便料でございますが、議員ご存じのように、国、県、村も含めて、自殺対策につきましては予算を計上して取り組んでいるところでございますが、このほど長野県の事業といたしまして、アンケートを行いたいということで、長野県内では14市町村が手を挙げたわけでございますが、その中に白馬村も手を挙げ、これを行うための返信用の封筒等の料金でございます。

これによって、どういう効果が求められるかということでございますが、自殺はなかなか原因がつかめかねている状況であります。このアンケートによって、少しでもその一端、取っかかりができればなあということで、白馬村も取り組むものでありますので、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結をいたします。

△日程第9 議案第42号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

議長（下川正剛君） 日程第9 議案第42号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） 議案第42号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）につきましては、5ページをご覧くださいと思いますが、保健師が産休、育児休業に入っているために、給料、職員手当を減額し、賃金に変えたいものでありますので、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結をいたします。

△日程第10 議案第43号 平成22年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

議長（下川正剛君） 日程第10 議案第43号 平成22年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） 議案第43号 平成22年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

平成22年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64万6,000円としたいものでございます。

5ページをご覧くださいと思います。歳入につきましては、繰越金14万6,000円を追加したいものでございます。

6ページ、歳出につきましては、諸支出金の中で支払基金返納金、また国庫支出金返納金、それぞれ11万2,000円、それから3万4,000円、合計14万6,000円追加したいものでありますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結をいたします。

△日程第11 議案第44号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（下川正剛君） 日程第11 議案第44号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 議案第44号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、説明をいたします。

第1条をご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6,806万2,000円とするものでございます。

補正内容を説明いたしますので、5ページをお開きください。まず歳入でございます。前年度繰越金を201万4,000円追加するものでございます。

次のページをご覧ください。歳出明細でございます。まず、1項総務費1目一般管理費では、下水道の認可申請書作成業務委託料について348万円減額するというものが、主なものでございます。

2目施設管理費は、浄化センターの施設管理用備品として、水質試験機器などの購入に63万7,000円追加するというものでございます。

続きまして、2項下水道建設費1目公共下水道建設費は、共同排水設備設置等補助金を450万円追加するというものでございます。内容につきましては、下水道認可区域内、下水道区域内においてポンプの設置が2カ所。区域外流入ということで、下水道区域外からの接続をしたいというものが1カ所ございます。これについて補助をするというものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結をいたします。

△日程第12 議案第45号 平成22年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）

議長（下川正剛君） 日程第12 議案第45号 平成22年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 議案第45号 平成22年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

第2条をご覧ください。第2条の表のところでございます。収益的収入で営業外収益として110万2,000円の追加。支出では営業費用を335万8,000円追加するというものでございます。

内容ですが、次のページをご覧ください。収益的収入及び支出の内容について説明をいたします。まず収入では、アスベスト除去に伴う国庫補助金110万2,000円の追加でございます。

支出では、1項営業費用2目配水給水費の修繕費に、落倉配水池に制御室が別の建物でございます。そこに対して、そのアスベストの除去費用として330万8,000円を追加するというものが主なものでございます。

アスベストにつきましては、6種類あるというふうにされています。そのうち3種類の調査について実施をしていなかったということで、県からご指摘をいただきまして、本年度急遽その調査を行った結果、フリソタイルというアスベストが、落倉の配水池にあります制御室で検出をされたということで、それに対する除去の予算ということが主な内容でございます。

以上です。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第39号から議案第45号までにつきましては、お手元に配付してあります平成22年第3回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会付託書のとおり付託することに決定をいたしました。

これより認定案件の審議に入ります。

お諮りをいたします。日程第13 認定第1号から日程第19 認定第7号までを一括議題と

いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号までは一括議題とすることに決定をいたしました。

△日程第13 認定第1号 平成21年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第14 認定第2号 平成21年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第15 認定第3号 平成21年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第16 認定第4号 平成21年度白馬村老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第17 認定第5号 平成21年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第18 認定第6号 平成21年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第19 認定第7号 平成21年度白馬村水道事業会計決算認定について

議長(下川正剛君) 最初に、日程第13 認定第1号 平成21年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。太田総務課長。

総務課長(太田 忠君) 認定第1号 平成21年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定については、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけ議会の認定に付すものであります。

私の方からは、歳入全般と議会、会計室、総務課所管にかかわる歳出について概要を説明し、その他の歳出につきましては、各担当課長がこのあと順次説明を行いますので、よろしく願います。

なお、金額につきましては、端数を省略して述べる場合があるかと思いますが、ご了承いただきたいと思っております。

また、事業の詳細につきましては、主要な施策の成果説明書等を用いて、決算特別委員会等で説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

まず、表紙をおめくりください。平成21年度の一般会計決算の歳入総額は49億8,671万7,078円、歳出総額は49億1,951万7,210円で、差引残高は6,719万9,868円となっており、翌年度繰越額は10億9,074万1,000円であります。

それでは、決算書の6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入であります。1款村税は収入済額が14億7,409万9,911円、不納欠損

額が4,484万2,927円、収入未済額につきましては、本年までの累計が9億138万6,598円となっております。

税目ごとでは、村民税の収入額が3億5,899万1,988円、固定資産税は10億549万6,239円、軽自動車税は2,238万4,600円、たばこ税5,819万584円、入湯税2,903万6,500円となっております。

7ページ、2款の地方譲与税につきましては、収入済額が8,098万8,484円で、これを構成する自動車重量譲与税、地方道路譲与税、地方揮発油譲与税のそれぞれの収入額、及び3款から5款の利子割、配当割、株式等譲渡所得割交付金の収入額は、決算書のご覧のとおりでございます。

なお、地方揮発油譲与税1,307万円につきましては、これまでの地方道路臨時交付金に変わる形で、平成21年度から新設された譲与税でありますので、よろしく申し上げます。

8ページ、6款の地方消費税交付金につきましては1億545万4,000円、自動車取得税交付金は1,958万5,000円、地方特例交付金は地域活性化・生活対策、経済対策、公共投資、きめ細かな臨時交付金等で2億2,793万円が、収入済額となっておりますけれども、ご存じのように、地域情報通信基盤整備事業や、きめ細かな臨時交付金事業につきましては、繰越明許費として、翌年度に繰越をいたしましたので、5億6,500万3,000円が収入未済額となっております。

9ページ、9款、地方交付税につきましては16億984万1,000円で、内訳は普通交付税が14億830万5,000円、特別交付税2億153万6,000円となっております。

また、国が地方交付税で手当できない部分については、村債のところで述べますけれども、臨時財政対策債で振りかえ、補てんすることとなっております。

10ページ、11款分担金及び負担金は8,611万1,011円で、主なものは飯田区の集会施設にかかわる地元負担金2,000万円と、神城山麓線にかかわる地元負担金801万6,000円、民生費児童福祉費の保育所の保育料負担金2,920万4,830円、地域公共交通会議からの負担金1,655万9,372円等が主なものであります。

12款使用料及び手数料につきましては6,731万円余で、総務使用料のジャンプ台リフト使用料が約3,887万円ほど、土木使用料の公有財産占用料が約657万円等が主なものであります。

12ページからの13款国庫支出金につきましては、総額が3億9,833万9,963円でございます。繰越明許にかかわる事業の収入未済分が3億1,894万7,267円となっておりますが、主なものは地域情報通信基盤整備事業2億9,400万円であります。

国庫負担金の主なものは、民生費児童手当負担金が約2,996万円、身体障害者福祉費負担金が約2,495万円、災害にかかわる国庫負担金が約4,128万円となっております。国

庫補助金は総額2億8,433万742円で、社会福祉費補助金が約790万円、神城山麓線関係の補助金が8,686万円、教育総務費補助金が約1,478万円、20年度の繰越事業であります定額給付金、子育て応援特別手当交付金が約1億5,684万円、農地等整備保全事業補助金が589万円、地域公共交通事業にかかわる地方の元気再生事業委託金が約1,058万円という内訳になっております。

14ページからの、14款県支出金につきましては、収入済額が2億5,516万5,691円で、収入未済額はJ-ALERT、ジャンプ台リフト改修等の補助金2,655万2,000円であります。収入の主なものは、児童手当負担金が約2,009万円、保険基盤安定負担金が約4,160万円、身体障害者福祉費負担金が約1,235万円、オリンピック施設起債償還費補助、緊急雇用創出事業補助金等が2,701万円、身障者医療給付費等の社会福祉費補助金が約1,304万円、16ページの児童福祉補助金が1,140万円、合併浄化槽補助金等の環境衛生費の補助金は681万円、農業費の補助金が632万円、林業費の補助金が3,035万円で、主なものは飯田区の集会施設に対する補助金2,000万円でありまして、商工費補助金は雇用再生に639万円という形になっております。

17ページ下段の委託金の主なものとしては、ジャンプ台管理委託金に約4,020万円、県民税徴収委託金が約1,774万円、衆議院議員選挙事務委託金が約668万円となっております。

次に、18ページの15款財産収入でございますが、総額が3,770万円余りで、土地建物貸付収入の約1,716万円が主なものであります。

財産売払収入では、中学校西側の村有地売払等に伴う収入として1,769万9,394円が入っております。

16款寄附金につきましては869万円余りで、主なものは、ふるさと白馬村を応援する寄附金16件568万円であります。

20ページの、18款繰越金につきましては1億653万4,158円で、この中には20年度の繰越事業にかかわる一般財源分1,147万1,000円が含まれております。

19款諸収入につきましては1億4,752万4,831円で、貸付金元利収入として商工振興資金預託金回収金が2,000万円、及び白馬メディアへの地域総合整備事業資金貸付金元利収入金約1,052万円が主なものであります。

雑入としては1億1,205万5,292円で、主なものはごみの関連手数料1,638万円、損害保険料1,167万円、介護給付金2,057万円、介護保険地域支援事業受託金が2,021万円、市町村振興協会交付金が570万円、スポーツ拠点づくり推進事業助成金が500万円、老人保健事業国庫負担金過年度精算金608万等が主なものであります。

22ページの、20款村債につきましては総額が3億5,473万5,000円で、主なもの

は土木債の8,250万円、元利償還分が後年度全額交付税算入される臨時財政対策債が2億4,423万5,000円、災害復旧事業債が990万円等となっております。

なお、土木費の国の予算等貸付債は、無利子の貸付債であり、5年据え置き20年償還という形になっております。

続きまして、歳出について説明をいたします。23ページをご覧をいただきたいと思います。

1款議会費の歳出額は6,392万円余で、その主なものは人件費でありますので、数字等についてはご覧をいただきたいと思います。

2款、総務費の一般管理費は1億5,788万9,587円で、各種委員、特別職、総務課職員の人件費にかかわるものが主たるものであります。これもご覧をいただきたいと思います。

26ページの財産管理費でございますが、これにつきましては、庁舎の維持管理等に要する経費が主なものであり、総額は4,509万1,219円であります。庁舎の管理賃金として515万、光熱費等の需用費に1,306万、点検・保険・郵便料等に827万、庁舎保守管理・JR乗車券販売委託等に640万、多目的調理室の改修に457万、ジャンプ台駐車場あるいはオリンピック記念館等の用地購入費に604万、これは平成21年で終了であります。等が主な支出でございます。

27ページをご覧ください。27ページの交通安全対策費は、安全協会に対する補助金が主なものであります。

防犯対策費は、防犯協会に対する補助金が主な支出項目であります。

それから、姉妹都市提携費は河津町、太地町との小学生交流等に要する経費の支出であります。

企画費は総額5,157万円余りで、いこいの杜借地料850万円、北アルプス広域連合経常費、地域公共交通会議への負担金に2,676万円、それから繰越事業であります図書館情報システム化に990万円等の支出が主な内容であります。

28ページの会計管理費については、会計室事務にかかわる経費でございます。

29ページの電算業務費につきましては2,539万円の支出となっておりますけれども、主なものは、電算総合行政システム業務委託料に1,383万円、ハード・ソフトウェア使用料に996万円等が主な支出となっております。

次に、31ページ選挙費をお開きをいただきたいと思います。31ページから33ページにかけては、選挙管理委員会にかかわる費用で、総額1,261万円余の支出となっており、人件費及び衆議院議員選挙にかかわる費用が主なものであります。

それから、33ページ統計調査費につきましては、農林業センサス等の統計にかかわる報酬や事務費でありまして、34ページの監査委員費は、監査委員の人件費にかかわるものが主たるものでありますので、よろしくお願いたします。

飛びまして、36ページ定額給付金費は、繰越事業である定額給付金と子育て応援特別手当交

付金の支給にかかわるものでありまして、総額は1億5,684万円余であります。支出内容につきましては定額給付金が3,898世帯、1億4,164万4,000円、子育て応援手当付金が対象者125人、442万8,000円の実績で、交付率は両者とも98%を超えております。

次に、65ページをお開きをいただきたいと思います。65ページの8款消防費であります。非常備消防事業は総額2,555万円余りで、消防団員の報酬、共済費、出動賃金、報償費等が主なものであります。

また、67ページの広域常備消防費につきましては、北アルプス広域連合の負担金1億2,548万円が主なものであります。

消防施設費につきましては、総額1,044万円で、消火栓の設置工事、それから管理経費、中部分団深空地区への可搬積載車購入666万円等が主なものであります。

防災費につきましては、耐震診断の委託料303万円、繰越事業であります広報行政無線操作卓設置、キュービクル修繕工事等の2,960万円、落倉、瑞穂地区への同報無線屋外子局設置にかかわる774万円等が主な支出項目になっております。

次に、また飛びまして81ページ、11款の公債費をお開きをいただきたいと思います。公債費は8億792万5,340円で、元金及び利子については記載のとおりであります。年々着実に減少をし、財政の健全化に向けて順調に減少しておりますので、よろしくお願いをいたします。

12款諸支出金につきましては、財政調整基金や減債基金、ふるさと白馬村を応援する寄附金に関する基金の積み立てにかかわる歳出であります。

人件費の削減や経費削減、国の経済対策施策等により、特定財源が増となったことから、財政調整基金及び減債基金に、村長のあいさつにありましたように、それぞれ利子のほかに1億円を積み立て不測の事態に備えることとし、ふるさと白馬村を応援する基金には568万円を積み立てることといたしました。

77ページ以降は、実質収支に関する調書、財産物品基金に関する調書であります。公有財産の土地の地籍が減少しているのは、国土調査の結果により地籍が減少したもの、あるいは村有地の売り払いによる減少であります。また、建物の延べ面積の減少であります。南部保育園、北部保育園、教員住宅等の解体に伴い生じたものであります。

その他の項目につきましては、それぞれご覧をいただきまして、説明を省かせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、私の関係する箇所の説明を終わらせていただきます。

議長（下川正剛君） 次に、横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 29ページに、お戻りいただきたいと思っております。税務課に関する、所管

する部分を説明させていただきたいと思います。

2項徴税費でございますけれども、支出済額8,300万円ほどでございます。1目が税務総務費で6,600万円ほどの支出でございますけれども、9名分の人件費が主なものでございまして、前年に比ばまして1名の増員をしております。

次のページをお願いいたします。2目の賦課徴収費でございます。ここでは支出済額1,700万円ほどでございます。村税の賦課徴収を行っているわけでございますけれども、報酬が150万円ほど、賃金が109万5,000円ほどでございます。徴収嘱託員の報酬賃金、それから臨時職員の賃金が主なものでございます。

委託料が870万円ほどでございます。この中の主なものは、右の説明欄にございますが、賦課徴収業務電算委託料ということで820万円ほどが主なものでございます。

次の、31ページでございますが、償還金、利子及び割引料につきましては420万円ほどの支出でございます。還付金と還付加算金でございますけれども、還付金の合計額が414万7,880円、それから加算金の合計額が10万900円ということで、件数にして69件分のもになっておりまして、前年に比ばまして1,500万円ほどの減という状況でございます。

税務課は以上でございます。

議長（下川正剛君） 1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

議長（下川正剛君） 再開をいたします。

松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） それでは、31ページから住民福祉課関係を説明させていただきます。

戸籍住民基本台帳費につきましては2,118万1,466円の支出済みでございます。戸籍住民基本台帳、印鑑等の事務、また人件費等でございます。

少し飛びまして、37ページ、民生費につきましては7億9,625万4,271円の支出済額でございます。1項社会福祉費1目社会福祉総務費につきましては7,671万4,485円の支出額でございます。これは民生委員、総務的なものの人件費等が主なもので、あと社会福祉協議会の補助金が1,848万3,000円を支出しているものでございます。

次に、老人福祉費につきましては6,044万7,499円の支出済でございます。高齢者にかかる総務、サービス費用、また乗り合いタクシーの運行等の費用でございます。

38ページで、委託料につきましては乗り合いタクシーの運行委託料795万5,000円等の支出でございます。

39ページ、障害者福祉費につきましては6,341万6,050円の支出済みでございます。

が、障害者自立支援法に伴う費用で、自立支援給付と地域生活支援事業費が主なものでございます。40ページにまいりまして、負担金補助及び交付金の中で、大きなものにつきましては、自立支援給付費4,746万9,000円等が主なものでございます。

次に、社会福祉施設費でございますが1,110万4,901円の支出済みでございます。これは、保健福祉ふれあいセンターの維持費、また広域の負担金が主なものでございます。

41ページ、介護保険費につきましては1億5,058万7,296円の支出済みでございますが、主に65歳以上の高齢者に対する給付金、またサービス施策費が主なものでございます。

次に、43ページ住民総務費でございますが、1億7,926万3,607円の支出済みでございますが、総務的なもので人件費でございます。関係としては、国保とか老人保健、後期高齢、人権援護、保護士等の関係の事務にまつわるものでございます。主なものは、繰出金といたしまして国保の繰出金9,443万2,000円、それから後期高齢者医療の繰出金が1,700万円余が主なものでございます。

次に、福祉医療費でございますが、3,361万5,964円の支出済みでございます。ここでは、老人、乳幼児等、障害者、母子、父子、精神、重度心身障害者の自己負担に対する給付費が主なものでございます。主なものは、次のページ44ページの扶助費の関係の3,050万7,000円等の支出でございます。

次に、2款児童福祉費につきましては2億2,034万8,984円の支出済みでございます。児童福祉総務費につきましては521万1,410円の支出済みでございますが、ここは放課後児童クラブ事業、主には指導員の賃金等489万3,000円等でございます。

児童措置費につきましては7,026万9,028円の支出済みでございますが、ここは児童手当関係でございます。主には扶助費でございます。

45ページ、保育所費につきましては1億4,486万8,546円の支出済みでございます。ここでは、しろうま保育園子育て支援ルームの運営費でございます。保育園では178名を26人の職員でみているものでございまして、人件費が75%を占めているものでございます。

次、47ページの年金総務費につきましては75万5,000円、48万5,000円の支出済みでございますが、国民年金事務にまつわるもの、転入・転出、資格喪失・取得などの移動の関係の取り次ぎを行っているものでございます。

次、4款衛生費につきましては4億7,029万3,083円の支出済み額のうち、保健衛生費につきましては1億6,382万8,583円の支出済みでございます。

49ページの保健予防費につきましては4,719万1,112円の支出済みでございます。ここでは、住民のがん検診、乳幼児から成人の健診、予防、教育指導、妊婦健診費用等でございます。主には委託料の健診の関係で2,320万6,000円等でございます。

次に、医療対策費につきましては954万2,053円の支出済み額でございます。村の医療施

策、休日・平日夜間、また休日当番医、冬のスキー傷害診療関係でございます。大きなものにつきましては、50ページ負担金ということで、北アルプスの関係、在宅当番医関係、それからスキー傷害診療の負担金200万円が主なものでございます。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 次に、丸山環境課長。

環境課長（丸山勇太郎君） それでは、環境課についてご説明いたします。

47ページにお戻りください。衛生費の中の1目環境衛生費ですが、1億700万円余でございます。主なものは需用費500万余りですけれども、これは公衆トイレにかかわるものでございます。委託料の770万円余りにつきましては、雑排水のくみ取りと処理の委託料のほか、めくっていただきました48ページの方でございますけれども、昨年緊急経済対策もございまして、森上と飯森駅の公衆トイレを2棟新しくしております。そのための設計監理委託料、登記委託料、あるいは村内13カ所のトイレの管理委託料でございます。そのすぐ下の工事請負費1,800万円余りにつきましても、その森上、飯森のトイレの工事請負費でございます。

負担金につきましては、北アルプス広域への負担金、あるいは落倉・嶺方簡水の償還補助金等でございます。合併浄化槽関係の補助金につきましては、建設水道課の所管となっております。

では、めくっていただきまして、50ページでございますが、清掃費の塵芥処理費でございます。決算額が2億2,544万6,000円ということで、こちらは需用費では指定ごみ袋の製作、ごみの早見表ですとか、ガイドブック等の印刷製本でございます。委託料につきましては、この2,850数万円がごみ収集等一切の委託料でございます。

負担金は、白馬山麓環境施設組合の清掃センターへの負担金、あるいはごみの集積場、生ごみ処理機、生ごみ堆肥化機材等への補助金でございます。

51ページに入りますけれども、2目のし尿処理費では8,079万6,000円、これはすべてクリーンコスモの負担金でございます。

温暖化対策費では22万1,760円、これは昨年、環境家計簿を作成いたしましたが、その印刷製本費でございます。

次に、ちょっと飛びますけれども、65ページ、都市計画総務費でございます。12万4,400円、これにつきましては、オオタカの保護監視員の報酬及び旅費が主なものでございます。

その下の都市公園費45万4,000円につきましては、大出公園の管理にかかわるものでございます。

以上です。

議長（下川正剛君） 続きまして、篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） それでは、観光農政関係、51ページからとなりますので、お願いをいたします。

まず、農業委員会費でありますけれども、主な内容としまして、農業委員14名の報酬及び職員は2名分の人件費でございます。

続いて、52ページに移ります。農業総務費でありますけれども、主な内容としましては、職員の人件費であり、ここでは5名分、振興公社派遣職員分もこの中には含まれております。

続いて、農業振興費であります。繰り越しの事業が2,000万ほど、21年度に繰り越されている事業も含めております。したがって繰り越しの工事、あるいはカドミウム対策、中山間地の直接支払事業、農林関係で所管をしております多目的集会施設、体験実習館等の維持管理経費が主な内容でございます。

項目で若干申し上げますと、委託料に記載をされております140万余りは、道の駅あるいはかたくり橋の改修にかかわる設計、あるいは管理業務に関するもの。

53ページの方にいきまして、工事請負費、それから備品購入費で説明をいたしますと、工事の関係でいう道の駅の改修、玄関前を改修した工事と、それから佐野地籍にあります、かたくり橋の改修工事でございます。備品購入の農機具は、そば・大豆用ということで、畝立てをして畝をつくるアタッチメントでありますけれども、これを2台。それから電気さくにつきましても400メートル分を実施をいたしました。いずれも経済対策の臨時交付金を活用しまして、この事業を実施をいたしたという内容でございます。

続いて、農地費であります。説明は54ページからになります。農地費関係では、主には県営農道整備の関係であったり、それから村単の土地改良事業、あるいは農業集落排水事業特別会計への繰り出しが主な支出となっております。翌年度の繰り越し欄に委託料で42万円、あるいは工事請負費で483万円というふうに記載をされておりますけれども、こちらにつきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、農業用施設の小規模改修を3カ所やるということで、今年度に事業を実施をいたします大川、外出、森上の水路改修が、この内容でございます。

それから、工事請負費のところ920万ほどの支出がございますが、農地有効利用支援整備事業ということで、新田のゲート等を取りかえをいたしましたけれども、これも経済対策の交付金を活用したものでございます。

それから、負担金のところで、農免農道事業の負担金700万がありますけれども、これは大出農免道路であり、松川の右岸の取り付けの舗装工事を実施をしました。工事費3,000万に対する村の負担割合は30分の7でございます。その金額でございます。

それから、土地改良事業の償還金が3,700万ほどありますけれども、以前に借り入れを起こしたものの22団体分が償還の総額でございます。

55ページ、林業費に移ります。林業振興費でございますけれども、主には林業振興、農道維持管理補修に関係をするもの。それから森林整備に関係をするもの。有害鳥獣の被害対策に関係をするもの。さらには昨年度からの繰越事業で実施をいたしました、木の香る施設整備というこ

とで、飯田の交流センターに関係をする工事等が主なものでございます。金額的に工事のところ
で、交流センターの建設工事3, 800万ほどありますけれども、これが飯田交流センターの部
分でございます。

それから、その下に、あわせて連絡棟をつくりましたけれども、これは村の単独工事であり、
経済対策臨時交付金を充てて事業を実施をしたものでございます。

大まかは、以上でございます。

続いて、56ページになります。備考欄のところでは森林整備関係等の補助もありますけれども、
森林整備の地域活動支援交付金というものが440万ほどございますけれども、これは森林整備
を行うための公函等の確認等のものに補助金が出る制度でございますけれども、8団体ほどに支
払いをしております。

続いて、地籍調査事業であります。地籍調査につきましては、国調の調査を行うものであり、
主な内容としましては職員1名分、それから臨時職員1名、公社の準職員1名分の人件費が主な
ものであり、昨年は北城地籍の白馬町、あるいは瑞穂の13区、14区とされているところの
調査、測量業務を実施をしたところでございます。それに所管をする経費でございます。

57ページに移りまして、観光商工費関係であります。観光総務費、主な内容でありますけれ
ども、職員の人件費、内訳で言いますと4名分の職員の人件費と、観光局出向の2名分がこの中
に含まれております。それから県の観光協会に施設整備をお願いをしました山小屋等の償還金が
主なものでございます。

この公有財産購入費でいいいます、2番目と3番目の頂上宿舎と天狗山荘、八方の多目的広場に
つきましては21年度で償還が完了をしたところでございます。

58ページに移ります。観光施設の整備費でございます。主な内容としましては、山小屋や登
山道の修繕に関係をいたします経費、あるいはオリンピック記念館に関係をします維持管理の経
費等でございます。

需用費のところの修繕費1, 100万ほどございますけれども、主には頂上宿舎のボイラーや
発電機の修理、あるいは八方池山荘のトイレ等の修理が主な内容でございます。

それから、工事請負費のところでは、白馬岳の小雪溪避難小屋の再建工事1, 100万ほどござ
いますけれども、これは雪害によりまして損壊した小屋の再建ということで、20年度から21
年度に繰り越しをして、事業を実施をした内容でございます。

それから、観光宣伝振興が59ページになりますけれども、主な内容としましては、観光局へ
の負担金やインバウンド対策との海外観光客の誘致事業、それから古民家の改修関係の費用等が
主な内容でございます。

委託料のところでは、ふるさと雇用再生委託料630万ほどありますけれども、これは観光局の
プロパー雇用職員を、委託料という形で国のお金を用いておりますけれども、3名分がこの経費

でございます。

その下のシャトルバス借上料の560万円は、村がナイトシャトルバスの運行をするに当たりまして、3台のうちの2台分を借上料として計上しております。残りの1台分は観光局が負担をしております。

工事請負費でありますけれども、庄屋丸八の改修工事、あるいは丸八まで行くための順序名の看板等の設置工事、それから親見湿原の木道の改修、それからライブカメラの設置、これは8台分でありますけれども、いずれも地域活性化臨時対策交付金を活用しての事業ということで、この3つの工事を実施をしたところでございます。

続いて、60ページに移ります。観光安全浄化対策費、主な内容はスキー場の安全対策、あるいは山岳の美化活動、第2ケルトイレの終末処理に要する経費、さらには山岳関係団体への負担金というものでございます。

次に、観光特産費であります。主な内容は、味噌加工に関係をいたします経費、あるいは道の駅に関係をいたします土地の借上料が主な内容でございます。

続いて、遭難対策費、春、夏、冬と登山相談所を開設をしておりますけれども、それに関係をいたします経費、さらには遭難対策協議会への負担金が主な内容でございます。

61ページに移りまして、商工費の商工振興費でありますけれども、商工会への補助、県融資制度利用者事業への補償料が主な内容でありますし、21年度はこれに加えまして経済危機対策臨時交付金を活用してのプレミアム商品券の発行事業を、商工会のお力を借りて実施をいたしましたけれども、それに関係をする補助が1,000万余りという状況でございます。

それから、ページが飛びますけれども、10款の災害復旧での説明となります。80ページをお開きをいただきたいと思えます。80ページの10款の災害復旧費の農林業施設災害復旧費であります。1目の現年発生の林道災害復旧でありますけれども、白馬小谷東山線での災害が2カ所ございます。1つは、20年の6月に発生をした繰越分であり、もう1つは、昨年7月に発生をしました災害による復旧工事のものでございます。

それから、2目の今度は農地施設関係の災害復旧でありますけれども、21年の2月の融雪による災害復旧工事ということで、1つには、八方尾根の木道と牧草地の災害復旧があり、もう1つは、青鬼地域の上堰ののり面の復旧、2つがこの災害復旧費に関係をする工事関係でございます。

観光農政の説明は、以上でございます。

議長（下川正剛君） 次に、倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 決算書の48ページをお開きください。48ページの環境衛生費の負担金補助及び交付金の下から2番目にあります、合併浄化槽整備事業補助金につきましては、下水道区域外で合併浄化槽を設置した36施設に対し、1,463万5,000円の補助をして

ございます。

61ページをお開きください。7款土木費でございます。1項土木管理費2目土木総務費は、職員の事件費の支出が主なものでございます。

次のページをお開きください。2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費では、村道台帳補正委託料と村道などの借地料が主な支出でございます。

2目道路維持費は、村道等の維持補修と除雪にかかわる経費として2億4,920万6,641円を支出してございます。7節賃金と11節需用費は、村道除雪事業にかかわる支出が、光熱水費は、村道の無散水消雪施設の電気料が、それぞれ主なものでございます。次のページをお開きください。13節委託料の村道除雪業務委託料は、昨年度より8,500万円増の約1億7,800万円の支出となりました。15節工事請負費は、舗装の穴埋めや道路側溝補修、オーバレイ等の工事費の支出です。16節原材料費は、凍結防止剤と各地区へ支給したU字溝や碎石などの購入費用でございます。

3目道路新設改良費は、村道3路線の改良舗装事業などに1億7,936万4,011円を支出しました。次のページをお開きください。13節の委託料は、神城山麓線の実施設計、監督補佐業務の委託料が主な支出でございます。15節工事請負費は、神城山麓線と青鬼線の改良舗装工事が主な支出でございます。

4目交通安全施設整備費は、ガードレールの修繕と村道への区画線設置などの支出でございます。

3項河川費1目河川総務費の19節負担金については、砂防事業や河川事業促進を目的とした同盟会等への負担金が主なものでございます。

次のページをご覧ください。都市計画費の3目公共下水道事業費は、下水道事業特別会計への繰出金として2億5,600万円の支出でございます。

その下の5項住宅費1目住宅管理費は、村営住宅16戸の維持管理に要する支出でございます。

ページが飛びますが、81ページをお開きください。81ページの上段にございます2項公共土木施設災害復旧費1目現年発生公共土木施設災害復旧費は、平成21年に発生をした村道・河川8カ所の災害復旧に要した費用で2,296万2,252円を支出してございます。

以上で、建設水道課関係の説明を終わります。

議長（下川正剛君） 平林教育課長兼スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（平林 豊君） 教育課、スポーツ課関係につきまして、ご説明をいたします。

決算書の34ページをご覧ください。スポーツ課事業総務費は、職員3名分の人件費であります。

次に、施設管理費ですが、ジャンプ競技場に8,640万円、スノーハーブに2,250万円

の維持管理経費であります。ジャンプ競技場修繕費の主な内容は、防風ネットウインチ取りかえに505万円、圧雪車点検修理に327万円であり、スノーハープ修繕費の主な内容は、圧雪車点検修理に159万円であります。

なお、繰越費の1,400万円は、リフト原動機器の改修であり、部品が間に合わないため繰り越しをしてあります。委託料の主な内容は、ジャンプ競技場管理業務委託料が4,785万円、雪どめネット着脱業務委託料が656万円であります。工事請負費の489万円はスノーハープコース3カ所の改修工事であります。

なお、ジャンプ競技場維持管理費に、県委託金4,020万円、リフト使用料3,887万円を充当し、スノーハープ維持管理費にSAJ補助金250万円、施設使用料114万円を充当しております。

次に、スポーツ事業振興費の主な内容は、スキー大会等大会への負担金補助が2,530万円、スキー選手育成事業補助が1,000万円であります。

次に、9款教育費ですが、決算書の68ページをご覧ください。教育委員会費の主な内容は、教育委員の報酬と、大北教育委員会連絡協議会等への負担金であります。

次に、事務局費ですが、教育長及び職員3名分の人件費と、小中学校にデジタルテレビ、電子黒板、教育用パソコン、理科用備品を国庫補助金と経済危機対策臨時交付金により整備をいたしました。しかし、一部の理科用備品につきましては、全国から一度に発注があり、納品ができない備品を繰り越してあります。

また、白馬幼稚園に就園奨励費補助金として23名分、314万円を支出してあります。

なお、1,320万円の繰り越しは、南小学校児童用トイレの改修事業と、中学校ベランダ手すりの改修工事であります。

次に、教職員住宅費ですが、教員住宅として借りております民間アパートが2棟あり、2室空室が生じたため、使用料として85万円を支出してあります。

次に、小学校管理費の主な内容は、用務員2名分の賃金と、平成20年度繰り越しの地域活性化・生活対策臨時交付金事業で南、北小学校防火扉、防火シャッターと中学校駐輪場の増設、パソコン教室生徒指導用システムの導入を行っております。

次に、教育振興費の主な内容は、講師5名分の賃金と経済危機対策臨時交付金で、各学校1台ずつスノーモビルの購入と、北小の校内放送設備の改修工事を行っております。

72ページ、中学校管理費の主な内容は、用務員の賃金と、グラウンド野球ダイヤモンド整備の負担金であります。

次に、教育振興費の主な内容は、講師、外国語指導助手、図書室司書3名分の人件費であります。

74ページ、社会教育総務費の主な内容は、社会教育指導員職員1名分の人件費と、ウイング

21 ホールの利活用を図るため、花房晴美&真美ピアノデュオリサイタル、民謡・歌謡フェスティバルを開催しております。

75 ページ、公民館費の主な内容は、公民館長、分館長の報酬と英会話、ふれあいパソコン教室の委託料及び謝金であります。

次に、図書館費の主な内容は、司書2名分の人件費と、図書649冊の購入であります。

76 ページ、文化財保護費の主な内容は、伝統的建造物群保存地区の住宅、石垣等4物件の修繕に対する補助と、歴史民俗資料館隣の古民家屋根の塗装であります。

77 ページ、保健体育総務費の主な内容は、職員1名分の人件費と、体育協会への負担金及び総合型地域スポーツクラブへの補助金であります。

78 ページ、体育施設費ですが、ウイング21維持管理費に2,158万円、その他体育施設維持管理に1,794万円を支出しております。主な内容は、北部グラウンドナイター改修に202万円、ウイング21排水路改修に115万円、北部グラウンドの土地購入に190万円であります。なお、ウイング21使用料426万円、その他体育施設使用料267万円を維持管理に充当しております。それから繰越費の641万8,000円は、ウイング21非常用発電設備の改修であります。

79 ページ、学校給食費ですが、共同調理場と南小の学校給食にかかわる経費であり、共同調理場が3,534万円、南小学校が1,431万円であります。主な内容は、共同調理場が調理員7名分の人件費とガスオープンの購入であります。南小が栄養士1名、調理員3名分の人件費であります。

なお、学校給食備品購入費の中に、平成20年度繰越分であります、食缶、食器、給食配送コンテナ車、南小ガスオープンの購入が含まれており、地域活性化・生活対策臨時交付金を充当しております。それから繰越費の250万円は、共同調理場、トイレ等の修繕であります。

80 ページ、扶助費の準要保護就学援助費ですが、南小1名、北小22名、中学20名の児童・生徒の給食費を負担しております。

以上で、教育課、スポーツ課関係の説明を終わります。

議長（下川正剛君） 次に、日程第14 認定第2号 平成21年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15 認定第3号 平成21年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16 認定第4号 平成21年度白馬村老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） 認定第2号 平成21年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

決算書86ページをお願いいたします。歳入総額11億5,974万7,588円、歳出11億4,014万3,564円、差し引き1,960万4,024円が繰り越しとなります。

89ページからお願いいたします。歳入、国民健康保険税につきましては、収入済額3億1,113万3,688円、不納欠損額24万7,630円、収入未済額6,130万4,627円であります。

国民健康保険税につきましては、一般被保険者国民健康保険税が2億8,847万5円、不納欠損額が24万7,630円、それから退職被保険者国民健康保険税につきましては2,266万3,683円の収入済額でございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては2億7,006万7,538円の収入済額でございます。療養給付費等負担金につきましては2億6,267万7,541円の収入済額でございます。主なものにつきましては、90ページの備考欄に記載をしておりますので、お願いをいたします。

高額医療費共同事業負担金につきましては、614万8,997円の収入済額でございます。

次に、2項国庫補助金につきまして、1目財政調整交付金につきましては、1億1,822万1,000円の収入済額でございます。内訳につきましては、ご覧をいただきたいと思っております。

3療養給付費等交付金につきましては、9,140万2,685円の収入済額でございます。この内訳につきましては、備考欄にありますとおり、退職被保険者療養費等交付金現年度分が7,165万7,000円等でございます。

次、91ページをお願いいたします。前期高齢者交付金につきましては、5,589万3,942円の収入済額でございます。

次に、共同事業交付金につきましては、1億2,871万343円の収入済額でございます。内訳は、共同事業交付金につきましては、2,069万1,473円でございます。

次に、保険財政共同安定化事業交付金につきましては1億801万8,870円でございます。財産収入につきましては、ご覧をいただきたいと思っております。

繰入金につきましては、一般会計繰入金9,443万2,000円の収入済額でございます。

次に、92ページ繰越金につきましては2,771万3,015円の収入済額でございます。

諸収入につきましては、405万9,186円の収入済額でございます。内訳につきましては、ご覧をいただきたいと思っております。

次に、93ページ、雑入につきましては304万7,266円の収入済額でございます。

次に、県支出金につきましては5,389万997円の収入済額でございまして、県負担金が746万5,997円。内訳につきましては、高額療養費共同事業負担金等でございますので、お願いをいたします。

2県補助金につきましては、4,592万4,000円の収入済額でございます。これにつき

ましては、県財政調整交付金でございますので、よろしく申し上げます。

次に、歳出につきまして、95ページでございます。総務費につきましては2,352万943円でございます。これにつきましては一般管理費といたしまして2,151万6,668円、人件費等でございます。

次に、徴税費につきましては、賦課徴税費で127万8,830円の支出済額でございます。

次に、2款保険給付費、医療費でございますが、6億6,560万6,341円の支出済額でございます。内訳につきましては、一般被保険者療養給付費が5億1,740万2,931円、それから退職者被保険者療養給付費につきましては5,323万7,947円、それから一般被保険者療養費につきましては730万472円等でございます。

次に、97ページ、高額療養費につきましては7,156万2,763円でございます。一般被保険者高額療養費が6,192万6,363円、退職被保険者高額療養費につきましては963万6,400円でございます。

次に、4款出産育児諸費、出産育児一時金につきましては1,225万2,520円、葬祭費につきましては27万円。

以下、精神の方については、ご覧をいただきたいと思っております。

次に、老人保健拠出金につきましては1,262万1,775円でございます。うち老人保健拠出金は同じくでございます。

次に、後期高齢者支援金につきましては1億9,795万5,153円の拠出金でございます。

99ページの、前期高齢者納付金につきましては53万8,670円でございます。

次に、介護納付金につきましては7,453万4,851円。

共同事業拠出金につきましては1億4,342万7,768円の支出済でございます。うち高額療養費共同事業医療費拠出金につきましては2,459万5,000円余、それから県負担金及び交付金につきましては2,459万5,000円余でございます。

次に、100ページ、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては1億1,883万1,779円の支出済でございます。

次に、保健事業費につきましては、特定健康審査等の事業につきましては1,176万8,456円の支出でございます。

次に、101ページ、9款基金積立金につきましては38万3,440円でございます。これは基金でも持っております利子分でございます。

10款諸拠出金につきましては971万2,538円の支出済みでございます。内訳につきましては、ご覧をいただきたいと思っております。

数字を申し上げましたが、歳出の全体で85%くらいが医療費と後期高齢者介護保険の納付金、共同事業の拠出金等で占めているものでございます。

104ページの財産に関する調書については、ご覧をいただきたいと思います。

以上で、国民健康保険事業勘定特別会計については、終わらせていただきます。

次に、105ページからです。認定第3号 平成21年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

105ページでございますが、歳入6,070万6,799円、歳出6,048万2,910円、差し引き22万3,889円が繰り越しとなります。

歳入、107ページでございますが、後期高齢者保険料につきましては4,321万3,600円、不納欠損はございません。収入未済額が32万9,300円でございます。

繰入金につきましては1,701万8,000円の収入済額でございます。うち一般会計繰入金130万円、保険基盤安定繰入金1,571万8,000円でございます。

次に、繰越金につきましては37万8,599円でございます。

諸収入につきましては9万1,800円でございます。

雑入につきましては4,800円でございます。

歳出、109ページでございますが、総務費につきましては、徴收費として127万4,714円の支出済額でございます。

2款分担金及び負担金につきましては、広域連合負担金ということで5,904万5,496円でございます。

4款諸支出金につきましては、過年度還付金ということで16万2,700円でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計については、終わらせていただきます。

次、111ページからでございます。認定第4号 平成21年度白馬村老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度白馬村老人保健医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

この老人保健の特別会計につきましては閉鎖をされ、今年で3年目ですが、過誤調整等を行っているものでございます。

歳入633万5,159円、歳出につきましては616万7,610円、差し引き16万7,549円の繰り越しとなります。

歳入につきましては113ページ、1款支払基金交付金でございますが、医療費交付金として33万4,468円の収入済額。

2款国庫支出金につきましては医療費負担金ということで、国からですが576万3,583円、

繰入金につきましてはご覧ください。繰越金につきましてもご覧をいただきたいと思います。

6款諸収入につきましては、雑入ということで21万2,979円でございます。

次に、115ページ、歳出につきまして、1款医療諸費でございますが5万881円、内訳につきましては、ご覧をいただきたいと思います。

次に、3款諸支出金でございます。611万6,729円の支出済額で、内訳につきましては116ページにまいりまして、一般会計繰出金が608万円が主なものでございます。

以上で、白馬村老人保健医療特別会計の説明を終わらせていただきます。

議長（下川正剛君） 次に、日程第17 認定第5号 平成21年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18 認定第6号 平成21年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19 認定第7号 平成21年度白馬村水道事業会計決算認定について説明を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 認定第5号 平成21年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

決算書の120ページをお開きください。歳入から説明をいたします。1款の分担金及び負担金は下水道の利益者負担金で、収入済額は1,142万1,400円で、収入未済額は1億5,634万円余りとなっています。

2款の使用料及び手数料は下水道の使用料金で、収入済額1億7,655万5,710円、収入未済額は2,422万余りとなっています。また不納欠損額は42万4,920円で、理由につきましては、自己破産が2件、会社倒産1件、行方不明1件というふうになってございます。

3款の繰入金は、一般会計からの繰入金で、前年度より400万円少ない2億5,600万円となりました。

6款村債は4億8,850万円で、内訳は金利5.5%起債を1.2%の金利で借りかえた高資本対策費借換債が3億7,850万円、財源不足を補う資本費平準化債が昨年度同額の1億1,000万円でございます。

次のページをお開きください。歳出の部でございます。1項総務費1目総務管理費ですが、13節委託料は運用システム保守管理の委託料が主なものです。19節の負担金では、水道会計へ支払う使用料賦課徴収負担金が大きな支出となっています。次のページをご覧ください。27節公課費は消費税です。

2目施設管理費の11節需用費は、浄化センター及び下水道管のポンプ施設にかかわる電気料が主な支出でございます。13節委託料は、浄化センターの運転維持管理委託、汚泥処理委託が主なものです。

2項下水道建設費1目公共下水道建設費ですが、次のページをお開きください。15節工事請負費は、公共ます9基の設置工事が主な支出です。19節負担金の共同排水設備設置等補助金は、ポンプ施設や下水道管理設を行った2件に対する補助金でございます。下水道区域内と区域外のものでございます。

2款公債費は8億5,690万5,309円で、起債の元利償還金です。元金6億9,500万円余りのうち、低利な金利に借りかえるための繰上償還分の3億7,850万円が含まれていますので、実質的な元金償還額は約3億1,000万円となります。平成33年ごろまでは、公債費の多額な状況が続くと見込んでおります。

次のページをご覧ください。実質収支に関する調書です。歳入総額は9億3,894万2,000円、歳出総額は9億3,142万6,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は751万6,000円で、22年度へ繰り越しとなります。

125ページ、126ページは財産に関する調書です。公有財産、物品ともに増減はありません。

以上で、下水道事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、認定第6号 平成21年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

決算書の129ページをお開きください。歳入から説明をいたします。1款の使用料及び手数料は、東部及び野平地区の農集排の使用料で、855万3,760円となっています。

2款の繰入金は、一般会計からの繰入金で2,530万円となっています。

4款の諸収入240万円余りは、東部及び野平地区からの起債償還にかかわる地元負担金が主な収入です。

5款村債は3,410万円で、高資本対策費借換債です。金利5.5%の起債を、金利1.2%で借りかえました。

次のページをお開きください。歳出の説明です。1項農業集落排水事業費1目一般管理費は、農集排の使用料を徴収するための事務費でございます。

次に、2目施設維持管理費です。11節需用費は、東部及び野平の処理場及び下水管にかかわる電気料及び修繕費が主な支出です。12節役務費では、汚泥処理費用が主な支出です。13節委託料は、東部及び野平の処理場の運転管理と保守管理の委託料が主な支出となっています。

次のページをご覧ください。2款公債費は6,113万2,928円で、起債の元利償還金です。元金5,139万円余りのうち、低利な金利に借りかえるための繰上償還3,410万円が含まれていますので、実質的な償還額は1,729万円余りとなります。

次のページをお開きください。実質収支に関する調書です。歳入総額は7,046万3,000円、歳出総額は7,006万円、歳入歳出差引額及び実質収支額は40万3,000円となり、22年度へ繰り越しとなります。

次のページは、財産に関する調書です。財産の増減はありません。

以上で、農業集落排水事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、認定第7号 平成21年度白馬村水道事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成21年度白馬村水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

決算書の134ページをお開きください。収益的収入及び支出です。支出では、水道事業収益の決算額は2億9,841万8,160円、水道事業費用の決算額は2億7,213万1,007円でございます。

次のページをお開きください。資本的収入及び支出でございます。資本的収入の決算額は473万1,999円、資本的支出の決算額は1億4,716万7,780円です。資本的収入額が資本的支出額に対する不足額を、当年度分損益勘定留保資金などで補てんをしております。

次のページをご覧ください。左側の損益計算書から説明をいたします。内訳については140ページからの収益的費用明細書で後ほど説明をさせていただきます。

下から3行目をご覧ください。21年度の純利益は2,363万9,581円となり、本年度も利益を計上することができました。右側は剰余金計算書です。まず上段の利益剰余金では、減債積立金と建設改良積立金が8,788万5,553円、また未処分利益剰余金は2,408万2,929円というふうになりました。下段の資本剰余金は、前年度と変更がございません。

次のページをお開きください。左側上段は剰余金処分計算書です。21年度の未処分利益剰余金を減債積立金と建設改良積立金に充てていきたいというものであります。左側下段と右側は、貸借対照表です。固定資産の年度中の増減につきましては、143ページの固定資産明細書でご確認をいただきたいと思います。

流動資産は、3月31日の決算時で現金預金は1,924万9,126円、未収金は5,468万2,579円などとなっています。

流動負債は、未払い金が772万円余りです。未払い金の主なものは、3月に使用し、4月に支払になる電気料や消費税などがございます。

資本金では、自己資本金が3億2,413万5,314円、借入資本金の企業債借入残高は約9億3,300万円です。企業債については、144ページに明細書がありますので、ご覧をいただきたいと思います。

次のページをご覧ください。事業報告書です。左上段の表は、20年度との数値の比較であります。給水口数の総数にほとんど変化はございませんが、有収水量は、20年より約2%ほど減

少をしています。主要建設改良工事は右側の下段に記載してありますので、ご覧をいただきたいと思ひます。

次のページをお開きください。事業収入と事業費に関する事項について、それぞれ20年度との数値比較であります。事業収入は前年度より約1,320万円の減額、事業費は前年度より約350万円の減額となりました。

次のページをご覧ください。収益的収入及び支出の明細書でございます。収入の関係では、水道使用料が2億7,091万3,881円で、総収入額の94%ほどを占めてあります。営業外収益の他会計補助金は、落倉と嶺方の簡易水道事業の起債償還金利子に対する一般会計からの補助金です。

水道事業費用ですが、営業費用の浄水費は浄水場の管理運営に関する経費で、支出額の主なものは、職員人件費及び浄水場の管理に伴うものでございます。

配水及び給水費は、各配水池及び配水管の維持管理などの経費でございます。支出額の大きなものは、配水池の電気料が1,248万円ほど、あとは職員の人件費でございます。

次のページをお開きください。総係費は水道料金の賦課徴収にかかわる経費でございます。本年度の減価償却費は1億1,575万円余りです。営業外費用の支払利息は、起債の利息分でございます。特別損失の過年度修正損361万5,747円は不納欠損の額でございます。理由につきましては、自己破産が3件、会社倒産が6件、行方不明が11件となっております。

次のページをご覧ください。資本的収支の明細書です。資本的収入の主なものは、3項他会計補助金で、簡易水道事業で借り入れた起債の元金の償還金に対する一般会計からの補助金でございます。地方交付税として、一般会計に償還額の2分の1の額が入っておりますので、その分を水道会計へ補助金としてちょうだいをいたしておるものでございます。

資本的支出の1項建設改良費は、職員の人件費や老朽化した施設の改修工事費などが主な支出でございます。

2項企業債償還金は元金の償還金で、前年度より約2,500万円減額の1億2,295万円余りとなっております。

次のページをお開きください。固定資産の明細書でございます。構築物、機械及び装置の増加は、水道管の布設替えや水道メーターの更新等に伴うものでございます。

次のページは、企業債の明細書でございますので、ご覧をいただきたいと思ひます。

以上で、水道事業会計の説明を終わります。

議長（下川正剛君） 以上で、認定第1号から認定第7号までの説明が終わりました。

ここで、小林代表監査委員より決算審査の結果について報告をお求めます。小林勉代表監査委員。

代表監査委員（小林 勉君） それでは、決算審査の報告を申し上げます。

平成21年度白馬村一般会計、特別会計及び企業会計のそれぞれの決算並びに基金の運用状況について審査を行いましたので、その意見の概要を報告申し上げます。

これらの審査に当たりましては、村長より提出されました各会計の歳入歳出決算書及び主要施策の成果説明書等により、決算の計数は正確であるか、予算の執行はその目的に沿って適正かつ効果的になされているか、事務処理は関係法令を遵守し適正になされているか、財産管理は適正になされているかなどに主眼を置き、各会計事務を所管する課等から説明を聴取するなどして、実施をしました。

その結果、審査に付された一般会計及び特別会計5件、並びに企業会計1件の合計全部で7件の会計の決算状況については、各会計とも関係書類や経理の証拠書類等は、おおむね関係法令に基づいて作成されており、決算内容も適正に表示されていて、計数計算も符合して誤りのないことを確認いたしました。

また、基金の運用状況についても、適正に管理運営されていることを確認しました。

なお、今後の行財政運営に当たっては、財源のうち主なものは、納税者等の大切な財産であり、かつ限られているという認識を強く持ち、特に平成21年度は大きな額の積み立てがなされましたが、これに気を緩めることなく、予算の執行に当たっては謙虚な気持ちで臨み、さらには旧来の慣例に流されることなく、法令や条例規則にのっとり、仮にも住民が疑惑や不審の念を抱くことのないよう、事務事業を遂行していただくよう要望しているところであります。

次に、平成21年度財政健全化判断比率及び資金不足比率審査の結果について報告をいたします。

村長より提出されました健全化判断比率の状況表等により、実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率の5項目について審査を行いました。

いずれも、関係書類等から数値を反映して作成されており、計数計算は符合して誤りのないことを確認しました。実質赤字比率と連結赤字比率は実質赤字や資金不足が生じない限り算出されていないので、実質公債費比率と将来負担比率の2つについて報告をいたします。

実質公債費比率は21.3%で、将来負担比率は107.1%です。いずれも基準を下回ってはいますが、保有する資金債務を正確に把握し、コスト分析や施策評価に活用するなどを目指して、より精緻な財務諸表を整備し、今後の地方公共団体の会計方法の変化に対応していくとともに、財政の健全化に努めていただくよう要望しました。

なお、各会計等の審査につきましては、お手元に配付してあります平成21年度白馬村一般会計、特別会計、企業会計決算審査意見書と、平成21年度財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書をご覧くださいと思います。

以上で、決算審査の報告とさせていただきます。

議長（下川正剛君） これより質疑に入ります。質疑はございますでしょうか。

第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番篠崎久美子でございます。認定第1号 一般会計決算認定について、以下の3点について、お伺いいたします。

まず初めに、総務費の対前年比、大幅な増の要因というものは何であるか。また物件費及び補助費の増加の主な要因について、お伺いしたいと思います。

2番目に、村税の収入についてでございますが、平成19年度、20年度と対前年比にプラスであった村税決算額が、21年度においては、対前年4.5%減少した、その要因は。また徴収対策は適当だったと思われるか、その点をお伺いしたいです。

3つ目といたしまして、民生費、衛生費が対前年比減となっておりますが、その要因は何であるか。また減となったことによって、住民サービスに影響がなかったかということをお伺いしたいです。

議長（下川正剛君） 説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 篠崎議員さん1点目の質問に対して、お答えをいたします。

国の経済対策交付金として定額給付金事業、子育て応援特別手当、これが1億6,000万円、緊急雇用が1,300万円、行政無線キュービクルの修繕に3,000万円、図書館情報システムに1,000万円等が、これが合計で約2億円になりますけれども、これが総務費増の要因になるものと考えております。

それから、物件費の伸びの要因であります。図書館情報システムの委託料が1,000万円、定額給付金の事務費が1,000万円、村会議員選挙、それから衆議院選挙の関係の事務費が600万円、この2,600万円が物件費の伸びの要因だと考えております。

それから、補助費の伸びの要因でありますけれども、定額給付金、子育て応援手当1億6,000万円が、伸びの要因だと考えております。

議長（下川正剛君） 2つ目の質疑につきまして、横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 2つ目につきまして、お答えさせていただきます。

先ほど議員さんおっしゃられるように、収入済額で比較いたしますと4.5%の減ということで、金額で6,900万円ほどの減でございますが、これの要因といたしましては、各税の調定額ですね、調定済額が相対的に減っているということで、金額で9,900万円ほど減っております。パーセントでは3.9%ほど減っているということで、これが収入済額の減の主な要因で、徴収率につきましては前年が61.3%で、21年度が60.9%で、0.4%の減ということで、現在の限られた人員の中では、できるだけことはやっているという状況でございます。以上でございます。

議長（下川正剛君） 3番目の質疑につきまして、説明を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） 3番目の質疑でございますが、住民福祉課の所管する衛生費について

ては減っておりませんので、民生費についてお答えをいたします。

まず、福祉医療費につきましては、件数が約乳児等で500件、前年比減っております。その分。それから老人福祉費の関係で措置費1名が減っておりますので、ここで250万。それから配食事業につきましては見直しをしておりますので、その部分。多くは人件費にまつわるものが大きいかというふうに見ております。

以上です。

議長（下川正剛君） 次に、丸山環境課長。

環境課長（丸山勇太郎君） 衛生費の件につきまして、環境課の方からご説明いたします。

衛生費は、かつては住民課一課の所管予算でございましたけれど、今は住民福祉課と環境課、また環境課の一部については建設水道課が所管しているものでございます。

減の主なものは、し尿処理費でございまして、白馬山麓環境施設組合のクリーンコスモの建設償還の大きなものが終了いたしました。これだけで6,330万減っております。したがって、実際は衛生費全体としては減っているものではございませんで、住民福祉課所管のものと合わせましても、実際は3,600万円ほど予算執行は増えているものでございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結をいたします。

△日程第20 決算特別委員会の設置について

議長（下川正剛君） 日程第20 決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りをいたします。認定第1号から認定第7号までは、いずれも平成21年度の決算認定についての案件であります。この審査につきましては、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し、審査を付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号までの案件は、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定をいたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了をいたしました。

お諮りをいたします。あすから9月14日までの間を休会とし、その間、お手元に配付してあります日程予定表のとおり各委員会を行い、9月15日午前10時より本会議を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、あすから9月14日までの間を休会とし、その間、各委員会を行い9月15日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦勞様でした。

散会 午後 2時28分

平成22年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成22年9月15日（水）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

平成22年第3回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成22年9月15日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横 田 孝 穂	第8番	田 中 榮 一
第2番	篠 崎 久美子	第11番	高 橋 賢 一
第3番	太 田 伸 子	第12番	小 林 英 雄
第5番	太 田 修	第13番	太 谷 正 治
第6番	松 沢 貞 一	第14番	下 川 正 剛
第7番	柏 原 良 章		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福 島 総 一 郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	松 澤 衛
観 光 農 政 課 長	篠 崎 孔 一	建 設 水 道 課 長	倉 科 宜 秀
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	山 岸 俊 幸		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成22年第3回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（下川正剛君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。本日は通告された8名のうち、4名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確に質問されるようお願いをいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められております。制限時間内についての再質問は、議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第5番太田修議員の一般質問を許します。第5番太田修議員。

第5番（太田 修君） 5番、太田修です。今年の夏は記録に残るような猛暑の日が続きました。

そんな中、熱い選挙戦も行われ、国政におきましては参議院選挙が、また昨日投開票されました民主党代表選挙では、菅首相の続投がしたところでございます。また長野県は、村井知事の任期満了に伴います知事選挙が行われ、9月1日より阿部新知事が誕生したところでございます。

白馬村におきましても、2選を目指しました太田村長が、村民の付託を受け、引き続き就任しております。今回は、村長さんが掲げましたマニフェストについて、大きく3項目に分けお伺いをしたいと思います。

まず、第1点目は財政健全化について。2点目といたしまして、観光施策についてでございますが、今後の観光を見据えたときを考え、グリーンシーズンの充実が必要であるという観点から、農業施策と関連が欠かせないというような状況の中で、農業と観光の活性化についてを議題とさせていただきます。また3点目には、社会福祉の向上についてお伺いをしたいと思いますので、よろしくご答弁のほどをお願いいたします。

それでは、第1点目の財政の健全化について質問をさせていただきます。

観光を主産業とする白馬村にとって、バブルの崩壊後の厳しい経済状況や、またスキー人口の減少等の影響を受け、村の経済は疲弊しているところでございます。村税の収入未済額、イコー

ル滞納金でございますが、平成20年度は8億8,356万5,000円に対し、平成21年度は9億139万円の1,782万5,000円の増となり、今後ますます増加傾向が懸念されるところでございます。また不納欠損額は、平成20年度9,228万9,000円に対し、平成21年度は時効等に配慮し、事務手続を強化したことによりまして、4,744万8,000円の減少となりましたが、依然といたしまして徴収率は低く60.9%ということで、10年連続の県下ワーストワンに立っております。

一部の住民からは納税意識を弱く、税と住民サービスがリンクしているという感覚に乏しいのではないかというような意見が聞かれる中、次の3項目についてお尋ねをしたいと思います。

まず第1点は、村長2期目の公約の中で、第1番目に挙げております財政健全化について、具体的な取り組みと対策についてお伺いをしたいと思います。

また、2つ目といたしまして、県は来年度から市町村と共同で大口滞納案件整理を行うことを決めておりますが、ある首長は、余り厳しく取り立てて倒産してしまうと、ますます痛手だというような声も聞かれる中、今後どのような配慮と調整のもと進められるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

また、3つ目といたしまして、平成21年度は財政調整基金、そしてまた減債基金に1億円、合わせて2億円が積み立てられておりますが、今後、国の経済対策である活性化臨時交付金等の動きを見る中、特に観光面では、回復のおくれが指摘されているわけございまして、その辺の対応策として、村独自の施策の考えはあるのか、以上3点についてお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。太田議員から大きくは3つのご質問をいただいております。順次お答えをさせていただきますが、まず最初に、財政の健全化についてのお尋ねにお答えをしております。

健全化の中の1つのご質問であります取り組みと対策についてでございます。政策の4本柱の1つとして、財政の健全化を公約として掲げ、具体例といたしましては、地方債の順調な返済と基金の堅実な積み立てを掲げております。

ご存知のとおり、五輪競技会場地としてさまざまな施設整備に要した起債償還により、実質公債費比率は18%を超え、起債借り入れには国・県の許可が必要な団体となっております。国では高利率の政府資金の借りかえや、繰上償還時の補償金を免除する制度を設けていますので、一般会計を初め下水道特別会計等で平成19年度から取り組みをしており、既に対象となる高利率の起債の借りかえ等は、平成21年度で終了いたしました。

村では、公債費負担適正化計画に沿い、計画的な公債費負担軽減に取り組んでおり、順調に成果が上がっております。今後も事業の執行に伴う起債借り入れについては、交付税措置など有利な起債を厳選し、公債費負担の適正化に努めてまいりたいと考えております。

基金の積み立てであります。財政状況の悪化に伴い、平成14年度から基金の繰り入れを毎年行ってまいりましたが、平成18年度からは基金積立が行えるようになってまいりました。平成21年度決算時においては、4年間で3億2,100万円の積み立てをいたし、総額では8億3,450万円となったところでございます。あと6,800万円ほどで繰り入れを始めた当時の基金残高に並べる状況になっておりますが、他市町村に比べても、白馬村の基金状況は大変少ない状況であります。基金は将来発生するであろう不測の事態に対応するためのものでありますので、今後も着実な行政運営を行い、将来負担を軽減すべく備えは行っていきたいと考えております。

次に、税の共同化の進め方についてでございます。広域連合の組織の設立につきましては、現在、各市町村議会で議決が得られましたら、総務省に広域連合設立申請を行い、予定では12月下旬から1月中旬ごろまでに設立許可がおり、1月末から2月にかけて広域連合長選挙が、2月から3月にかけて広域連合会議員選挙を行い、広域連合議会を開催をし、4月1日から業務開始という予定であります。

移管事案の基準と選定につきましては、現在のところ大口あるいは整理困難事案、2つに不動産の公売事案、3つに滞納処分の執行停止、不納欠損処分の検討事案の中から移管事案を選定することになっております。詳細につきましては、まだ決定をしておりませんので、今後検討してまいりますが、逐次移管事案を、タイムスケジュールに沿って進め、来年5月中旬に移管事案を決定し、6月1日から具体的な滞納整理がスタートする予定であります。

機構での業務はまだ大まかな予定であります。まず納税相談、生活状況調査から始まり、その後、預金、生保、動産、不動産等、順次財政調査を行っていく予定となっております。

次に、制度の広報周知計画につきましては、11月の下旬からホームページや県の広報誌で、広域連合設立に向けての周知を行い、設立後の1月下旬から広報誌、放送、CATV、ポスターの掲示、チラシの配布などにより、広域連合設立の経緯や業務の内容をお知らせする予定となっております。

続きまして、村独自の施策の有無についてであります。平成20年度から平成21年度にかけて地域活性化交付金が交付され、白馬村でも多くの事業を行ってまいりました。国では、平成22年度も経済対策臨時交付金の交付を検討しているとの新聞報道がありましたが、詳細についてはまだ流れてきておりません。今後も情報収集に努めたいと考えております。

ご質問の中で、財政調整基金と減債基金の積み立てに触れられておりますが、両基金へ積み立てを行った理由は、さきに述べましたように、健全化への取り組みのためでございます。財政調整基金は、特定目的基金ではございませんので、今回積み立てた分を財源として、特定の事業を後年度に行うものではないことをご理解いただきたいと思います。

村独自の施策の有無はとのご質問ですが、国の経済対策による臨時交付金により、実施計画と

して後年度に行う予定であった修繕などは前倒しをし、実施をしてきておりますが、今後、総合計画の後期計画策定や実施計画のローリング、平成23年度予算の編成作業が始まります。そうした中で、ローリングをしながら、白馬村にとって真に必要なとされる事業や独自施策を遂行してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員、質問はありませんか。太田修議員。

第5番（太田 修君） あくまでも、積み立てにつきましては、目的基金であるということは私も十分承知をしているわけでございます。地方自治法第2条の第14項におきまして、住民福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げなければならないというような条項もありまして、今、失業問題、あるいはまたこの疲弊している経済を、何とか村独自でも取り組んでいく必要があるのではないかとというような考えの中から質問をさせていただきました。その件について、再度お答えをお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 再質問でございます。基金の目的については、議員、十分ご理解の上でのご質問だと思いますけれども、今こうした厳しい経済状況の中で、それぞれ雇用対策、あるいは施設の充実のために新たな投資等は当然必要になってまいりますけれども、この基金に手をつけることなく、有利な起債等を使いながら対応をしていくことも考えております。その事業導入については、今、答弁を申し上げましたように、これから23年度に向けてのヒアリングも始まります。また今までの総合計画の後期の見直しをしているところでございます。そうしたものをローリングしながら、村民サービスにつながる投資は、当然していかなければいけないと思っておりますが、この基金に手をつけることなく、有利な起債を、その必要なものに対しては何か有利な起債を利用して事業を進めたいと、こんなふうに考えているところでありますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 太田村長、雇用の、福祉の面、それから雇用の面でどういうふうに対応するかという、そういう質問でありますのでお願いいたします。

村長（太田紘熙君） 福祉の面については、通告をされておりますので、そのところでまた具体的にお答えをさせていただきたいと思っております。ただ、雇用の創出についてでありますけれども、雇用を拡大をしなければいけないことは十分わかっておりますけれども、今、我々の置かれたこの白馬の状況で言いますと、観光が唯一の基幹産業であるときに、他の産業も元気がなく、雇用をする状況にないことは、太田議員も十分ご理解の上のことだと思っております。

将来計画になりますけれども、こうした観光だけで生きる基盤の弱さを十分感じながら、新たな起業への、求める方たちは積極的に支援をしながら応援をする、その制度も掲げていることは、太田議員ご承知のことであろうと思っております。商工会と連携を深めながら、起業家を育成しながらも、その支援にこたえていきたいと、支援でこたえていきたいと思っております。

また、ある程度交通アクセスがよくなったとはいうものの、長野市、松本市への通勤は大変厳しい状況にある中で、今、我々が長年要望してきました高規格道路の完成等も、そうした雇用、新たなところへの雇用の場所としての進出も可能になるわけではありますが、まだまだそのアクセス整備については、今後の問題でございますが、そうしたところにつながるような、この道路整備については、我々も地域の皆さん方と連携を密にしながら取り組んでいくこととしておりますので、また皆さん方からも、議会の皆さん方からもご協力をいただきたいと、このように思っているところであります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） 今の答弁の中で、起債の有効利用をしていきたいと、有効な起債ですか、それを利用していきたいというような中で、それも1つの方法でもあるし、ぜひまあそんなことから、何とかして村内で働ける人たち、村内で働くような職場、そういったものの確保に、より取り組んでいただくような方法を、ぜひお願いしたいなあと思っております。庄屋丸八さんとか、いろんな村の施設もあるわけですけれども、ぜひそういった、今後指定管理者等の問題もございませけれども、そういう中で、村民がなるべく村内で働けるような環境づくりというものは、施策の中で必要なことではないかと思ひ、そんなことをお願いしたいと思ひます。

それから、大口滞納案件整理の関係でございますが、これは6月の新聞でちょっと見たんですけども、ホテル、旅館、あるいはスキー客が減少する影響で、固定資産の滞納が自治体を直撃しているというような新聞記事がありまして、これを見ますと、やっぱり白馬村、野沢温泉、小谷村、山ノ内、信濃町という、長野県下有数のスキー場が、そちらの方に名前を連ねているというような状況でございました。そんな中で、野沢温泉では、滞納が少なくなればいろんな事業ができるどころけれども、収入に見合った予算を組むしかないというような記事も載っております。

白馬村も実際この経済に、プラス行政の中で、何といたしますか、いろいろ厳しくなっている現実の中で、この滞納整理、ぜひ何といたしますか、配慮するところは配慮し、そしてまた納めてもらうことは納めてもらう、これが税の公正・公平な立場になるかと思ひますので、ぜひその辺も含めて、何といたしますか、的確な徴収方法というものに取り組んでもらえたらと、こんなふうと思ひしております。

一応、以上2点について、もう一度よろしくお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今のご質問であります、もう言われることはもっともであります。雇用については、少なくとも村で経営をしております、今、例に出ました庄屋丸八については、料理が伴うというようなことで専門職ということになりますけれども、ほかに働いていただく方は極力地元の皆さんを雇用していただきたいと、こういうことでお願ひをしておりますし、現実そ

う形になっていると思っております。

ただ、経営の中枢を担う人は地元の人ではありませんけれども、そうした人も入れても、常時わずか4人、5人で経営をしているという状況でございますので、可能な限り地元の皆さんの雇用をお願いしていることは、庄屋丸八に限らず、ほかの振興公社等にも、その旨は指示をしているところでございます。

ただ、山小屋等への勤務については、極力地元の人を優先に考えて公募しているところでありますけれども、なかなか地元の人応募が少ないというのも、また現実でありますし、このことの採用の難しさは、私以上に太田議員は、もう十分ご承知のことだと思います。太田議員が在職当時と、以上に気を遣いながら、今、雇用には配慮しているつもりでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから徴税のことでありますけれども、今申し上げましたように、本当に基本としては、本来納税をするというのは国民の私は義務だと、このように思っております。そういう点で、本当に善意の納税者と不公平感がないような形で、また本当に厳しくて、納めたくても納められない事情、それぞれ事情をお持ちの方が滞納をされているというふうに理解をしております。決して高圧的に事を進めるということではなくて、その辺の事情も理解をしながら、ある程度、かけるべきは情を持ちながら取り組みを進めてまいりたいと思っておりますが、この組織ができた上でも、やはり村の方からその辺は考え、また必要な資料等も提供することになっておりますので、あわせて公平な徴収体制になるよう努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員、質問はありますか。太田修議員。

第5番（太田 修君） はい、ありがとうございます。白馬村は原則自主納付という形の中での税の納入方法を採用しているようでございますけれども、今まで自主納付をしていた結果が、知らず知らずの大口の滞納になってきているというようなことも、あわせて考えていただきまして、ぜひ大口な滞納にならないような努力というか工夫、こういったものをまたぜひ考えていただけたらと思います。そんなところを要望しながら、次の、2番目の観光と農業の活性化についての方へ移らせていただきます。

財政の健全化に向け、基幹産業である観光と農業の関連強化によりまして、特色ある観光地づくりの推進が重要であると考えます。農業関係者、あるいはまたものづくり工房等の方からも、観光局の組織の方に加わっていただき、観光のそういった部門をまず枠をこう拡大していくようなことも必要ではないかと感じます。

そんなところで、次の6点についてお伺いをさせていただきます。

まず第1点といたしまして、昨シーズンの来客、スキー客数は100万人を割り込んでおります。今後どのような取り組み、対策を考えているのか、その辺についてお伺いをしたいと思いま

す。

また2点目といたしまして、観光局の組織の見直し計画の有無についてお伺いをしたいと思います。

3つ目といたしまして、農業体験等を含めた観光につながったような企画の取り組みについて、どのように考えているか、お聞かせいただきたいと思います。

また4つ目といたしまして、農業生産者と宿との連携を深める中で、何とかその地産地消に向けた計画的な推進計画が立てられないものか、それについてお伺いをしたいと思います。

5つ目といたしまして、特産品、それから土産品開発等の具体的な取り組みの状況についてお聞かせいただけたらと思っております。

それから、6番目といたしまして、目前となった信州デスティネーションキャンペーンがいよいよ始まるわけですが、これにあわせた村独自の企画内容等がありましたら、お伺いをしたいと思います。

以上6点、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 2つ目の観光と農業の活性化についてお尋ねを、質問をいただきました。6点のお尋ねをいただきましたが、まず最初の4点につきましては、関連がありますので一括お答えをさせていただきます。

白馬村の産業構造は、第1次産業である農業と第3次産業である観光分野のサービス業が占めるウエートが大変高くなっております。白馬村の活性化のかぎは、観光と農業の有機的なつながりにあると考えております。特に、農業分野での生産物を地域に生かす、あるいは観光分野での素材や資源として生産物に結びつけるといった視点も大変重要であります。農業そのものを体験という場に置きかえて観光につなげることも有効な手段であります。

農業体験は現在、水稻、ブルーベリー、そば、野菜の定植等の体験プログラムがあり、枝打ち、キノコのこま打ち、炭焼きなどの林業体験をあわせると、9つのプログラムがあります。これらの体験者数は、年間で5,000人から6,000と推定をしております。特に学習旅行の分野においては、スポーツ体験や自然体験の分野を含めてプログラムを充実していくことが、集客のかぎになるものと考えています。

こうした視点に立っての観光局の組織の見直しについてのご質問ですが、農業関係者を含めた組織への改編は、今のところ考えておりません。しかし、一例として農業体験の視点で考えてみますと、農業体験プログラムは学習旅行のツールとして活用されていますので、学習旅行の実績を伸ばしていく上では、学習旅行誘致推進協議会白馬支部、農家や担い手、観光局がよりかわり合いながら事業を進めていく必要があるかと思っております。また、そうした視点で事業を現在進めているところでございます。

観光局は、観光事業を営む社員で構成する組織でありますので、現在、インバウンド事業で、中国をマーケットとした誘客を進めるプロジェクトチームを立ち上げた例もあり、事業目的に沿った柔軟なプロジェクトチームを編成しながら、大勢の村民の方々とのかかわり合いを持って、観光局の運営に努めてまいりたいと考えております。

生産者と宿による地産地消の推進についてのご質問ですが、宿泊施設への食事は、満足度に深くかかわっています。観光局で進めている新民宿事業も、自家栽培の野菜や、近隣の食材を使った郷土食によるおもてなしに重きが置かれています。

先ごろ、調理師会や食生活改善推進協議会、農産物生産グループの白馬ろまんパワーの皆様などからご協力をいただき、郷土食のレシピ本を制作したところですが、地元の食材を使い、白馬で昔から家庭で食されている料理を見直して、宿の食事に加えていただければありがたいと考えているところであります。

生産者が直売所に出荷した農産物を宿泊施設が購入していくケースや、直接農家と契約して仕入れている宿、畑や育苗ハウスをみずから借りて自家栽培している宿もあり、宿側も、安全でよい素材を求めてお客様に提供する努力が見受けられているところであります。

したがって、農政サイドでは水田を中心とした農地の流動化を進めていますが、畑作についても、貸し手と借り手の橋渡しや、営農指導が一層進むように努めてまいりたいと考えています。

いずれにいたしましても、こうした事業を1つ1つ積み重ねながら、観光と農業の連携による活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、5つ目のご質問であります特産品、土産品開発等への取り組みについてであります。確かに観光地として特産品が乏しく、何とか開発をという要望は、昭和の時代から言われて久しい課題であるというふうに考えております。

特産品開発は一朝一夕に実を結ぶものではありませんが、さまざまな取り組みがなされてきていることは、太田議員もご承知のことと思います。青鬼集落で平成3年度から栽培を始めた紫米は、青鬼地区の皆さんの努力により、毎年9トンから10トンの生産が確保され、全量を振興公社が購入し、特産品として販売しております。当初の紫米おこわの原料としての製品のための製造から、せんべいや酒など多様な製品化を行い、好評を博しております。

また、当村の農業政策、生産調整の主品目であるソバは、商工会と連携して、平成19年度から白馬そばを使ったそばガレットを新名物にと、クレープエ養成講座など積極的に普及活動を展開しており、村も支援をしているところであります。観光局においても、白馬セレクトと紫米のほか、白馬の豚カレーなどを無印良品で販売し、販路を広げています。

最近の動きとして、平成20年度からは村内の大規模農家が、農協や村の支援のもとリンドウの生産に取り組み、初出荷の昨年は悪天候による不作でありましたが、今シーズンは立派な花を

つけ、他産地の不作もあり、白馬のリンドウは人気で好調な出荷ができたと聞いております。

また、白馬村味噌漬物生産組合が平成19年に設立され、転作品目として生産が始まった白馬大豆を原料にしたみそは、昔ながらの製造法にこだわり、「白馬のみそ玉仕込み味噌」として道の駅等で販売され、順調に売り上げを伸ばしています。

また、白馬で生産が盛んなブルーベリーは、村内農業法人が従来のジャムだけではなく、今年、新たにソースや飲む酢などの商品化に漕ぎつけ、「白馬そだち」の名称で販売をしており、原料のブルーベリーは、先日、北アルプス山麓ブランドに認定登録されたところでもあります。そのほか、白馬産のトウガラシを使ったしょうゆや乾燥コショウなど、目新しい特産品が出てきております。まだまだ、これぞ白馬というまでには至っておりませんが、こうした商工会や生産者の取り組みに対しまして、引き続き支援をしてみたいと考えています。

次に、信州デスティネーションキャンペーンの村内の独自企画内容についてのお尋ねであります。ご承知のとおり、信州デスティネーションキャンペーンは、来月10月から年末までの3か月間、長野県全域を対象に、地域とJRグループの連携による全国大型観光キャンペーンで、未知・歩く・食・おもてなしを特色に開催をされます。

村内の独自企画ですが、昨年からは観光局を窓口にして、常設観光協会を初め観光関係者とともに進めてまいりました。今申し上げました、未知・歩く・食・おもてなし、4つのテーマに沿って、白馬駅を起点とするハイキングコースや温泉フェア、マイスター商品、ガレット、ノルディックウォークなど、13の企画をつくり、デスティネーションキャンペーンのガイドブックでも紹介をしているところであります。

温泉施設や美術館などでも期間中の割引のご協力をいただきました。また白馬商工会でも、信州DCに合わせ地元商店街活性化、ガレットの販売促進を図るため、白馬ビンゴラリーを企画していただいています。村では、特におもてなしに重点を置いており、DCの目玉であるリゾートビューふるさとに乗車するお客様に対し、日曜日を中心に、白馬駅周辺住民、団体、観光局、村とが協力し合い、振る舞いを行ったり、ホームでは村内で活動している音楽団体や、北小学校児童や、白馬中学校生徒による演奏を計画をしているところであります。

こうしたおもてなしにより、お客様を温かくお迎えして、再び白馬の地に訪れていただけるように、大勢の皆さんのご協力をいただき、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で2つ目の、観光と農業の活性化対策についてご答弁をさせていただきました。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） スキー産業につきましても、依存度の高い自治体ほど滞納等にも影響が大きいというような新聞等も拝見している中で、なかなか落ち込むスキー産業の厳しさというものは実感しております。

そんな中から、やはり何と申しますか、白馬村は民宿の発祥の地として、学生を中心に誘客をしてきた経緯の中で、夏のそういった通年観光への取り組みが最も必要ではないかと、こんなふうに考えております。今、村長さんのご答弁の中で学習旅行、あるいはまた農業と観光を結びつけた形の中で方向性というものをうたっているというふうにお伺いをし、自分なりに納得をしたところでございます。

その中で、組織の見直し計画の中でもちょっと触れさせていただきましたけれども、やっぱりそういったいろいろな形、いろんな職種の人たちが、何とかその観光というものに結びつけて、何とかこう機動できるような、こういった形こそ望ましい村の形ではないかと思っております。

そんな中から、ぜひそういった観光局の枠をこう流動的に考えていただきまして、いろいろとその受け入れ、あるいは観光に結びつくもの、そういったものの掘り起こしこそが、これからの観光につながっていくのではないかなと、そんなふうに考えております。

ぜひこの辺につきましても、観光局の代表理事であります村長さんの方から、ぜひそういった住民の声、そういったものを聞き、受け入れる体制ですか、そんなものに力を入れてほしいなあと、こんなふうに考えております。

それから、農業生産者とそれから宿泊業者の連携ということでございます。これにつきましては、正直言って今日出がけに大糸タイムスを見てきたんですけれども、池田町の農家で作る、金の鈴まごころ会というところで、生産者と、それから調理人が約30人ほど集まって、圃場を視察したりしたというような記事がありました。その中で、白馬村からのホテルの料理長も参加し、コメントをしておりますけれども、伝統的な特産品を料理にぜひ取り入れていきたいというような記事も出ておりました。ぜひ農家と、あるいはまたそれを消費する観光、あるいはまた村内等の農業の充実していく意味でも、こういったことが必要になってくるのではないかなあと、そんなふうに考えております。

それからあと、「あったかごはん」ということで村内配布になりました。見た人は非常に参考になるというようなことで、喜んでいる方も非常に多く見受けられています。その中でちょっと一番後ろのページになるんですが、料理協力者ということで、団体が4件ですか、それとあと個人が2件というような形で、協力店が掲げられております。その下を見ていきますと、製作スタッフというところで、観光局の職員が3名ほど名前が載っているわけでございます。

私もちょっと二、三の人から言われたんですけれども、非常にいろいろなスタッフの中で協力したということは、当然いろいろ大変だったというのは推測するけれども、やっぱりちょっとこの辺の関連がおかしいんじゃないか、納得できないよというような人も、ちょっとそんな意見も聞きましたので、代表理事であります村長さんに、その辺のことについてお伺いをしたいと思います。

それから特産品の関係の中で、今、リンドウというものも非常に白馬の特産品として育ててき

ているよというようなご説明がございました。これにつきましては、またいろいろ難しい面もあるかと思えますけれども、ぜひこういったものは何とかこう、カドミウムの検出されるような場所へ、そういった植栽の指導とか、そういったものできないものかというようなところを、ちょっと感じました。そんなところの取り組みについて、どのようなお考えがあるか、お伺いをできればと思います。

それから、最後の信州デスティネーションキャンペーンでございます。これにつきましては、過日、今月に入って新聞に出ておりましたけれども、大町の温泉郷でDC販売促進会議というものが行われ、旅行者100名が集まりまして、沿線の観光者がそれを紹介したというような記事を拝見させていただきました。これについて、白馬村からの出席があったのか、そしてもし出席したら、どんなところをどんな内容で伝えたのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

それから、住民の憩いの場の創出ということで、これも9月3日付の大糸タイムスに出ていたんですけれども、DCを控え、白馬駅で東側を公園化するというような記事がちょっと出ておまして、県それからJRがタイアップし、大出公園、あるいは東山一帯を結ぶような観光ルートをつくっていきたいんだというような記事がありました。この件につきまして、白馬村が関与しているのかどうなのか、また、もししているとしたら、その辺の内容をわかる範囲で結構なんです、教えていただけたらと思います。以上、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） はい。今、太田議員から4点の再質問があったようでございますが、その関係について、太田村長の答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。私より担当課長の答弁の方がよいところについては、課長の方からさせます。

まず最初の、この白馬村の「あったかごはん」の本の中に、白馬村観光局の職員の名前が載っているのがいかかというご批判があることに対する私の見解を求められましたけれども、この名前が入ったことは、監修に対する職員の責任の所在を明確にするという意味もあろうかと思えます。そしてこれは結果でありますけれども、私も聞いた範囲では、村外の皆さん、そして村内の皆さんからも大変好評はいただいているふうに、私もお聞きをいたしております。

そうした人たち、特に村外の皆様から、この本を分けていただけないかと、こういうような問い合わせもあるようであります。そうしたことを考えると、結果でありますけれども、こうして製作スタッフが観光局の職員の位置づけで載っていたことは、また問い合わせ等についても親切的な対応もできるのではないかと、こんなふうにも思っておりますが、そういう意味では大きく製作をした職員の責任の所在ということをメインに、こうして掲げさせていただいたと、このように解釈をいたしております。

それから、カドミウムの発生が言われている地域について、有効利用を考えたらどうかというようなこと、まさに政策、産物を何に限定するかということは、それぞれ個々のお考えもあろう

かと思えますけれども、有効利用するという点については我々も考えておりますし、リンドウ生産をされている方等にも、そんなお話をした経過があります。そういった点では、お米についてはカドミウムの心配はないというような状況が、一日でも早くつくり出せばいいなど、こんなふうに思っているところでございます。

DCキャンペーンの細部の打ち合わせ等については、担当課長の方からお答えをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） 私の方からは、2点についてお答えをいたします。

1つは、デスティネーションキャンペーンに向けまして、過日、大町で行われましたエージェントを招いての説明会に、どういう内容を説明したか、あるいはだれが出席したかという質問でございます。

出席をいたしましたのは、私と、観光局のDCを担当しております太谷の2名が出席しております。当日は、今回、デスティネーションキャンペーンに向けまして「びゅう」という、JR東のハウスエージェンシーであります旅行商品を代売、いわゆる取り扱っていただくエージェントのカウンターの社員を招きまして、そのJR商品を売っていただくために、この地域を知らないとなかなか売ることが、セールスが難しいというようなことから、その商品を知っていただくための現地研修ということで行われたのが、主な企画でございます。

今、私の手元に「びゅう」商品であります「ふるさと秋の旅行の旅」とか、あるいは「日帰りで旅する信州」とかというような「びゅう」の旅行商品がありますけれども、これを「びゅう」以外の店頭で売っていただく、そういう扱いのエージェントの方々、合計で101名というふうに記憶をしておりますけれども、来ました。当日は長野からずっと旅行商品のルートに沿ってまいりまして、今回、安曇野から松本を中心とする商品についての現地視察でありましたけれども、夜、温泉郷にお泊まりをいただきましたので、大北管内の市町村の行政担当者等も出席をし、この地域のDCでの取り組み、こういうこともありますので、ぜひ旅行商品に加えてご案内いただければということで説明をした趣旨であります。

先ほど説明した内容につきましては、独自の企画であります13商品、マイスターのツアーであったり、温泉の皆様が従来でやっております温泉の企画であったり、そば関係の企画であったりと、そういったようなもの、トレッキングの企画等々について、具体的な金額等の資料を提示しながら説明をさせていただいたという状況でございます。

2つ目の、駅、JRの関連する公園化、あるいは東山へつながらるルートの関係で、村のかかわりというようなお話でございましたけれども、JR東日本では、エコステーション化という事業の中で、白馬駅の東側の一角を公園化しようという計画で、今年から来年にかけて整備をいたします。ここも、くしくもデスティネーションにあわせながら植栽等もしながら。村との直接の

かわりはありませんけれども、村あるいは地域の人たちとも、そういった公園化のための記念植樹等のお手伝いをいただければということで、現在そちらの方の企画も、10月2日のデスティネーションの受け入れ式に合わせて計画をしております。

基本的には、駅でおられた方が、そういった公園を見ていただきながら、さらに詩の小径を下りながら大出公園等の散策をしていただくようなコースをご案内をしながら、少しでもこの地域で時間を消費していただくような企画で、JRとともにまたご案内をしていきたいというふうに担当課では考えております。

説明は以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員の質問時間は、答弁を含め、あと9分です。質問はありませんか。太田修議員。

第5番（太田 修君） 今、観光課長さんの方に再度お伺いしたいと思いますけれども、一応、今、その駅の憩いの場の創出ということで計画されているものは、JRと県が。あくまでもやっているということで、これはデスティネーションキャンペーン後も、そういう形で継続使用をしながら、白馬の観光として、観光の1つとして使っていくことが可能であるという解釈でよろしいわけですね。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） この計画は、あくまでもデスティネーションのみの限定ではなく、駅を利用された方々が、この地域をぶらっとう歩いていただけるような、そういった提案を今回しておりますので、こういうことが、当然その企画もそうですし、今後さらにいろいろな地域を回っていただくような企画を、さらにつくって進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員、質問はありませんか。太田修議員。

第5番（太田 修君） それではちょっと時間の関係もありますので、次の方へ移らせていただきます。

3番の社会福祉の向上についてでございますが、議長さんにお願いがありますけれども、よろしいでしょうか。

議長（下川正剛君） 何でしょう。

第5番（太田 修君） はい。一応ちょっと時間の関係もありまして、順番を入れかえ質問をさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（下川正剛君） はい、どうぞ。簡潔に、あと残り時間7分でございます。

第5番（太田 修君） はい、わかりました。

はい。それでは3番の方のデマンドタクシーの活用ということで、遠距離通学者を対象に、冬期間、下校時間帯の増便計画はできないかというものでございますが、ストレートにお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 社会福祉の向上についての中の一つであります、デマンドタクシーの利活用についてお尋ねであります。

冬期間の観光シャトルバスの運行につきましては、現在、国の補助事業を導入して試験的に運行しております。この事業は23年度までの3年間で認定を受けているところであります。仕分け事業の対象にもなっているところから、今のままでいきますと、23年度で廃止ということになってしまうのではなかろうかと、こんなことを大変心配をしているところでございます。

こうした状況の中で、本村のこの地域公共交通の確保に関しましては、平成24年度以降からは国庫補助金がないことを前提に、それ以後、自立して運行ができるような仕組みを考える以外方策はないと、こんなふうを考えております。

国の補助金に依存し過ぎて、必要以上に事業の枠をふやした結果、財政支出の増加を、増大を招いて、事業自体が長続きしなかったという、他の自治体の事例も多数聞き及んでいるところから、もうそうしたことを事前に想定しながら、今後また議会の皆さん方とも相談をさせていただきたいと、こんなふうを考えているところでございます。

そうした状況の中で、議員から提案のありました下校時間帯のデマンドタクシーの増便計画につきましても、現在行っております遠距離通学者に対する補助事業と比較をし、費用対効果も見込まれる方法を慎重に検討していくことが必要だと、こんなふうを考えながら、今後、今申し上げましたことを前提に、もう一回再構築をしていくときだと、こんなふうを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員の質問時間は、答弁を含め、あと5分です。質問はありませんか。太田修議員。

第5番（太田 修君） はい、ありがとうございました。先ほどのデマンドタクシー等につきましては、いろいろなご意見もあるかと思えます。大町市におきましては路線バス形式というところから、またデマンドが必要ではないかというような検討、あるいはまた白馬は逆にデマンドから路線バス形式のそういったものも必要ではないかというような提案をさせていただいたわけですが、これにつきましては、11月から2月ころまでのようなんですけれども、やっぱり小学校の遠距離通学者が帰宅、家へ着くまでに暗くなってしまうと。非常に家族が、交通事故に遭わなければとか、いろんな形で心配をされているというような意見を多く聞く中で、ぜひデマンドのように玄関から玄関でなくて、定期バスのようなもので構いませんので、ぜひそういった、何といたしますか、増便計画をお願いしたいなと思っております。

また、私も以前にこの件について一応質問させていただいたんですけれども、朝、大町病院等へ行かれる人が、なかなか今までは福祉タクシー券を使っていた人たちの中で、非常にそのデマンドタクシーが時間的な問題もあって難しいというような、利用が難しいというような意見も聞

かれておりますので、ぜひその辺について検討をし、住民に愛されるようなふれあい号になっていったらと、そんなところを希望しまして、時間となりますので、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（下川正剛君） 質問時間が終了をいたしましたので、第5番太田修議員の一般質問を終結をいたします。

次に、第11番高橋賢一議員の一般質問を許します。第11番高橋賢一議員。

第11番（高橋賢一君） 一般質問を行います。中間法人法が廃止され、一般社団法人に移行されて初の観光局、第6期定時社員総会が開催され、白馬村観光局の運営について、さまざまな質問や意見が相次ぎ、長時間にわたるディスカッションが展開されました。総会に出席しておりましたので、社団法人としての社員総会の決議と理事会の議決など、運営規則に関して質問いたします。

最初に、観光局の機関設計と理事会について伺います。

白馬村観光局は、社員総会プラス理事、プラス監事で機関構成される一般社団法人法に定められた理事会非設定法人であります。定款によりますと、理事及び監事は社員総会において選任され、報酬はそれぞれ社員総会の決議をもって定めるとしてありますが、運営規則の理事会の権能には、定款及び法令で定めるもののほか、諸規則の制定、改廃、その他の重要事項を決議すると定められておりますので、理事会非設定法人に理事会があっても問題はないと思われま

す。このような背景を踏まえまして、理事会の組織等についてお尋ねいたします。理事の任期は、就任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会終結のときまでとなっております。現在、それぞれの組織母体から選任された17名の理事がありますが、ほとんどの理事はあて職でありますので、就任期間がまちまちであります。2年間の満期を在任できない理事もおおいでになると思います。

このたびの社員総会では、観光局専従の理事の方以外、常設観光協会を初め交通運輸関係、索道事業者の関係の理事の皆様、出席がまちまちで大変気になっておりました。理事会定足数3分の2以上、署名表決を認める理事会であります。年間何回ぐらい開催されるのでしょうか。また、署名表決はどのくらいあるのか伺います。

次に、2番目といたしまして、観光局の給与体制についてお尋ねいたします。

観光局長の給与は、一般的な企業ベースや村の課長職に準じた待遇を考慮して、すべてを職能給にしたとのことですが、事務局次長も1年契約の職員でありますので、多分同様の職能給扱いであろうかと思われま

す。事務局次長はどのような職種の待遇と見合いをして職能給を決められたのでしょうか。

ただいま観光局には5名のプロパー職員がおります。彼らの給与は観光局との契約による16カ月の給与ベースで、契約によって支給されていると聞いております。局内のそれぞれ異なる賃

金体系を見てみますと、職能給あり、派遣先の賃金規定に準ずる給与があり、プロパー契約による観光局ベース、出来高払いなど、手当と基本給と職能給が一緒になって複雑な賃金体系になっております。これから育っていくプロパーの若者がやる気で頑張れる、辛抱という勤続給のような手当も一部加味されれば大変張り合いになるかと思われませんが、賃金体系の改善について、代表理事の考えを伺います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 高橋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

大きく3つのご質問いただいております。最初の観光局の理事会の組織等について、理事会の開催回数についてご質問をいただいております。理事会に関する事項は観光局の運営規則に定めであり、ただいま議員が言われたとおりでございます。理事会の開催回数につきましては、過去3年間で申し上げますと、第4期19年の5月1日から1年間で7回、第5期20年5月1日から1年間では4回、第6期の21年の5月から1年間で年に6回という状況でございました。

この理事会のあり方等については、昨日もお話をいたしたところでありますけれども、組織の構成メンバー等についても、昨年から検討はしているところでございます。何とか皆さんにご理解をいただけるような組織に改めるべく、今、理事会の中でも協議をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

そうした中で、プロパーの職員の給与について、やる気で頑張れる勤続に配慮した体系にすべきと考えるのがかかというご質問につきましては、以前は給料表に沿って、一定の年数を経て段階的に昇給する体系でございました。平成20年の10月に、理事会で社員人事賃金制度をお認めをいただきまして、翌年の4月から基礎給という年齢を基準とした賃金に、職能給という能力と成果を反映させる賃金を組み合わせた体系に移行したところでございます。

議員が言われるように、処遇の基準を明確化することによって、働きがいを持って意欲的に仕事に取り組んでもらうことは当然のことでございます。権限と責任の所在を明確にして、組織の制度を向上させることもねらいで実施をしているわけではありますが、現在、この給与体系を適用しているプロパー職員5人でございますが、議員ご指摘をいただきましたように勤務体系、それから身分保障、それぞれ違った形態であります。

というのは、出向の職員もおり、あるいはまた年俸で契約をした局長等もおるわけではありますが、それぞれの立場にあっても、給与の中に反映される部分も3者が関与しているというような状況もございます。そうしたことも含めながら、職員がやる気と行動力、そして成績によって、その給与も上がっていく体系というのは、まさに今の時代に合った体系ではないかと。

ただ、議員ご指摘のように、今の体系でやる気がなくすというようなことには、私はつながらないのではないかと、こんなふうに思っておりますし、また、そうした問題が起こらないような、やはり職員教育、職員の統率もしていく必要もあろうかと思っておりますので、ご指摘いただき

ましたことは十分配慮しながら、今後の取り組みを進めてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） ご質問いただきました1点目の中で、理事会の回数とともに署名表決をした回数はあるかというようなご質問でございましたけれども、観光局になりましてからの署名表決は1件もございません。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 答弁漏れがあったようでございます。次長の給与については、現状では1人が出向職員、1人が給与として対応している次長、職員の次長が1名おります。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。はい、高橋議員。

第11番（高橋賢一君） ちょっと確認の意味で再質問させていただきたいと思います。

まず、理事会の組織についてということでお伺いをいたしました。現在17名いる理事の組織は、行政から局長初め代表理事、あるいは事務局次長ということで、4名の理事が入っていると思いますけれども、あと13名の理事の選任の母体について、組織の関係上、不都合はないかどうかお聞きしたいということが1点でございます。

それから、昨日の会議がありまして、理事長の方からおいでをいただきましたので、相当核心に触れたお話し合いが昨日されたわけでありましてけれども、そんな中で理事会の運営につきましては、大声で叫べばそれになびくような理事会ではないというような、心強いお話を伺ったわけでありましてけれども、今現在の理事会で、理事のメンバー及び理事の組織を改革する必要はないかどうかということについて、理事長のご意見を伺いたいと思います。

それから、もう1点でありますけれども、そもそも観光局は白馬村観光事業者をもって組織された、観光連盟が母体となって設立された法人であります。観光連盟の事務局は、当時役場の国際観光課にあつて、観光事業者と行政との融合を図りながら事務事業を行っておりました。

観光局の立ち上げについては、観光振興対策本部を設置して、長い年月を費やして準備が進められ、平成17年の1月、官と民の間にある法人として、有限責任中間法人白馬村観光局が設立されたものと記憶しております。

観光事業者のそれぞれの団体、社員個人からは分担金が徴収されていますが、不況の中にあつての分担金拠出には大変厳しいものがあります。代表理事が任命する分担金審議委員15名で組織され、観光局長が議長を務める審議会についての内容について伺います。

以上、お願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 分担金の件につきましては、担当課長の方からご説明をさせていただきます。

今、そのほかのことについて、高橋議員からご指摘のあったことについては、理事会の中へ私

も提案として申し上げます。今投げかけた、また議員のご指摘のあったことも、その投げかけの項目の中に入っております。次回の理事会から真剣に討議をしていただくことになっておりますので、今ご指摘のことを結果はどうなるかは別にして、皆さんにご理解がいただけるような組織体制にしていきたいと、こんなふうに考えております。

私の方からは以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） 分担金審議会の関係につきましてお答えをいたします。

観光局の分担金審議会は、基本的には白馬村観光連盟からの分担金審議会の流れをくんだ形にあります。踏襲をした形で行われてきているというふうに認識をしております。

そもそも分担金につきましては、観光局そのものは、村からの負担金と社員からの分担金を大きな原資と思って予算化をしておりますので、その出資割合等につきまして、審議会等で意見をちょうだいをし、村からの負担、あるいは分担金を、それぞれ宿泊、索道等、店舗等、一定の算出基準がございますけれども、そのルールに関して見直す必要があるか否かというところを審議をする機関でございます。

観光局が設立をされて以来の経過で申し上げますと、第1期から第3期まで、第3期とは平成18年の5月からの期になりますけれども、そこまでは毎年開催をされてきたというふうに聞いております。第4期以降開催をされておられませんけれども、その背景といたしましては、大きく分担金を見直す必要性が、特にその審議会を開く必要がないというような判断のもとで、開催をされていなかったというふうに聞いております。

したがって、分担金につきましては、ここ数年見直しがされていないという状況にあるということでございます。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありますか。高橋議員。

第11番（高橋賢一君） 2番目の給与体系の問題について、1つ確認をさせていただきたいと思っております。観光局の職員の中にアドバイザーという役職がございます。このアドバイザーの役職については、仕事をしたときには、その費用を分担するというような制度があるようでございますが、こういう制度でアドバイザーの人たちとは契約しているのでしょうか、1点伺います。

それから、もう1点でございますが、ホームページの製作という役職を持った方が事務局の中にいらっしゃると思いますが、この方は私先ほど言った出来高払いというふうになっておりますが、この辺のことについて、わかりましたら教えていただきたいと思っております。それが給与体系のことです。

それから、先ほど再質問についてでございますが、15名の皆様のそれぞれの出身の母体というのがどのような構成になっているのか、母体名だけで、先ほど宿泊と索道、店舗というふうに言われましたけれども、構成について、どのようになっているか伺いをいたしたいと思っております。

以上2点、よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私の方から、アドバイザーの件について答弁させていただきます。

このアドバイザー制度については、もう既に予算編成のときにアドバイザーのお名前を皆様にお知らせした経緯があるかと思えます。本来、アドバイザーという基本的に仕事をしていただくのは、必要に応じて来ていただいたときと、そのときに発生する費用をお支払いするということとしております。ですから本来ですと、アドバイザーになっていただいた方は、その道の専門家であると同時に、白馬村にも大変興味を持っていただいている方であります。

したがって、それぞれの立場でいろいろ講師に招かれて出ておられるような方でありますので、アドバイザーという名前を、今になってみればつけることの方がよかったのか、逆に、つけて誤解を招くようなことがあったのかなあと思いますが、今申し上げましたように、例えば1つの課題に対して、村民向け、あるいは観光局の職員に向け、必要なときに出てきた場合に、その対価として費用でお支払いしているということから、ほかの団体等の予算で見れば、謝礼として、講師謝礼というような形で精算をしていることと、基本的に違わないやっぱり支払いをしておりますので、そんなことをご理解をいただきたいと思えます。以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） 私の方からは、ホームページの作成にかかわる職員に対しての賃金についての回答をまず申し上げます。

1名、ホームページを毎日書きかえるための職員を配置をしております。勤務につきましては、1日、半日の勤務ということでお願いをしております。月額での金額、具体的にはちょっと申し上げませんが、月給という金額を設けて支給をしているということでございます。

それから、分担金審議会に関係をいたしますメンバーの構成ということでございます。分担金につきましては、大きくは索道、山小屋、運輸、温泉、あるいは金融関係、商工関係、さらには宿泊等の区分に応じて分担金をルール化しております関係上、それらに関係をいたします代表者で構成をしております。

具体的に申し上げますと、特には理事を兼ねている方々が大半でございますけれども、索道関係で3名、それから商工会長、それから山小屋関係で言いますと山岳観光専門委員会の委員長であります白馬館の塩島様、それから観光協会、宿泊関係ではその専門委員会の委員長をお務めいただいております常設観光協会長、下川五竜の協会長、それから交通・運輸では、運輸の委員長、さらにバス会社の白馬営業所長も加わっております。あとはホテル関係、インバウンド関係の委員長もその中にも入っております。さらに常設観光協会につきましては、代表の五竜以外の3協会の協会長にも、この分担金審議委員会に加わっていただいておりますし、金融団を代表する中から大北農協の白馬地区所長にも加わっていただいております。主な構成は今、説明のとおりで

ございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第11番（高橋賢一君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、議員の理事兼業禁止と請負についてお尋ねを申し上げます。平成18年、地方自治法が改定され、普通地方公共団体の議会議員は、当該公共団体に対し請負をする者たることができないと定められ、主としてその団体等に対しての請負額が50%以上、今年度請負額は66%であります。を占める場合は、明らかに抵触するとの行政回答もありました。

白馬村観光局の理事会は、事業の執行予算を決定する執行機関であり、村長が代表理事であります。議会の議員が村長の附属機関の構成員になることは、議決機関と執行機関分立の趣旨に照らして妥当ではないとして、議会議決をもって観光局の理事としての執行機関参画を辞退した経緯であることは、ご存じのとおりであります。

ただ、地方自治法は二元代表制を基軸として採用しておりますが、住民の意見が適切に反映されず、事務処理を阻害しているのではないかという疑問を持ちながら、次について伺います。

議会の理事会参画についてお尋ねします。「議会の代表が理事会に参加すべき」として、かつて一般質問がありました。受けて村長は、「議会の代表が理事として参画してほしい」と答弁されましたが、観光局は村長が理事長を務める行政組織でありまして、行政機関を監視する基本的な役割とする議会が、その機関に理事として議員を送るのは、議会の役割をみずから放棄することになるというご意見もちょうだいをいたしております。

観光疲弊の今日、執行機関参画を辞退した議会ではありますが、できることなら理事として参画したい希望を捨て切れなくております。運営規則18条の2項、予算に対する議決の条文を視野に入れて、理事会参画の可能性と手段について伺います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 高橋議員、2つ目の質問であります。議員の観光局理事兼業禁止と請負についてのお尋ねであります。

理事として参画可能性についてのご質問でありますけれども、昨年9月に松沢議員から、観光局の運営に関して議会がよくわかっていない状態にあることは大きな問題であり、観光局の組織と運営を総合的に考えれば、従前のように議会が理事会に入ることが最も近道ではないかのご質問をいただき、それに対して、議会の代表が観光局の理事として参画はしていただきたいと思っている、そして今後については議会の中で十分ご検討いただきたいと、確かに答弁をいたしたところであります。

しかしながら、上部機関にも確認をいたしたところ、地方自治法第92条の2項、関係私企業の就職の制限により、議員は理事になることはできないとの見解でございました。

したがって、議員が理事に就任することはできないことが明確になった以上、私としても、そ

の法に基づいて対処をする以外、方法がないわけでありませぬけれども、議会定例会のたびに開催をしてきている議会と観光局との懇談や事業説明も、今後も開催をさせていただきながら、多額の予算を投じている観光局の運営に対して、ご提言やご理解をいただければ、よりありがたいと考えているところであります。

何とかかかわり合いを持ちながら、ともに観光運営に一段のご理解、そしてご指導、ご助言がいただければありがたいと思っている気持ちには変わりはありません。議会側からも、観光局とのかかわり合いについて、法の許される範囲の中で、できることにつきましては積極的に要望もしていただきたいと、このように思っております。

また、方法については、今後の課題として、また協議を重ねさせていただきたいと思っているところでございます。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第11番（高橋賢一君） 昨日のお話し合いにも出ておりましたけれども、議会としては何とか評議員制度を活用して、観光局の理事会の皆様とお話をしたいと。あるいは観光局の運営について参画したいという希望を持っておりましたが、議会が理事会及び評議会に籍を置くことができる団体には、財団法人白馬村振興公社、あるいは社会福祉協議会があります。これは全く違う組織であるように私も勉強しておりますけれども、村に、例えば村に2つの財団法人はできないということでもありますので、振興公社のような財団法人になりますと、観光局はそれと同じようなものがつくれないと、こんなことを考えておりますが、これについて、この寄附行為について、財団法人はできないということではありますが、村長の方で何かそんなことについてお考えがありましたらお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 大変難しい問題ととらえております。決して私も法的にもすべて精通しているわけではないので、軽々に申し上げられませぬけれども、ただ、時代の流れ、これからの村づくりにとって、住民、そして自治組織、行政との協働による村づくりが何よりも大事なことであるというのは、これはもう全国的な流れと受けとめております。

先ごろ議員の皆様も出席をされました自治研修会の折にも、この協働による村づくり、住民が参加をする、議員も村政運営に参画をすべきだという研修の内容であったように私は理解をしておりますが、その中で、そうした組織体をつくるには、兼業禁止の肩書をとれば簡単にできるんだと、こういうような表現をされた箇所もあったやに記憶をいたしております。そうした発言が、まさにこれからの時代の流れの中では求められているところかなと。

しかしながら、これはそのときの講師の人の見解でありますので、それをもってよしとするわけには、すべてをよしとするわけにはいきませぬけれども、研修として、今後もいろいろなご意見を聞く中で、本当に議会と行政という立場の違いを明確にしながらも、その運営に携わってい

ただくような方法ができるのが望ましいなど思っている気持ちには変わりがないことを改めて申し上げて、お答えとさせていただきたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第11番（高橋賢一君） それでは観光局の運営に対する質問の中で、最後に、私たち昨日行われましたような観光局の問題について、いろいろ疑問をぶつけ、それに対してお答えをいただいたというようなシステムが、昨日お話し合いがあったわけではありますが、そのようなことが観光局の理事会の方に反映し、観光局の方でそれらについてぜひ検討していただき、前向きに村民の声として受けとめていただきたいと、こんな希望を持っているわけですが、その点はいかがでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 昨日言われた、具体的に項目ごとの説明も、議長の方からお知らせをいただきました。重複をしている部分がありますけれども、私から既に理事会の方に投げかけをさせていただきます。しばらく時間をいただければ、理事会の決定事項、皆様にまたお知らせをいたします。そして、出された疑問にも明確にお答えができるようにしてまいりますこととお約束をさせていただきます。その結果が出るまで、しばらく時間をいただきたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第11番（高橋賢一君） それでは最後になりますが、3番目の質問に入りたいと思います。

白馬村倫理条例、特に資産の報告についてお尋ねをいたします。

白馬村議会議員は、倫理条例に基づいて資産等の公開の措置をしております。政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律によりますと、指定都市の議員、都道府県知事及び市町村長には、地方公共団体における資産等の公開が義務づけられておりますが、村議会は対象外であります。白馬村の議会議員は、なぜ資産公開の措置をするようになったのか。

2番目に、資産公開の措置を拒否することはできるのか。以上2点について伺います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 高橋議員から、3つ目のご質問であります。白馬村倫理条例についてお答えをさせていただきます。2点お尋ねをいただいておりますけれども、順次答弁をさせていただきます。

まず最初の、白馬村の議会議員は、なぜ資産公開の措置をするようになったかのお尋ねであります。政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条に、地方公共団体における資産等の公開については、都道府県及び政令で指定する人口50万人以上の市の議会の議員、並びに都道府県知事及び市町村長の資産等の公開については、平成7年12月31日までに、条例の定めるところにより、この法律の規定に基づく国会議員の資産等の公開の措置に準じて必要な措置を講ずるものとする規定をされており、この規定に準拠する形で、白馬村政治

倫理条例及び白馬村政治倫理条例施行規則が、平成7年12月21日に制定された経過がございます。

法令では、高橋議員ご指摘のとおり、村議会議員は対象外ではありますが、平成6年当時、現職の村長が贈収賄事件で辞職するという不祥事が起こり、新たに就任した新村長の公約で、再発防止に向けた取り組みとして、学識経験者等で構成する行政機構調査審議会が立ち上げられ、村の入札制度、寄附金問題、そして白馬村政治倫理条例に対して、10回の審議会を経て答申をいただき、また議会においても全員協議会や勉強会を開催をし、条例制定に向けた理解をいただき、平成7年第3回白馬村議会定例会で、全員賛成で可決していただいた経過がございます。

次に、2つ目のご質問である、資産公開の措置を拒否することはできるのかとのご質問であります。特に罰則規定はありませんので、支障はないものとは思われますが、当時の議会で全会一致を見て可決された条例でありますので、遵法精神に沿うことがよろしいのではないかと考えているところであります。仮に必要なしとするならば、ご検討をいただく中で、条例改正をすれば、それで済むものと思っておりますので、議会でご検討をされるのがよろしいかと思っております。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第11番（高橋賢一君） 質問というより、今の確認をしたいと思っております。遵法の精神、いわゆる法には従ってほしいと、従うべきだという意見が村長から言われましたけれども、条例改正によって、この条例に従う必要がない、あるいはこの白馬村の議会としては資産等を公開する必要がないのでという条例について、条例については白馬村の議会が従うべきだという遵法の精神を可決しているということでもありますね。

そうすると、法律ではしなくてもいいものを、白馬村はすべきだとしたその法律を訂正すればよろしいのでしょうか。その辺を伺いたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 遵法の精神からすれば、法で、私の表現が悪かったのかもしれませんが、法律で制約をされているものではないと。ただ、議会で全員一致で条例を認めたと。決議によって成立した条例でありますので、それは議会の中でご検討いただきたいということを申し上げたわけでありまして。

ただ、あえて言うならば、その条例の中の議員という字句がなければ、それはそれでいいことになるのかなあとはい思いますけれども、その辺については議会の皆さんの中でも、ぜひご検討いただければと、こう思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第11番（高橋賢一君） はい、わかりました。白馬村倫理条例の写しを持っておりますが、その中をよく検討して、今、村長の言われるように、「白馬村の議会議員は」というところを外せば

いいのかどうかについては、再度勉強させていただきたいというふうに思います。

それで、私の持ち時間は残っておりますけれども、今回の一般質問を通じまして、政治は何をしたかが問題ではなくて、何をしなければならないかが問題であるということをつくづく感じました。おつき合いいただきましてありがとうございました。

以上をもって終わります。

議長（下川正剛君） 質問がありませんので、第11番高橋賢一議員の一般質問を終結をいたします。

ただいまより1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

議長（下川正剛君） 再開をいたします。

次に、第7番柏原良章議員の一般質問を許します。第7番柏原良章議員。

第7番（柏原良章君） 第7番柏原良章です。これから一般質問をさせていただきます。

今回の質問の中では、2項目に挙げてございます。1項目目として、白馬村指定文化財・天然記念物の保護についてと、2番目として、国道・県道・村道の維持管理についてをご質問させていただきます。

まず最初に、白馬村指定文化財・天然記念物の保護について行います。

村指定文化財が36カ所ということになっておりますが、有形文化財が9カ所のうち、そのうち村宝が3カ所、無形文化財が1カ所、民俗資料が7カ所、史跡が2カ所、指定名勝地が1カ所、天然記念物が16カ所となっております。これらの施設・物件は、村として行う観光立村のためには、来村したお客様にも絶対見ていただくためにも、保護や整備が絶対必要であろうと考えております。村としての保護などの進め方をどう考えているのでしょうか、お伺いしたいと思っております。

次に、天然記念物とした老杉や桜であります。これらも保護には大変な費用がかかると思われれます。村としても多くの支出をしていかなければ、保守ができないのではないかという考えをしておりますが、これからの費用負担をどうするかをお伺いしたいと思います。

次には、これから以降、文化財としての追加や削除につきましては、文化財審議委員会で検討し、教育委員会で決定するということになっているようでありますが、地区や個人の申請がなければ登録や廃止はないのでしょうか。村としても検討や選択も必要であると思われれますが、村としての考えをお伺いいたします。

次は、ギフチョウ類とかトンボ類、サンショウウオ等の保護にボランティアが対応しているようではありますが、保護を増していくためには、人員増や費用の負担も必要となると思われれますが、これらの対応はどのようにでしょうか、お伺いしたいと思います。

この4点であります、ご返答をお願いいたしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 柏原議員から、大きく2つの質問事項をいただいております。まず最初の白馬村指定文化財・天然記念物の保護についてお答えをさせていただきます。

文化財は長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な村民共有の財産であり、これらを大切に保存し、後世に伝えるとともに、積極的な公開と活用を図ることが必要であります。

村としては、住民、観光客が地域の自然や歴史・文化と触れ合う場所や機会を充実するとともに、地域の風土を生かした個性あるまちづくりを進め、観光面に生かしてまいりたいと考えております。

保護対策につきましては、指定物件の状況を把握しながら、その保護に努めているところでありますが、予算的には必ずしも十分と言えない面があるかと思いますが、補助制度の活用も含め、今後も状況により対応してまいります。

2つ目の質問の、老杉、桜を保護するための対応ですが、村指定文化財の管理及び保護に多額の費用を要する場合は、所有者に経費の一部を補助金として交付することができます。

ご質問の天然記念物に指定の老杉、桜につきましては、保護・育成に要する経費及びこれにかかわる診断料、管理料が補助対象経費となり、補助率は補助対象経費の4分の3以内で、限度額が100万円となっていますので、多額の経費を要する場合には、文化財保存整備費等補助金を活用していただくよう指導をしているところであります。

次の質問の、指定及び解除の件であります、村文化財に指定する場合は、所有者等からの申請により、教育委員会が文化財審議委員会の意見を聞いて、歴史的に貴重なものを文化財に指定しております。なお、所有者の同意がなければ文化財に指定できないことになっております。

また、村文化財の解除につきましては、国または県の文化財として指定された場合、指定文化財としての価値がなくなったとき、無形文化財の保持者が心身の故障により保持者として適当でなくなったときには、文化財審議委員会の意見を聞いて解除することになります。

次の質問の、ギフチョウ、トンボ、サンショウウオ類の保護の件であります、生物保護にはきめ細かく総合的、長期的な対策が必要なことが多いため、行政のみによる対策では、予算、人手、知識不足などから十分な保護が行えないのが現状であり、十分な保護対策にはボランティアや専門家、愛好者などによる保護活動への参画が必要不可欠であります。

ギフチョウ、ヒメギフチョウの保護につきましては、5月上旬から6月中旬にかけて、21名のボランティア監視員による監視を行っていただいております。毎年監視員による監視を行っているにもかかわらず、捕獲者が後を絶たないため、今年4月から罰則規定を設けまして、村民に対しては観察会の開催、捕獲者には行政ホームページ等で周知を行い、意識の高揚と啓蒙

に努めております。その効果があったのかわかりませんが、今年は捕獲者が減少したという報告をいただいております。また春先の気候不順等により、チョウの羽化が少なかったことも影響しているかと思われます。今後、生態系が変わる可能性も秘めておりますので、保護管理体制を適正にして、有効な広報を粘り強く展開してまいりたいと考えております。

最初の質問については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。柏原良章議員、質問はありませんか。柏原議員。

第7番（柏原良章君） 私の方でちょっとわからなくて、この質問に入っているわけですが、先ほど村長の方の説明の中から、補助金等で4分の3、100万円未満までは出せるというお話でありました。そういう話の中から、当然これから以後ですね、老杉とか桜等がもう自然枯れを起こす可能性も十分あると思われれます。その考えの中で、前に聞いた話であります、家の周りで倒木したことにより、その木の所有者が費用負担を請求されたというようなこともあったというお話を聞いております。村としての天然記念物や老杉や桜でも、そういうことが起こる可能性も十分あると考えられますが、そういう場合には、村として、文化財として指定したものに対する負担というのは考えていることはないのでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。平林教育課長。

教育課長兼スポーツ課長（平林 豊君） 天然記念物であります老杉、桜の木につきましては、所有者の管理義務になりますので、特に村として保険等の対応は今のところ考えておりません。ですが、状況によりまして考える必要があればですね、村としても考えてまいりたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。柏原議員、質問はありませんか。柏原議員。

第7番（柏原良章君） わかりました。そういう形でじゃあこれから以後、もしそういうものがあれば申請をしながら、村としての負担も必要ではなかろうかと思っておりますので、進め方をお願いしたいと思います。

それから、地区や個人の申請で登録される文化財や天然記念物等ではありますが、今現在、内山地区で蛍を育てているという状況があります。これにつきましては、今のこの文化財の中には入っておりませんが、こういうものに対して、やはり村としても観光客を迎えて、そういうものを見るためにも、ぜひこういうものは、村としてもこれは入れた方がいいんじゃないかとか、そういうものが結構あると思うんですが、そういうことはどうお考えなんですか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。平林教育課長。

教育課長兼スポーツ課長（平林 豊君） 内山の蛍の関係でありますけれども、内山二一会というのがありまして、長年にわたり蛍の保護活動に取り組んでおり、観察会等につきましては、観光局等でPRをしているところであります。内山の蛍につきましてはゲンジボタルということで、蛍につきましては、初夏の風物詩として人気が高いわけであり、各地で蛍の名所と言われる場所

が幾つかあると思います。

白馬村の文化財に指定になりますと、先ほど村長の方で答弁ありましたけれども、審議会の意見を聞き、教育委員会で決定になることとなりますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。柏原議員、質問はありませんか。柏原議員。

第7番（柏原良章君） 今の答弁でわかりましたけれども、やはり先ほども最初の方に言いましたけれども、観光立村としていくためには、どうしてもこういうものは守り続けていかなきゃならないと思います。話の中では、実際大分壊れているような状況もあるというような場所もあるようございまして、そういうのも含めて詳しく検討を進めていただいて、文化財審議委員会の方でも見ているようではありますが、そういうあたりもしっかり進めて、守っていくという形にしていきたいと思っておりますので、この関係につきましては質問として終了いたします。

では次に移ります。国道・県道・村道の維持管理についてをご質問させていただきます。

まず1番目として、国道関連であります。村内に設置されたガードレールには、多くの変形が見られます。形が変わっている場所も結構いっぱいあると思えます。また、飯田地区にセットされましたカラマツ材のガードレールには、多くの腐り箇所が見受けられます。これらの修理や変更はどのようにするのでしょうか、お伺いいたします。

2番目として、国道406号であります。整備促進期成同盟会として事業を進めておりますが、白馬鬼無里間は道路幅は非常に狭く、カーブも非常に多く、何カ所かのカーブでは対向車が見えない場所や、また行き違いさえできない場所までであるような状況であります。白馬村としては白沢トンネルの先までが白馬村であります。改良をできるだけ進めていく方法をお伺いいたします。

2番目として、県道関連であります。国道の森上から北側と、佐野坂トンネルの南側など、歩道の清掃整備が、今、大分実施され進んでいる状況であります。ところが県道部では今のところ実施されていない状況であると思えます。こういう歩道の清掃整備も、県道部であろうが、実際は実施していただきたいと思えますので、それについてどうするのかをお伺いいたします。

県道関係の2番として、県道33号線の問題であります。今、33号線もあちこち全面補修を実施しているようではありますが、今、堀之内地区あたりでは、非常に多い大型トラックの通過が、今、出ております。そのたび通過するたびに大きなドンドンというような、大きな音が鳴る場所が非常に多くなっております。特に夜間では大変で、その音で寝ることもできないような状況も続いているようであります。そのためには、どうしても全面補修というものが必要な状況であると思えますので、これから以後どういう形で進めていただけるか、進める方法をお伺いいたします。

3番目として、村道関連であります。堀之内・三日市場地区の農業集落排水事業で実施され

ました下水道のマンホールが、路面問わずに修理箇所が70カ所もあるようであります。これによりまして、これから以後、除雪等では大変危険な状況にあると思われ、早急に修理が必要であると思います。これから以後、その修理に対しての対応をお伺いいたします。

2番目として、同じ東部地区の農業集落排水事業であります。この時点で下水管工事では、仕上げ舗装を掘削部分のみの工事であります。公共下水道工事では道路全面舗装工事で実施されている状況であります。公共下水道工事に合わせるためにも、全面舗装を実施するべきではないでしょうか。そう思う中でこれから以後、村としてどういう実施をするのかを、その予定をお伺いをしたいと思います。お願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 柏原議員、2つ目の質問事項であります。国・県・村道の維持管理についてのお尋ねにお答えをさせていただきます。順を追って説明を、お答えをさせていただきますが、国道・県道については長野県大町建設事務所が所管をしておりますので、大町建設事務所からお聞きしたところをお話しし、お答えとさせていただきますと思います。

国・県道の維持管理については、定期的に道路パトロールを行い、緊急性のある箇所から工事を実施しているとのことでございます。

歩道清掃については、本年度白馬村で予定していた箇所は終了していますが、来年度以降も引き続き予算を要望し、歩道清掃を続けたいという意向とお聞きをいたしております。

堀之内地区の騒音等についてですが、情報提供をいただいた傷みの激しいところは、本年度対応させていただいておりますが、全面的な舗装については予算的に厳しい面があるため、情報提供いただく中で対応を検討していただけるとお聞きをいたしております。

次に、国道406号の白馬・鬼無里間の改良を促進する方策についてであります。国道406号の改良は、災害時の緊急避難路確保の観点から、嶺方集落と村道白沢線交差点までの完成が最優先であると考えています。この箇所は昨年度事業採択がされ、今年度から工事が始まりました。国道406号の改良要望は、関係市町村及び議会、沿線の行政区等により組織された一般国道406号整備促進期成同盟会で、毎年県知事及び国交省等に要望活動を行っておりますので、ご質問の件については、その必要性を引き続き訴えていきたいと思っております。

次に、東部農業集落排水事業のマンホールと村道路面の段差解消についての対応についてであります。ご質問の件は、昨年度の除雪業者や本年度の堀之内の区長さんより、除雪という観点で段差解消の要望を受けております。しかし、農業集落排水事業の会計からその費用を捻出することは、その収入状況からいって、そのすべてをすぐに解消することは困難でありますので、毎年数カ所の段差解消を行ってまいります。なお、段差解消に当たっては、その年の除雪のオペレーターの意見を参考にしていきたいと考えております。

次に、東部の農業集落排水事業で実施してある村道の舗装復旧を、全面復旧すべきではないか

とのご質問についてであります。舗装の復旧は、道路管理者の指示により村道を占有し、下水道管を埋設した農業集落排水事業の実施者みずからがその責任と費用で行うことになります。

ご質問の箇所への復旧に当たっては、農業集落排水事業の実施者と村道管理者が協議の上、舗装の復旧方法が決定されたものでございますので、占用工事から15年以上経過した現在、舗装の復旧を全面でやり直すという予定は組んでおりません。なお、白馬村全体の中では、老朽化等により舗装の傷みの激しい箇所はたくさんあり、原則として緊急性の高い箇所から補修を実施してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

国・県・村道の維持管理については、以上で答弁とさせていただきます。また細部については担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） まず、国・県道の維持管理につきましては、白馬村では傷んだ箇所等々を村の方からご連絡をいただいた、その情報を建設事務所の方へ連絡をして、維持補修についてお願いをしているという状況でございます。それ以上、白馬村がどうのこうのということは、村がその道路を管理しているわけではございませんので、その辺については建設事務所へ連絡、要望するというようなところでございます。

それと、あと村道の関連につきましては、先ほど村長申し上げましたように、東部地区の農業集落排水事業で実施した箇所の、公共下水道で行っている全面復旧をすべきだというようなお話でございますが、農業集落排水事業の実施をした白馬村、それと村道の管理者である白馬村が、それぞれ協議をする中で、現在の方法になっていると。そういう中では当時、農業集落排水事業の事業費の軽減というような観点もあって、現在の復旧方法をとっているのではないかとということが推測できます。実際については大分古い話ですので、ちょっと承知はしておりません。

それと、あとマンホールにつきましては、全部を一どきにというわけにはまいりませんので、公共下水道事業で行った箇所にも、やはり同様の箇所がたくさんございますので、それらも含めながら、少しずつ実施をしてまいりたいということでございます。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。柏原議員、質問はありますか。はい、柏原議員。

第7番（柏原良章君） 今の質問の中で、国道関連とか県道関連につきましては、間違いなく村として県等にはお願いをしていくという話は十分わかったんですが、実は飯田地区にセットされましたカラマツ材のガードレールの件なんです。これは元知事の案でつくられたものだと思いますが、ああいう状況が続く限り、その辺ちょっと私もわからないんですが、カラマツ材のああいうガードレールというのは、まだこれから以後もつくる予定があるんでしょうか。私とすれば、ああいうその腐りが出てくるような状況だとすれば、もうすべて廃止するべきではないかという考えもあるんですが、その辺は村としては、わかるところだけで結構ですので、回答願いたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） その辺の実情については、建設事務所の方からはお聞きをしてございませんし、長野県として、どういう方針で臨んでいるかというところは承知をしておりません。

ただ、建設事務所からお聞きする中では、カラマツのガードレールの木材部分については、強度的にはそんなに期待をしていないものだ。その後ろに鉄板がついているんですが、それで車の衝突から歩行者を守るという構造になっているというふうにお聞きをさせていただきますし、修復には、普通のガードレールと違って費用もかかるし、修繕する期間も、一般と比べれば大分長いものだということをお聞きしております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。柏原議員、質問はありませんか。柏原議員。

第7番（柏原良章君） 今のご返答で、ある程度は理解できたんですが、できれば今のような問題を含めて、建設事務所の方にも、村としての意見としてどんどん進めていただければと思っております。

それから、県道関連でやりましたけれど、国道の歩道の清掃整備なんですが、これは、これもちょっとわからないかどうかわかりませんが、これは業者に任せている事業なんですか。お聞きします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 歩道整備につきましては、昨年度かな、国の緊急経済対策の中で、緊急雇用促進事業というのかな、人を、臨時職員を雇ってやるという補助制度があるんですが、一応それを使って、作業員を雇用して行ったということで聞いております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。柏原議員、質問はありませんか。柏原議員。

第7番（柏原良章君） それでは、今の件はわかりました。もしこの件につきましては、できれば県道関係でも、もしどうしても必要ならば、村としては協働ということで、これから進めていくというようなことになれば、各区にまたお願いをしてやるというような方法もあるかと思いますが、その辺も含めて考えていただければと思います。

それと農業集落排水事業の舗装の件ですが、地区の皆さんの了解で、一部の仕上げ舗装は掘削部分のみだということをやったという話でしたが、申しわけありません、これは私も今まで聞いていなかったんですが、今回、今回というか、つい先年行われました野平地区の農業集落排水工事では、道路は全面舗装されていられるのでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 野平地区については、基本的には全面でやった箇所もございますし、部分的に復旧を行った箇所もございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。柏原議員、質問はありませんか。柏原議員。

第7番（柏原良章君） すみません。今、もう1件一緒に聞こうと思って、聞き忘れました。今回

から、公共下水道の追加工事が実施されるということが何件かありましたが、その場合の道路はやはり全面舗装でしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 多分、公共ますの設置工事というものではないかと思えます。現在行っているものについては、掘削部分を一遍掘って、埋め戻しを行って、その上に一応舗装を一回かけて、その後、掘削によって舗装部分が壊れます、その影響部分を再度カットして舗装を復旧しているというやり方をとっております。

議長（下川正剛君） はい、柏原議員。

第7番（柏原良章君） すみません。じゃああれですか、今マンホールとか、そういうものはいいいんですが、100メートルぐらい奥まで管を引くという話がありましたよね。規定外だから。そういう話があったんですが、そういうところは道路じゃないんですか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 区域外流入等による下水道管の埋設工事ということだと思いますが、ちょっと前後しますが、白馬村としては、現在、下水道工事については、よっぽどの事情がない限り下水道管の埋設工事というのは行っておりません。本年、区域外流入ということで、あくまでも、下水へ加入する人が自分の費用で下水管を埋設をして、それに対して村が補助をするという工事に対しても、やはり先ほどと同様で、一応、村の方で道路に下水管を埋設する場合については、村道の占用ということで、道路の復旧に対して一応基準がございます。こういうふうによりなさいという基準がありますので、それにのっとったやり方をやっていただくということです。その基準については、長野県で国県道を占用する場合にも、やはり同様の決まりがございますので、それを村としては準用して、復旧をしていただいているということでございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。柏原議員、質問はありませんか。柏原議員。

第7番（柏原良章君） 先ほどからの返答の中にもありましたが、實際上、今の現状の舗装状況なんですが、これはもう前から、区としても舗装の追加をお願いしているのは、もう何年も前からやっているようではありますが、非常に掘削した舗装の部分は、ある程度まだ正常であるけれども、そのわきが、掘ったことによって起こったのかどうかわかりませんが、かなり大きなひびが入っている状況であります。そういう中に見る限り、村の舗装の事業にしましても、できるだけそういうところから早くやっていただくというのが、非常に大事なことではないかと思ひまして、今回の質問に入っております。

そういう面では、舗装なんかの各地区の順序とか、そういうもので舗装するというお話でしたが、今の状況の中から、もし本年から、これから何年かに何メートルぐらいできるかとか、そういうお話というのはできるんでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 来年度からどのようにしていくかと、どのくらいできるのかということについては、現在ここで答えはちょっとできません。あくまでも予算があって、初めて工事ができるということでございますので、ここで、これからどういうふうになっていくかということは、これはちょっとはっきりは言えません。

しかし、堀之内、三日市場地区だけが舗装の路面が非常に悪いということでは決してございせんし、もっとひどいところも村の中にはたくさんございます。それらも含めて舗装の修繕計画というのはつくらなきゃいけないなということは感じております。以上です。

議長（下川正剛君） 先ほどガードレールの関係について、今後、木製のガードレールをどのように対応していくかという答弁漏れがありますので、答弁を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 白馬村としては、村道に現在、担当課としては木製のガードレールを設置するという考えは持っておりません。長野県についてどうしていくかという話については、現在お聞きをしてございません。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。柏原議員、質問はありませんか。柏原議員。

第7番（柏原良章君） 今回の質問の中では、私の方からは、村としてのこれから以後の対応を聞くというふうなことで、国道関連や県道関連もさせていただきました。そういう中で、これから以後も、やはり村として県や建設事務所の方に対しても、ぜひとも細かいものでもどんどん申請をしていただいて、できるだけ早くにやっていただくように進めていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（下川正剛君） 質問がありませんので、第7番柏原良章議員の一般質問を終結をいたします。次に、第8番田中榮一議員の一般質問を許します。第8番田中榮一議員。

第8番（田中榮一君） 8番、田中榮一です。今回は村長に2つの質問事項を用意をいたしました。最初に、村長2期目の抱負としての取り組みについて、質問をいたします。

村長は当選後、「広報はくば」や村行事などの冒頭のあいさつの中で、「にぎわいと元気のある村づくり」「村民との協働」を抱負としていますが、具体的な施策について伺いをいたします。

2つ目として、住民から信頼され、期待にこたえる職員の育成をも、村長としての大切な役割ですが、2期目の具体的な取り組みについて伺います。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 田中議員から、村長2期目の抱負と取り組みについてということで、2点お尋ねをいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

にぎわいと元気のある村づくりについては、この白馬村が観光を基幹産業としている状況の中で、大変景気の低迷により、白馬を訪れるスキー客の減少により、その状況が大変厳しい状況となっていることは申し上げるまでもないことでありますが、そうした状況を改善するためには、

何としても大勢のお客様にお越しをいただき、そして元気のある、にぎわいと元気のある村づくりにしていきたいというのが1つの願いであります。またそれに先駆けて、こうした村づくりをしていく上には、何としても村民との協働の村づくりが大切なところから、キャッチフレーズに掲げて皆様に訴えてきたところでもあります。そんな観点からお答えをさせていただきたいと思っております。

国民の大変な関心を呼んでいました昨日の民主党党首選では、菅総理が当選をされ、引き続き総理の座に着くこととなりましたけれども、衆参ねじれ現象の中で、政治家主導の政治がどのように実現をしてくれるのか、大変気になる場所でもあります。今まさに政治は大きな変換期を迎えているという状況であります。地方主権をうたう新政権に期待をするところ、非常に大きいわけでございます。

また、我々地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢社会、そして価値観の違い、ライフスタイルの多様化により、住民が行政に求めるニーズも多様化をし、行政を中心にしたサービス提供は質的、量的にも限界がきているのではないかと強く感じさせられるところがございます。

こうした課題の解決や、行政サービスをするためには、住民、行政区、自治体との協働による村づくりが時代の流れととらえ、そのための取り組みをまず進めていかなければと考えているところでもあります。そうした観点から、協働の村づくり実現のためには、3つ私は考えております。

1つは、村民が個人としてやれることをみずから取り組む自助の意識。そして、個人ではできないことを地域が地域としてやるべきことを地域が担う共助の意識。3つ目には、村民、地域でもできないことを行政が担う公助の意識。この意識を高め、互いに自立することが、この協働の村づくりの大前提、必要不可欠なものであるというふうに考えております。

こうした意識が高まり、互いに自立ができれば、中傷や非難に終始することなく、生産性につながる論議が深まり、透明性の高い村政運営につながるものと確信をしております。この白馬で産まれ育った人も、この白馬に移り住んできた人も、互いに融和し、支え合い、この白馬での日々の生活に豊かさを感じ、これからも住み続けたいと思う、そんな村の構築を目指し、村政運営に取り組んでまいり所存であります。

そうした思いの中で、引き続き財政の健全化、観光の活性化、身近な村政の創出、元気な子ども、元気なお年寄りの創出を4つの公約の柱に掲げて、その実現に向けて取り組んでまいります。

1つ、財政の健全化については、さきの質問者にお答えをし、重複をいたしますけれども、不測の事態に備える財政調整基金、減債基金を、この4年間で3億2,100万円を積み立てて、総額3,450万円とすることができましたが、ほかの類似団体と比較するとまだまだ少なく、今後も効率的な行政運営をする中で、さらに基金の積み立てを行うとともに、地方自治体の収入に対する実質的な借金の比率である実質公債費比率を10以下に低減をしてまいりつもりであります。

また、県下ワーストワンとなっている滞納の解消、そしてまた議会のご議決をいただき、広域連合を設立して行う税の共同徴収組織への参加、財源の効率的な運用を図りながら、財政の健全化に向けて取り組んでまいります。このご質問については、太田修議員にも答弁をしてありますので、参考にしていただければと思います。

次の、公約の2つ目であります観光の活性化については、白馬村は、登山とスキーで発展してきた村であることは、今さら申し上げるまでもないことではありますが、バブル経済という追い風を受けてスキーブームが到来をし、250万に上るスキー客が訪れたころの景気は、白馬のスキー観光産業に携わる人々に、直接、間接を問わず大きな繁栄をもたらすとともに、白馬村全般に活気とにぎわいをもたらしました。

同時にスキー場の開発、そして施設への投資が進み、宿泊関係においてはリニューアル、あるいは大型化がされ、さらにはペンションブームによるペンション経営の方々の増加等々、米作、農業を中心として生計を立てていたこの村が、一大スキーリゾート地として大きく変貌をしてきたところでもありますけれども、バブルの崩壊が始まり、スキー客の減少が目立ち始め、オリンピックでの成功により、もう一度スキー産業の活性化をとの白馬村村民挙げての強い思いは、大会は大成功に終わったものの、白馬村に有形無形の財産を残してはくれましたけれども、オリンピック後も、我々の思いとは裏腹にスキー客の減少は続き、今なおそれに歯どめがかからないという状況でございます。

この状況が、前段で申し上げましたように、まさしく白馬の元気をなくしている観光産業の実情でございます。観光の活性化は、何はともあれ、お客さんが訪れてくれるにぎわいと元気のある村、この構築が喫緊の課題であるにとらえているところであります。

経済の低迷と少子高齢社会の中で、スキー人口の減少は続いているとはいえ、100万人近くのスキーヤーが白馬を訪れていることは、山岳スキーリゾート地としての、他のエリアより優位性を持っている証明であり、観光局はこの数字を維持、拡大にも力を入れることは当然のことではありますが、発展をしてきた白馬村の産業規模を、ウィンタースポーツのみで維持することは、大変難しい状況となっていることは、議員もご承知のことでございます。

こうしたことから、今まで接点が薄かった観光のボリュームゾーンを、一般客への拡大と個人利用の推進を目的とする施策をとることとしています。ウィンタースポーツで突出した白馬を、日本の生活文化と豊かな自然を享受できる白馬村として拡大、再構築をし、一般旅行者へ直接的に訴求をしてまいります。あわせて中国を中心としたアジア圏に向け、インバウンド事業の推進を図ってまいります。これが2010年の白馬村観光政策の目指すところとしております。

次に、身近な村政の創出についてであります。前段で社会情勢の変化とともに政治も大きな変換期を迎えていることを申し上げました。我々自治体もこうした状況を踏まえ、自立した村づくりを進めることが必要であり、そのためには、村民、自治組織、行政がそれぞれ自立し、三者

の協働による村づくりが、今これからの時代の流れであります。そのためには、何はともあれ情報公開が何よりも必要と考えております。

4年前からその情報公開の必要性を十分認識をし、声と映像による情報伝達の補助事業を探していたところ、緊急経済対策事業が創設をされ、手を挙げていた白馬村が県下で最初に認可をいただき、本年12月末の竣工を目指して事業を進めているところであります。加入件数も1,950件有余を超え、当初の目標をクリアできたことにほっとしているところでありますが、さらに加入促進に努めてまいります。

これが完成をしますと、自主放送設備を通じて、活字の羅列だけではなかなか伝えられなかった、より正確な情報を提供できることになってまいります。今後この情報と、広報はくば、議会報等あわせてご覧いただくことで、協働の村づくりに最も必要な情報の共有ができると確信しております。

住民参加の行政運営については、各種委員会、審議会等の委員選出については、可能な限り公募を実施して、より多くの村民に行政運営に参画をしていただくことといたしております。行政運営の効率化については、公募委員の皆様とともに事務事業の評価をしていただき、行政運営の透明化と効率化に努めてまいります。

次に、元気な子ども、元気なお年寄りの創出については、少子高齢社会にあつて、次の世代を担う子どもたちは地域の宝でございます。昨今、少子高齢化、核家族化の進展により、家族のきずなの弱さ、地域における支え合い、連携の希薄さが社会問題となっております。課題も多いところではありますが、保育の充実には引き続き取り組んでまいります。また、小中学校についても、緊急経済対策の対象事業を進めながら、教育環境の整備にも努めていくつもりでございます。

また、元気なお年寄りの創出につきましては、お年寄りの外出の機会を確保する手段として、デマンドタクシーの導入をして、実証運行が今年で2年目となりましたが、今年の利用率も26%を超える利用状況となってきております。ご利用者には好評をいただいておりますが、課題もまだ残っております。引き続き改善をしながら、その充実を図ってまいりたいと思っております。

村民から信頼され、期待にこたえる職員の要請についての具体策のお尋ねであります。2期目の村長就任の訓辞で、現在、白馬村の置かれた厳しい財政状況を厳しく受けとめ、村民の奉仕者、パブリックサーバントであることを改めて認識をし、村民目線で村民と向かい合い、村民の声に素直に耳を傾け、ここで産まれた人も、移り住んできた人も、白馬に住んでよかった、これからも住み続けたい、そんな思いにこたえられる行政マンであってほしいことを、また庁内を訪れた村民に対しては、みずから頭を下げ、あいさつから始めることをしてほしい旨を話したところでございます。

村民の率直な思いを聞くために、村民ホールに村長室への提言箱を設け、職員、行政への率直

な気持ち、思いを聞かせていただいておりますが、職員の対応について、特段厳しいご指摘をいただいていることにほっとしているところではありますが、これに気を緩めることなく、月2回実施しております朝礼でも、常に良質なサービスを提供できる、行政のプロとしての心構えを話し、その実行をお願いをしているところでもあります。また、定期的にそれぞれの道の専門家を招いた職員教育も実施をしているところでもあります。

行政も自立を求められる時代になっております。自立のための職員教育をさらに進め、村民から信頼される、ふさわしい人材の育成に一生懸命取り組んでまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中榮一議員、質問はありませんか。田中榮一議員。

第8番（田中榮一君） 村長は以前、こんなことを申されておりました。長引く経済不況により、ともすれば消極的な気持ちにさせられる。こんなときだからこそ積極的な活動を展開し、村民の幸せを追求していくことが必要であると。今もその気持ちは変わりませんか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今、議員おっしゃられたことは、今も強く意識しながら、その取り組みを進めているところでもありますし、さらに皆さん方のご理解もいただく中で進めてまいります。

ただ、時としてこういう厳しい経済情勢の中で、大きな改革を、そしてまた前向きの姿勢を実現していくためには、ご批判をいただくこともあろうかと思っておりますけれども、申し上げましたように、何としてもこの観光産業を基幹産業とする村の経済状況をかながみたときに、観光でその元気を回復すること以外、今はないと、こんな思いを強くしながら取り組んでまいりたいと考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中榮一議員、質問はありませんか。田中榮一議員。

第8番（田中榮一君） それでは、もう少し具体的なことをお答えを願いたいというように思うんですけれども、にぎわいというところを、もう少し詳しく述べていただきたいんですけれども、やはり僕が考えるのは、本当に宿泊につながるような持続的な観光産業の構築というところは、村長も当然そういうふうに思っていると思うんですけれども、そのところをもう少し、どうしたらいいかというところを、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。まさににぎわいのある村づくりについては、先ほどもお話を申し上げましたけれども、今、スキー客の減少に歯どめがかからない状況にあることは、十分ご理解をいただいていることと思っておりますが、今、より多くのお客さんをこの白馬へお招きをするための観光政策の取り組みとしては、グリーンシーズン観光、通年を通じた観光地づくりをいかにしていくかということが大きな課題であります。スキー産業の発展により、この白馬村はスキーリゾート地として、もう突出をした実績を持っておりますが、それだけにグリーンシーズ

ンへ意識を変えて取り組む、そこにはそれぞれ営業に携わっている方の勇気等も必要になってくるわけであります。

そうした状況の中で、1つ観光局はそのリーダー役を担いながら、1つの例で申し上げますと、新民宿宣言等掲げながら、この白馬の持つ自然景観を初めとする資源を有効に活用しながら、今まで従来の、美しい白馬へお越しくささいというようなことではなくて、本当にお客様のニーズに合った商品提供をしてお越しをいただくと。それが何よりだと思いますし、その対策の表現として、常に時代対応のできる観光地を構築をしていくという言葉で、常に説明をさせていただいたように思います。

このすばらしい自然景観の中には、それぞれの人々を満足させる、そしてこたえられる観光資源の活用の仕方は、幾つとなくあると思っております。1つには、先ほど太田議員からも説明がございましたように、ただ景色がすばらしいから来るということだけでは、もうお客さんは来てくれない。そこに農業と連携した地産地消の安心な安全な食の提供というものも、当然必要になってくるわけであります。

そうしたことから、この景観だけすばらしいということになれば白神山地、あるいは富士山、屋久島等、景観のすばらしい地域があるわけでありましてけれども、そうしたところのお客様をいかにこちらの白馬の方に目を向けさせるかということも、大変大きな課題であります。そうしたところに負けないだけの白馬村は資源と、そして人材、人がいるというふうに思っております。これらの持てる素材を有機的に利用しながら、いかに他よりも進んだ、オンリーワンとしての観光地をいかに築くかというのが、まさに勝負どころだと思っております。

表現が適当であるかどうかは別にして、これも観光地として生きていくための1つの競争と考えるならば、人より早くゴールを切ることが何よりも大事なことで、こんなふうには思っております。そうした意味では、財政状況は厳しい中ではありますけれども、知恵を出しながら、新たな事業展開も、来年度に向けての事業展開も考えているところであります。そうした宣伝も大事なことであります。

厳しい中で、先ほどの繰り返しになりますけれども、予算を使うについては、大丈夫かという心配をされる方もおりますけれども、何としてもそうした村民の期待にこたえながら、元気のある白馬村づくりをしたいというのが思いでございますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中榮一議員。

第8番（田中榮一君） 村民はですね、村長2期目に当たって、何か新しい発想を考えているんじゃないかというところがやっぱりあると思うんですね。だからその新しい発想、もう新しい考え、村長何か考えているんじゃないかなという、そういうところがおれはあると思うんですけども、そういうところはどうかね。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） いろいろ考えていることはあります。それは何かしてくれるんじゃないかという期待度がどのくらいなものなのか、私もちょっとはかりかねるところはありますけれども、これからこの白馬村が観光立村としてやっていかなければいけないことは、ハード・ソフト両面にわたることがあるわけですが、1つハード面について言えば、スノーハーブの有効利用というようなことも当然出てまいります。

それから、このごろもやりました大学女子のソフトボール、ああいうソフトボール大会を開催することによって、昨年6チームしか来なかったところへ、今年は9チームの参加があったと。そしてソフトボールの日本代表の監督であった宇津木妙子さん、そしてその当時のピッチャーであった上野投手なんかもおいでをいただき、そうした大会に花を添えていただき、スピードスケートの岡崎朋美さんなんか来て、その応援をしてくれたと。そんなやっぱり民の皆さんが積極的にそういうところを企画して、取り組んでいただけるようなところに、村も応援をしていくというの、また今までになかった1つの取り組みであろうと思います。

そしてまた、サッカーが盛んになってきていることから、やっぱりまたサッカーでより大勢のお客さんにお越しをいただく、合宿をしていただく、何とか宿泊につながるイベント等も開催をしていく、こうしたことも、私は今までにない積極的な取り組み姿勢というふうに考えておりますけれども、常にその大きければ大きいイベントをやるほど財源も必要になってくるということもあるわけでありますので、その辺との兼ね合いも深めながら、取り組みはしていきたいと、このように思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中榮一議員、質問はありますか。田中榮一議員。

第8番（田中榮一君） じゃあ次に、協働という面から具体的にお伺いをいたします。

21年度決算によりますと、経済対策交付金の中から、農業有効利用支援事業として、各地区から要望事項として上がっていた中から、新田地区ほか6地区の事業を行いましたけれども、来年度はもうこのような交付金がないと、期待できないというような話でありました。しかし、この地区の要望については交付金がある、ないにかかわらず、毎年きちんと予算づけをして、村民の期待にこたえていくことが大切と思うのですが、その点はいかがでしょう。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 協働の村づくりでありますけれども、改めて申し上げるまでもなく、この村づくり、何はともあれ行政だけのサービスで満足できるような社会情勢でなくなっていることは、等しく議員の皆さん方も感ずるところであろうかと思えます。

やっぱり、お互いにすべて行政に頼るということではなくて、それぞれの持ち分、役割、責任を分担をし合いながら取り組みをするという、基本姿勢を何としても構築しないと、これからの村づくりは難しいと思っております。

そうしたことを、これからどうやって村民の皆様に理解をしていただくか、これがまず第一で

ありますし、私はその中で一番最初に手をつけていかなければいけないことは、やっぱりこの自治組織へ未加入の皆さん方、あるいは相当数の戸数がありながら、まだ自治組織が未設置のところ、そうした方々を調べてみると、全体の人口の20%近くを占めるというような状況であれば、これはまさに協働の村づくりの根底をなすところから崩れているというふうに感じております。

そうしたことから、この協働による村づくりができれば、私はこの白馬村はすばらしい村になるだろうと。そしてまた、にぎわいのある村というのも、ただ単にお客様が来るのではなくて、お互いに人が支え合う、お互いを思いやる、そういう気持ちを持つ気持ちでお客さんをお招きをするということも、にぎわいのある村の大きな1つの要素になると、こんなふうに考えております。

参考まででありますけれども、この長野県の下条村というところは、まさにこの協働による村づくりで大成功をした村だと、こう言われております。今の現村長、交付税が4割削減されても、今この下条村はやっていけるんだと、大変胸を張ったことを言っておられます。

大変うらやましい限りでありますけれども、人口構成から見ると4,000人、そして我々の村は9,000人。同じ状況の取り組みで、果たして同じ村づくりができるかということになれば、等しく同じことをやって同じ村づくりができるかと言えば、それは難しいところでもありますけれども、やはり白馬村は白馬村なりきのそのよさを生かしながら、住民がおのおのの役割を果たすこと、支え合うことで、この村づくりはできていくものと、このように思っております。

議長（下川正剛君） 村長、質問の内容が、緊急経済対策が来年度から廃止をされるということに対して、村の対応はどうするかという、田中議員からの質問だと思いますが、その点について答弁をお願い申し上げます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今、23年度に向けての緊急経済対策はあるだろうという想定をしておりますけれども、これも現実その結果がはっきりと情報として出てこない中で申し上げることはできませんけれども、この緊急経済対策は、制度として出てくれば、地域の要望等にも、その要望される事業に充てていきたいと、このように思っております。

議長（下川正剛君） ない場合についての対応は。

村長（太田紘熙君） 基本的にその緊急経済対策は出ない限り、事業を導入することができないという制約が、当然ついて回るわけでありまして。ただ、緊急経済対策の事業がなくても、村からの、それぞれの地域の皆さんの要望については、優先順位をつけながら取り組んでいくという基本姿勢は従来どおりであります。ただ、今まで旧政権、そしてまた新政権によって創設されました緊急経済対策事業のおかげで、本来ですと22年度の、通常の形での事業執行をしなければならぬと計画を立てていたものが、この緊急経済対策事業のおかげで前倒しでできたことは、大変ありがたいかと思っておりますし、そのおかげで基金の積み立てに回るお金も出たと、こういうことでありますので、非常にその辺の運用の難しさはあるけれども、国のきちっと方針が出ないと、な

かなか今の状況で、私の方から具体的に答弁できないことをご理解いただきたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員。

第8番（田中榮一君） じゃあ次に移ります。職員の教育というところで、再質問というところでよろしく願いいたします。

職員は、村民のために何かをしたいと、村民の役に立ちたいと、そのように考えて村の職員になったものだというように私は思います。長として、常に職員のやる気を引き出してあげる工夫をしてあげなければならないと思いますけれども、今まで何かそのような工夫はなされておったのでしょうか。総務課長でもよろしいですけども。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私になってからということでは多分ないと思いますけれども、私は入庁した、そのときに大事だということで、新人と申しますか、新しく入ってきた職員と面談をしております。そうした中で本人がどういうつもりで入ってきたのか、その辺を確認をするとともに、やはりその人の持てる能力をいかに発揮させてやるか、やる気を出させるか、これはまた私の責任であろうかと思いますが、そうは言いながらも、この役場職員となって、既に課長クラスは何十年選手であります。そうしたことから、課長たちのやはり指導も大変重要になることから、今までの定期的な課長会議ではなくて、そういった職員教育の場にも生かす課長会議等を随時持っていきたいということを、今年、先ごろの課長会議でも申し上げたところでございます。

とは言いながらも、大変、職員の抱えている仕事量も大きいことから、決められた時間内でやることは難しい状況でございます。そうしたことから時間外、業務が終了した後、あるいは早朝とかということも考えながら、やっぱり課長クラスは課長の心構え、そして補佐、係長についてはその立場での心構え、そういうものをやはり全職員に、特にそれぞれの部課の職員には徹底するような方法を、今年度からはとっていききたいと、こんな話もしているところであります。

既に、職員の給与につきましても、評価をする制度が導入されておりますので、人事評価制度に対する研修会等も開催をしております。また、ほかにも定期的にそれぞれ倫理に関する点、あるいは規律も含めた話でありますけれども、それなりきの講習を相当数やっておりますけれども、それを生かすのも、その本人次第というところもありますけれども、その本人がやる気を出すような仕組みを私の方で考えていかなければいけないと、逐次実施をしまいたいと考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員。

第8番（田中榮一君） 今まで職員からアイデアを募り、採用した事業があったかどうか。それから、2期目に当たって、もう積極的にもう職員のアイデアを募り採用していくという、そういうお考えはどうでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 非常に議員おっしゃられることは、的を射た話であります。私も下手でありますけれども、パソコンを通じていつでも情報を入れてくれということを話もしてありますが、私の指導が悪いのか、積極的に自分の思いを私のところへ通してくれる職員が少ないのは残念でありますけれども、残念で終わらせることなく、今まで申し上げたようなことを実行していく中で、さらに職員の思いを、一人一人の思いを吸い上げて、職員教育に生かしていきたいと、こんなふうに思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中榮一議員。

第8番（田中榮一君） 1つでいいですけども、過去に採用したアイデアか何かあったら、1つ、総務課長でもよろしいです、お答え願いたいんですが。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 今ぱっと、これこれということは、すぐは思い浮かびませんが、今回平成21年度の決算で、主要成果説明というのが提示してございますけれども、それらの1つ1つの積み重ねが職員の日々の仕事であったり、アイデアの結集であったりということで、ぜひご理解をいただきたいと思います。私、ここでちょっとごあいさつの中で、謹厳実直という言葉を申し上げましたけれども、大方の職員は日々謹厳実直に業務を遂行していると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中榮一議員。

第8番（田中榮一君） では、このことについての最後の質問、再質問なんですけれども、村長として、職員がどんな職員になってほしいか。一言で表現していただけますでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） そうやってご指摘をいただくと、返答に弱るわけでありまして、やはり職員に話す中では、先ほど申し上げたとおり、村長訓辞で申し上げたとおり、やはり村民のための奉仕者、パブリックサーバントであるということを、とにかく忘れないようにと、そのことは村民目線で村政を行うという姿勢、そしてより具体的に、言うならば、やはり村民の税金をいただいて生活をしているという、本来、公務員としての基本的な姿勢を忘れることなく堅持してほしいと。そうしたことから、村民の要望については、また話をするにつけても、村民目線で、そして何をしてやるという姿勢ではなくて、この村民のために何をしてやれるか、そういう気持ちで話をしてほしいということを常に言っているわけでありまして。

村民目線で、それでやってやる、サービスを、良質なサービスを提供してあげることのできるプロの行政マンになってほしいというのが結論であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中榮一議員の質問時間は、答弁を含めてあと15分です。質問はありますか。田中榮一議員。

第8番（田中榮一君） やはり私自身も言えることだと思うんですけども、なっしてほしいという

希望なんですけれども、本当に納税者の生活の苦しみを絶えず念頭に置いて、本当にみずから考え、行動する職員になってほしいなあというように、本当に思います。ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、ふるさと納税について伺います。地方自治体に寄附をすると、住民税、所得税が、寄附金控除が受けられることができる制度でありますけれども、村では平成20年9月、ふるさと白馬村を応援する条例を制定し、村ホームページでもお願ひしているところですが、21年度決算によりますと、前年度よりも増額になり、570万円ですか、16件ほどになり、納税者、つまり寄附をしていただいた方々がいらっしゃいます。本当にその方々には心から感謝を申し上げるところです。

しかし、アピールの仕方によりまして、もう少しご協力をいただける方をふやすことができるのではないかとこのように考えまして、質問ですけれども、もう少し積極的な呼びかけをすべきだと思いますけれども、その取り組みについて伺いたいと思います。

それから、条例の中に定められていますが、村民に知っていただくという、そういう意味であえてお聞きしますけれども、寄附金の使途について明確にし、お願ひをすべきというように思いますが、その点、2つについてお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） ふるさと納税についてのお尋ねでございます。積極的な呼びかけをすべきだというふうに思うけれども、その取り組みはどうかというお尋ねだというふうに思っております。

議員ご承知のとおり自治体に寄附をした場合、5,000円を超える部分について税制上の優遇措置である控除を受けられる、いわゆるふるさと納税制度が制度化され、平成20年9月定例議会におきまして、ふるさと白馬村を応援する条例を可決をいただいた経過がございます。

これにより、白馬村のまちづくりに賛同していただける村内外の方々から寄附金を受け、基金に積み立てておりますが、平成20年度は条例制定の初年度でもあり、8件98万6,500円の寄附金の申し込みがありました。平成21年度には、大口の寄附者1名がおいでになり、9件で568万円と、前年より大幅な増加となりました。この金額は長野県を含め県内市町村でも8番目に高い金額であり、県内外からの白馬村に対する関心の高さがうかがえるものと思っております。

現在、白馬村の公式ホームページにより、ふるさと白馬村への応援寄附として、寄附金にかかわる条例、納税制度の概要、寄附による事業の指定、寄附の手続、税制上の優遇措置、寄附の状況等を掲載をしております。

月平均、白馬村公式ホームページに1万5,000件のアクセスがあり、そのうち応援寄附には70件ほどのアクセスがある状況となっております。また、長野県のホームページからも、白馬村を応援する寄附にアクセスしていただけるようになっております。

続いて、寄附金の使途について明確にしてお願いをすべきと思うがというご質問であります。寄附者が望む使途を明確にし、その意向を反映するために、条例では、スポーツの振興に関する事業、2つ目に環境の保全及び景観の維持・再生に関する事業、3つ目に産業・文化を生かした国際交流の推進に関する事業、4つに地域教育力の向上に関する事業に区分をし、振り分けをさせていただいておりますが、使途を明記せずに村長に事業指定を一任することもできる規定となっているところでありますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第8番（田中榮一君） 私もホームページ見たんですけれども、特典というところはないんですけども、寄附をしていただいた方々に、その後何かをされているのでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 当然、寄附をしていただいた方には、丁寧なお礼状を差し上げております。多額な寄附者に対しては感謝状を贈るといようなことをいたしております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第8番（田中榮一君） 大きいところは、そういう感謝状を贈られているというところなんですけれども、これから寄附していただいたのを、もうそれっきりではい終わりということではなくて、広報はくばを発行したときにお送りするとか、やはりそういう方とのこうつながりというところへ、やっぱり持っていくべきではないかというような気がするんですけども、そういうところで、ちょっと特典というものを幾つか設ける必要があるかと思うんですけども、どんなものでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 貴重なご提言をいただきました。今言われた、広報をお送りするというようなことも含めて、また検討をさせていただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中榮一議員、質問はありませんか。田中議員。

第8番（田中榮一君） じゃあぜひそのようにお願いしたいと思っております。今年も寄附が申し出があったようですけれども、その中で宿のご主人が本当によかった、そういう山を、登山をされる方で、本当にご主人、定宿にしているご主人の対応が非常にありがたかったと、そのような気持ちでということもおっしゃられているんですけども、そのほかに多分ゴンドラにも乗られたと思いますし、それから山小屋にも泊まれたというふうに思います。きっとその方々も、本当に対応がよかったなあということで、寄附をいただいたというように私は思います。

そういった本当にありがたい、村民皆さんをもって、そういう対応が、このような善意を生んだというように解釈をしております。ぜひこういう寄附をしていただくための方々、ぜひこれからも長いおつき合いをしていただくために、そのような対応をぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（下川正剛君） 質問がありませんので、第8番田中榮一議員の一般質問を終結をいたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結をいたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りをいたします。明日9月16日午前10時より本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、明日9月16日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時35分

平成22年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成22年9月16日（木）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

平成22年第3回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成22年9月16日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横田孝穂	第8番	田中榮一
第2番	篠崎久美子	第11番	高橋賢一
第3番	太田伸子	第12番	小林英雄
第5番	太田修	第13番	太谷正治
第6番	松沢貞一	第14番	下川正剛
第7番	柏原良章		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島総一郎	総 務 課 長	太田 忠
税 務 課 長	横澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	松 澤 衛
観 光 農 政 課 長	篠崎 孔 一	建 設 水 道 課 長	倉 科 宜 秀
環 境 課 長	丸山勇太郎	総務課長補佐兼総務係長	山 岸 俊 幸

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田 文 敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成22年第3回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（下川正剛君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。4名の方の一般質問は、昨日終了しておりますので、本日は4名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確に質問されるようお願いをいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内についての再質問は、議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第13番太谷正治議員の一般質問を許します。第13番太谷正治議員。

第13番（太谷正治君） おはようございます。13番太谷正治です。通告は4点を通告しております。順番に沿って質問させていただきます。

1番、村長選挙ということで、村長選挙の結果が、私にすれば思いもよらない村長の票決となって出ましたが、村民の意思があらわれていると思っておりますが、村長自身はどのように検証されますか、お伺いしたいと思います。

2点目として、財政の健全化、マニフェストにあります。国・県の財政の圧迫を受ける中で、村民との思いに食い違いはないでしょうか、お伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太谷議員から、大きく4つの事項で質問をいただいておりますけれども、まず最初の村長選挙の検証、そして財政健全化における村民の思いとの食い違いがないかのお尋ねについて、順次お答えをさせていただきます。

太谷議員からは、選挙の結果について、思いもしない票決となって出たことについてのお尋ねについては、私からは何も反論することはございません。まさにあれが民意だと、このように思っております。しかしながら、あえて言わせていただけるならば、ごみ処理場建設の問題、あるいは観光局にかかわる問題、融雪剤の問題がそれぞれ影響があったと思っております。この一

連の問題については、行政のトップとして、反省すべき点は反省しながらも、改めて確かな、正確な情報を伝えることの大切さを認識させられたところでもあります。

しかしながら、再度信任いただいたことを重く受けとめ、これらの一連の問題を大きな反省と受けとめ、初心に戻り、村民の皆様から信頼される行政組織を確立し、白馬村の発展と村民の幸せのために、誠心誠意村政運営に努めてまいりますので、議員各位にも変わらぬご指導、ご協力をお願いを申し上げます。

次に、財政健全化における村民の思いとの食い違いについてのお尋ねでございます。財政の健全化につきましては、選挙公約の中で、地方債の順調な返済と基金の堅実な積み立てを具体例として挙げました。ご指摘のとおり、国の三位一体改革による地方交付税等の見直しなどが白馬村の財政に与えた影響は多大なものがあり、平成18年度から算定されております実質公債費比率は18%を超え、現在も起債発行には国・県の許可が必要な団体となっております。

白馬村では、公債費負担適正化計画を策定し、計画に沿って、起債残高や公債費負担をも順調に縮小しており、基金への積み立ても平成18年度から行えるようになってまいりました。今後も公債費負担の適正化や、基金への積み立てを計画的に行えるよう財政運営を行ってまいりたいと考えております。

ご質問では、村民との思いに食い違いはなかったかのご質問であります。村民要望はさまざまありますが、それらの要望から大方に必要とされる事業をピックアップし、充実した行政サービスを実施するために、財政の健全化は不可欠なものでありますので、その点において、村民の思いとはいささかも食い違いはないものと確信をしております。

平成21年度決算では、財政調整基金に1億円、減債基金に1億円の積み立てを行いました。長引く経済不況の折から、地域経済の活性化のために、積み立てをせずに事業費に充てるべきではないかのご意見もあろうかとは思いますが、白馬村では平成14年度から、財政状況悪化に伴い、基金の取り崩しをして財政運営を行ってまいりました。行政経費の削減や新規発行債の抑制などにより、平成18年度からは、基金から繰り入れをせずに積み立てを行えるようになっておりますが、平成21年度決算においても、まだ平成13年度決算時の基金残高に追いついていないのが状況であり、他町村に比べてみましても、基金額は少ない状況であります。

議員ご指摘のとおり、国の財政状況も逼迫しており、普通交付税を初めとする国庫支出金の動向は不透明な状況であります。将来の不測の事態を想定した財政健全化のために、基金積み立てが必要であること、またそれらを何とか取り崩さずに、必要とされる事業を取捨選択し進めていることをご理解をいただきたいと思っております。

以上で、最初の質問の答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷正治議員。

第13番（太谷正治君） ただいま村長の答弁で、選挙の結果を真摯に受けとめるということでご

ざいますが、やっぱり村民とすれば、この景気がよくない中で、少しでも豊かな暮らしの中で、村民の満足度が反映されたのではないかなあと、私なりに思っているところでございます。

中でも、先ほど村長も言われましたように、融雪剤の異なる購入問題、ごみ焼却炉決定にかかわる飯森地区でのいろんな問題、それから観光局局長の給与等の問題、最後には固定資産税の誤課税問題等々のいろんな問題が出てきまして、非常に村長選挙前にいろんなものが山積みとなった中に、こんなような結果が出たのではないかなあと私は思っております。そういった形で数が出たのではないかなあと思っております。これに対して答弁は結構でございます。

ですが、財政の方のマニフェストで言われているように、2億円の積み立てをされたということでございますが、村の中は歳入の3分の1を占める村税の中で、徴収率が県下で最下位を、しかも何年も白馬村である、不名誉な立場でございます。

固定資産税を中心とする不納欠損処分が4,484万円でもわかるように、村の活性化を進めるに当たり、非常にネックとなっており、村長の言われる、にぎわいと元気ある村づくりを進めるためには、元気のもとが、歳入のもとが欠けてはいないかということでございます。

また、滞納者に対して取り組みに、村長が前はみずから先頭に立って当たるとしておりましたが、その実行はありましたでしょうか。今後もどのような取り組みをされ、この困難な難局に当たり、どのような解決をもっていかれるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 答弁をさせていただきます。今、太谷議員が言われるとおおり、滞納額が県下ワーストワンというような状況にあることは、もう十分ご承知の上でおっしゃられておられることとも思っております。

この白馬村は、観光が唯一の基幹産業であります。何としても観光で、大勢のお客さんにお越しをいただいて、にぎわいのある村にする、当然、そうなりますと収入にもつながるということで、観光の活性化が何といても今一番大事なことだろうと、こんなふうに思い、いろいろな施策の展開をしているところでございます。

新たな変化を求めるときには、時として痛みを伴うこともありますけれども、この厳しい経済状況、観光を取り巻く状況の厳しさは、白馬村に限ったことではございません。日本全国の各地がこの観光で地域の活性化に取り組んでいるとき、これらの皆さん方、自治体と地域と競争しながら、観光で生きる基礎づくりをするには、それなりきのやはり大きな変革が必要となってまいります。そうしたことを十分承知しながら、今、新たな取り組みで展開をしているところであります。

大変厳しい経済状況の中で、観光に、また宿泊関連に携わっておられる方のご苦労も、大変だということも、十分わかってはおりますけれども、ただ、納税に当たっては、それぞれ自主納税を義務づけられている中で、そのときそのときの対応をしながら、何とかこの滞納解消をしてい

きたいというのが真実でございます。

この滞納については白馬村だけではなく、長野県全般にわたり、なおかつ県税にもこの滞納の現象が増加しているという、そういう実情の中で、このごろ今回の議会にも提案をさせていただきますけれども、大口滞納案件の処理に、県で組織を立ち上げて解消に努めていこうと、こういう組織の立ち上げがされるわけでありましてけれども、そうした状況の中においても、村としても、本当の滞納者の実態も十分理解をする中で、何とか徴収率の向上に努めるとともに、一番のもとである金融団の皆様、あるいは商工会の皆さん方と救済できる方法も模索しながら、同時並行で徴収率を上げる方策を考えてまいりたいと。また、今その取り組みをしているところでもありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

ちょっと訂正しますが、徴収率がワーストワンということですので、訂正をさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷正治議員。

第13番（太谷正治君） 現在進めているところであるというふうなお答えでございますが、税金というのは、その辺にあるわけではございませんし、だれでも納めなくてよければ、それで非常に軽くなるわけでございますけれども、やっぱり村長の考え方が、役場の中にやっぱり浸透しなければいけないんじゃないかなあと思っております。

と申しますのは、給料というのは手渡しでなくて、今は振り込みだそうでございますが、やっぱりお金のありがたさ、そういったものがわかっていないと、ああ、この人は滞納しているんだ、あの人は滞納しているんだというような考え方になるんじゃないかなあと、私は思っております。ぜひ、税金を納入される方の気持ちをわかった上で進めていただければ、また役場の中での対応が変わってくるのではないかと思います、その辺の職員の対応、また村長の考え方を、もう一度お聞かせいただければと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今、職員として税金をいただいて働いているんだという認識をさせるためには、振り込み制度ではなくて、手渡しで給与を渡すことで、その税金をいただいているという認識が強まるのではないかと、こんなご指摘だというふうにお聞きをいたしました。

それも十分一理あることでありますけれども、ただ、世の中、事務処理の効率化、そして間違いないようにというような観点からも、今の制度になってきたものだと思います。私は、その制度になっても、職員の資質は当然変えていかなければいけない。決して一方的に、有無を言わず取り立てをしているというような事例は、1件もないというふうには理解をしております。

この厳しい経済状況の中で、本当に日々の生活に追われて、納付ができない方もおいでになることも事実であります。そうした方々には、納税相談にお越しをいただく中で、それなりきの立場の皆様に応じた対応の仕方はしているというふうには認識をいたしております。

やはりそれは、納められない人は、大変ご苦勞いただいている上のことであることは承知をいたしておりますけれども、一つ、法の定めによるところによって、処理もいたす部分もありますので、ぜひその辺のところは、気兼ねなく納税窓口へお越しをいただいて、よく話し合いをしていただき、ご理解をいただければ、それなりきの納得をした徴収方法になっていくと。そのことは、もう十分職員にも強力に申し上げておりますので、議員ご指摘のような扱いを職員がしているとすれば、またその折々にご指摘をいただければ改善をさせていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷正治議員。

第13番（太谷正治君） ぜひ職員の対応等々、村長が先頭に立ってしていただきたいと思います。やっぱりどうしても長が動かないと、職員の考え方、やっぱり見ておりますので、その辺の対応をしっかりお願いすることといたします。

2番目の質問に入ります。ごみ処理場についてでございます。

広域化のごみ処理場、場所決定が3カ所より6カ所に絞られ、白馬村では佐野坂が1カ所残ることとなりましたが、前回の場所決定では佐野坂は不適地となり、採用されない場所でした。採用されたのは飯森地区でございました。飯森となりました。今回も、最終選択地には残れない可能性が強いのではないかと。そういった意味から残れないのではないかなあと思っております。白馬村、小谷村にとって非常に遠くなり、困った事態になるのではないかなあと苦慮しております。

と申しますのは、佐野坂の意見交換会に私も出席させていただきました。わき水があり、排水についても不適な場所でもあり、親海湿原、姫川源流にも伏流水が大きく影響していると地元の方々が心配され、また希少動物・植物、推測でもオオタカ、鳥類、多種の植物の存在等に住民の方々より指摘されたところでもあります。

また、すぐ隣の大町市平加蔵、信号の近くでございますが、どちらかという大町市というよりは、白馬村の住民の方たちが所有している地区、土地柄でもありますので、同じような場所であるというふうに聞いております。そうなりますと、どんどん遠くなっていきますので、非常に困った事態になるのではないかなあと、私は考えております。

それにつきまして、白馬村、小谷村で前からお話がございました集積場の準備や計画等がありますか、ありましたらお聞かせいただきたい。

それから、リサイクルセンターの建設を、村として、また小谷村と共同でも設置をするつもりがありますか。その辺をお聞かせいただきたい。

これらにつきまして、ごみの大幅な減量となり、分別化も進むと思いますし、大町市の言われる、大町市民の言われる白馬・小谷の減量化が進んでいないという指摘にも、大きく貢献するのではないかなあと思っております。その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太谷議員 2 つ目のご質問である、ごみ処理場についてお答えをさせていただきます。

ごみ処理施設広域化については、ご存じのとおり、ただいま広域の検討委員会により検討中であり、間もなく結論が出されようとしています。1 次選定で残った 6 カ所は、最北でも佐野のコダラ地籍であり、もちろん決まったわけではありませんが、議員が推測されるように、大町市内となる可能性があることは想像されるところでございます。

そうなった場合には、以前にもお答えをしているとおり、今後、直接持ち込み方式から収集方式への転換が必要であり、現在、集積場を持たずに個人で直接清掃センターに搬入している 6 つの行政区には、すべて集積場を設置していただく必要がございます。

また、分別についても、特に不燃ごみに大町市との違いがあり、大町の分別方法に白馬・小谷が合わせていく必要があります。今後 4 年間の間に集積場の整備、分別方法の一部変更、また収集体制の整備等をしていかなければなりません。

リサイクルセンターにつきましては、候補地が大町市の特に南部に決定した場合、新施設にリサイクルセンターを併設する計画は、既存の大町市のリサイクルパークと存在が重なるため、白馬・小谷方面にリサイクルセンターを広域の費用で設置いただきたいという意見を、担当者からは委員会にも申し上げております。議員もご認識のとおり、これは今後の重要なポイントになるものと考えております。

ごみ処理場についての答弁は、以上とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷正治議員。

第 13 番（太谷正治君） ただいま答弁をいただきましたが、私は大変な問題だと思っておりますけれど、村長に言わせると淡々と述べておりますが、と言いますのは、現在、白馬の中でも地区集積場の設置のできない地区もあります。それから、現在ある粗大ごみ集積場の併設も、日曜日、休日等で行われているだけで、忘れてしまうと持っていけない事情もございます。

そんなことで、広域にお願いするというのではなしに、リサイクルセンターも、やっぱり村が進んで環境整備に予算を使ってやるという方針が、村民に示されても不思議なんではないでしょうか。その辺の考え方をもう一度お聞きしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。私は事務的に淡々と申し上げているわけではございません。このリサイクルセンターをつくらなければならないことは、もう仮に大町へ行った場合には、つくらざるを得ない状況にはなっております。そして、また収集運搬の整備をしていかなければいけないことは事実であります。

仮に、大町市内に処理場ができて、収集運搬を充実させるためには、どういう形であろうと、

それぞれの地域に集積場が必要になることは、もう間違いのない事実でありますので、これは村の事業として取り組みをしていかなければなりません。また、地域との今までの集積場をつくってきた経緯もご置きます。そうしたことは十分踏まえながら、地域の皆様と話をし、その整備を図っていくことは当然でございます。

ただ、リサイクルセンターにつきましては、結果として飯森地区が候補と挙がっていたあの場所への建設をする場合に、協定書が、リサイクルセンターも附属施設としてつくことで協定がされております。したがって、今ここで村独自でとかいうことではなくて、広域としてリサイクルセンターをつくるという前提で、今まで進んでおりますので、そうした協定内容の見直しも当然出てくるわけでありまして、今のところ、そういう事情の中で発言をしております。

当然、どういう形で建設がされるにしても、リサイクルセンターの建設の必要性は十分認識をしておりますことをお伝えはしておきますので、よろしく願いをいたします。

ただ、集積場等については、私、何人かの皆さんに質問にもお答えをいたしました。これからの村づくり、協働による村づくりをしていくためには、それぞれ、自助・共助・公助の意識の確立、これが高まらないことには何もできないという、基本の基本になってまいりますので、そうしたことも今後の事業推進に向けては大事なことだと、こんな認識をしているところであります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷正治議員。

第13番（太谷正治君） ちょっと考え方が違うんじゃないかなあと思っております。と申しますのは、大町に処理場ができた場合、併設してリサイクルセンターをつくるという形を、広域の長は考えているのではないのでしょうか。飯森が広域で処理場をつくった場合には、その場所にリサイクルセンターができるという考え方と同じだと思いますので、できる場所によってリサイクルセンターが併設されるといった考え方で、白馬・小谷方面にはリサイクルセンターというのは、広域ではつくるつもりもないんじゃないかなあと私は考えておりますので、その辺をもう一回、ただしていただきたいと思っております。

それからもう1点、生ごみの件ですが、村内の事業者の中には生ごみの収集、持ち込み等により、生ごみの堆肥化事業を起業してみようという方もあると聞いております。村当局に相談した経過もあると聞いておりますが、村とすれば、このような堆肥化事業を進めるつもりはあるのか。それから後押しをするつもりがあるのか。現在、学校給食の残飯を松川村の業者に処分・堆肥化をお願いしている現状では、村内の宿泊業の大量の生ごみ処理については、当分困難なことではないのでしょうか。村民と協働で行い、村全体で取り扱いができれば、大幅なごみの減量となるのではないかと考えておりますが、その辺も教えていただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。丸山環境課長。

環境課長（丸山勇太郎君） ただいまの太谷議員のご質問の中の、リサイクルセンターについてで

ございますけれども、確かに前回の飯森地区を候補地とした計画時のときから、新施設にはリサイクルセンターを併設するというようなことで来ている経過は確かでございます。ただし、このごろの話の中では、もし大町市の南部に新焼却場が行った場合には、今の大町市のリサイクルパーク、これも今度は広域管理になるわけですが、そのリサイクルパークと存在が重なることになるわけでございます。その場合には、むしろリサイクルセンターを必要とする白馬・小谷地区に、広域の費用でリサイクルセンターをつくってもらえないかと。要するに新施設とは切り離して、リサイクルセンターを北部に設けていただけないかというお話をしているところでございます。検討委員会の中でもそれは取り上げられることになっておりますので、そのようにご理解をお願いいたします。

また、生ごみの堆肥化につきましては、今、減量化の懇話会でも、いろいろ話をしている中では、新しく、新コンポストへの補助なんかも行ってまいりますけれども、もし堆肥化をする、起業する業者がありますれば、行政としては、もちろん後押しをしていきたいというふうに考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷正治議員。

第13番（太谷正治君） 大町にできた場合は、北部にリサイクルセンターができるという話は、ただいま初めて聞きましたので、ぜひそのような形であれば、村民の賛同を得られるのではないかと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

生ごみの件も、村として全面に、前向きな姿勢で臨んでいただければと思います。

1点、本日の信毎に出ました松本の対応ですが、不要テレビ特別回収ということで、テレビの不法投棄がかなりの数、松本市で見られるということで、それに対応するために、市が回収を来年の7月の地デジ化の開始に向けてまで回収をするということが記事に載っておりました。白馬村も、これから地デジが進むと同時に、村でも有線の事業が進むわけでございますので、そういった対応はできるのか、するつもりはどうか、教えていただきたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。丸山環境課長。

環境課長（丸山勇太郎君） 今、太谷議員が取り上げられました松本市につきましては、松本市は、ふだん家電5品目の引き取りを行政では行っておりません。これに比べまして白馬村は、月2回の粗大ごみの日に引き取りを行っているものでございます。基本的に家電5品目、テレビ等につきましては、小売店に買い替え時に引き取ってもらえるものでございます。また、本日やはり折り込みチラシにも入っておりましたけれども、最近、盛んに民間業者の無料収集等もございます。

いずれにしろ、行政で行う場合には、家電リサイクル法によりまして、ただで引き取るわけにはいかないわけございまして、今のところ特別回収のようなことは考えておりません。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷正治議員。

第13番（太谷正治君） 私も、今日のチラシを見ました。無料の回収ということで、テレビがた

くさん余っているところにすればありがたいんじゃないかなあとって見させてもらいました。行政としても、不法投棄が出ないためにも、いろいろな啓蒙を今後もお願いできればと思っています。

3点目の、観光対策について質問いたします。

村の基幹産業である観光は、夏山は減少傾向で、村内の宿泊業も、お盆の二、三日を除いては、村内、火が消えたように暗いのが実情にございます。宿泊客の減少に伴い、この夏の猛暑も冷房設備の対応のできない宿泊施設が多くあり、観光客には満足のいく休暇を過ごしてもらえたかどうか疑問であります。

観光局では、新民宿宣言とうたっていますが、大学生が検証、改修した施設で、お客様は満足できるのでしょうか。私どもとすれば、お金をもらおうとすれば、ある程度のちゃんとした対応ができないと、お金を払うお客さんにとっては、いろいろな問題が出てくるのではないかと苦慮しております。

観光業で成り立っている白馬村は、白馬にあるすばらしい自然、景観を強調、アピールして、他の観光地との差別化をより強調すべきではないのでしょうか。白馬でなければならない、こだわりというものは必要なのではないのでしょうか。

花三昧も結構ですが、やっぱり白馬とすれば、この白馬の山、大雪溪、そういったものが、軽井沢の山、やっぱりそういった環境に、都会の人があこがれて来るのではないかと考えておりますので、だんだんメーンの宣伝がずれていっているのではないかなあと考えておりますので、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。観光対策についてでございます。

今、太谷議員、前段で思いをお話しされました。議員前段の村の基幹産業として、観光が重要である点は、私も同様に考えております。グローバル社会化に伴う価値観の変化、消費の成熟化に伴う消費ニーズの変化、市場経済原則に伴う競争の激化、観光産業依存度の拡大など、世界的な商環境の変化は、観光事業の領域にも大きな課題を要求してきております。送り手市場から受け手市場、これを買ってくださいから、私の欲しいものをくださいの時代になった今、世界の多くの企業が、顧客のニーズを実現することに向かっております。

白馬村も例外でないことは、議員も既にご存じのことと存じます。ある意味では、今までの実績や経験、特に成功体験は意味をなさなくなったとも言える状況ではないかと思えます。それどころか経験や企業理論、地域理論や伴う成功体験は、ともすると古い観念に縛られることになり、新しい時代に向けては足かせになる可能性すらあると考えられます。

競争は、極論すれば、昨日も申し上げましたが、早くゴールに入った者が勝ちであり、方法は、ルールを守っていれば何でもありということになっております。私は、こういった考え方が、決

していいとは思っていませんが、よい悪いは別して、現在の基準として認識をしなければいけないことだと考えております。

白馬村のすばらしい自然は、多くの豊かさを白馬村にもたらしました。ここ30年の繁栄は、豊かな自然に魅せられて訪れる、多くのお客様に対応することでもたらされた繁栄だと、私は思っております。その対応過程において事業が拡大し、一層の繁栄を計画をしていた過程で変化が起きてきております。

くどいようですが、護送船団方式と言われた国、地域の論理をもとに発展する全体経済、計画経済方式から、市場経済原則に沿った自由競争の時代になっております。事業的には、先行投資回収以前に消費環境変化が起こったことになり、経営者にとっては死活問題になるほどの大きな変化だととらえております。現に、都市部においては、十数年前よりこの問題で幾つもの上場企業が消えていっております。また、現在の白馬村内もこの渦の中にあり、各経営者の皆様は大変ご苦労されていると私は考えております。

しかし、世界レベルで起こったこの変化から逃れての発展はないというのも事実であろうかと思っております。できるだけ早く時代対応を実現し、白馬村観光の再編を図る必要を強く感じているところであります。

大きく時代が変わった今、観光立村である白馬村として、村に住むすべての人々とその子孫が、白馬村に住んでいてよかったと思える、長期的に継続可能な白馬村観光産業スタイルを再構築していくことが急務であると考えております。我々、村長、そして議会の役割であると、私は考えております。

ブームによって発展をしてきた白馬村にとっては、まさに試練のときだと思っております。新しい形をつくり出すことは、多くの痛みと困難、混乱を伴います。旧来の村内理論、関係にとらわれた議論、中傷よりも、お客さんと競争相手のいる外に、村外に目を向けて、その動向とニーズをつかみ、将来に向けた強い白馬村をつくる議論が、早く起きることを望んでやみません。

そして目的に対して、具体的な施策や提案が起こること、新しい試みを見守ること、よいことを褒めて推進する協調と我慢が、今一番重要なときではないでしょうか。

口幅ったい言い方になりますけれども、飛行機の時代に車で空を飛ぶことはできず、また人間は生まれる時代と場所を選べません。今の時代に、村議として役割を授かったことを天命として、過渡期に起きる苦難を、皆さんとともに克服してまいらなければと思っております。

議長（下川正剛君） 村長、質問に対して簡潔にお願いします。

村長（太田紘熙君） はい。こうした状況を踏まえて、1つ目の観光局では新民宿宣言とうたっているが、大学生の研修で改修した施設で、お客様は満足できるのだろうかというご質問でございます。

新民宿宣言の対象の宿泊設備のお客様満足度をとったところ、95%という大変高い満足度を

得ております。またこの数字は、1泊の料金6,500円の2食つきから、8,500円に価格を上げてでも得られた成果であります。私の欲しいものをつくってくださいということを実現した結果、実現した顧客の価値としては、8,500円で満足していただけたと考えております。観光局が推進している郷土食、白馬ご膳も高い評価をとることができました。これも大学生たちを起用した成果だと考えております。

1つ、議員にもご理解をいただきたいと思いますが、大学生を起用することは、旧来の大学生の特質である知識の若さ、あるいは行動力を目的としたものとは違っております。今回の起用は、都市部の価値観・視点と率直な意見、若いゆえの率直な時代感覚、そして国際感覚、そんなニーズの代弁者として、顧客視点に着目をしてのことでございます。既成概念からの脱皮、時代対応を目的としました。あえて言えばお客様視点、素人だから起用したということでございます。

観光業で成り立っている白馬村では、白馬村にあるすばらしい自然、景観を強調アピールして、他の観光地との差別化をより強調すべきではないかと思っております。議員のおっしゃる白馬村の自然は、今後も強い魅力だと考えて思っております。また、この豊かな自然を一層知らしめていくことが必要であります。

そのすばらしさをどのような形で強調するかが重要であります。過去の白馬村観光は、ポスターから広告物まで、すべてそんな視点で行われてきたと思っております。言ってみれば景色のアピールであったと思います。物から事、そしてお客様のニーズに合わせたことが、必要な時代に入りました。今までのような対応では、埋もれてしまうほどの競争の時代に入っていることを認識しなければと、私は思っております。

この私の好きな白馬三山は白馬にしかありませんが、日本、世界には、美しい景色や登りたい山は数多く存在しています。そこに行くことも大変容易な時代になってまいりました。白馬もそうであったように、流行というものもあります。高尾山、富士山、屋久島、白神山地など、今、話題になっているところでありますが、皆自然環境豊かなところであります。

現在、それらのところに足を運んでいるお客様を、どのように白馬に連れてくるかが問題であろうかと思っております。白馬も1つの方法ですが、美しい自然だけでは必要条件を満たしているだけで、差別化にはならないと考えております。山を中心に、長期的に競争のある魅力とは何なのか、そしてどのように実現をしていくのか、私も議員と同じように、日々試行錯誤の連続であります。観光局においても、よその追従を許さない競争力のある施策を、専門委員会のご協力のもと進めております。

このような時代の、皆様の期待する、すべてを解決する、神風のような施策は難しいと考えております。1つずつの施策を積み上げ、その相乗効果を実施することが必要と私は考えております。どうぞ一緒に、具体的な施策の提案をいただけるようお願いいたします。

次に、白馬村にあるすばらしい自然、景観をアピールして、他の観光地との差別化をより強調

すべきではないかというお尋ねであります。白馬村には、他の観光。

議長（下川正剛君） 簡潔にお願いします。

村長（太田紘熙君） 現在、他の地区とさらに差別化を図ろうと、アウトドア雑誌などメディアを使って可視化をしているところでございます。この夏、B E - P A Lやランドネなどの雑誌に、白馬村の記事が多く掲載されました。記事にしてもらえるとすることは、メディアが白馬村に興味を持っているあかしととらえております。ほかの観光地と競争するためには、メディアの力は不可欠であります。議員が言われたとおり、すばらしい自然や景観はもちろんでありますが、白馬ならではのオンリーワンの魅力を知らしめるプランを、さらに押し進めてまいりたいと考えております。議員からも、前向きな提言をぜひお願いをいたしたいと思っております。

以上で、観光対策についての答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員、あと持ち時間が8分でございますのでお願いいたします。

第13番（太谷正治君） 今は民宿を研修された大学生の資料が必要であると、8,500円、1泊2食で満足されたというアンケートだというふうに聞いております。私もその辺、実態をちゃんと調べてないので、何とも言えないんですけども、何組のお客さんからそういったデータが出たのか、知りたいものでございます。私どもも、お金をもらって宿泊産業をやっておるわけですが、そんなに甘いものではないと思っております。

村長からも答弁がございました、新民宿事業において白馬ご膳が完成され、モデル宿の夕食に提供されたと観光局だよりで知りましたが、今のゲストの中には、食べられない食材やアレルギー等があります。かわりの食材や、1泊だけでなく長期に宿泊されるゲストのためのメニューも必要であり、お客様の満足を得るためには、まだまだこれから努力をしてもらわないとできないのではないかなあと思っておりますので、その辺の考え方もお聞きしたいと思っております。

またインバウンド事業、これから海外のお客様も迎えるに当たって、いろいろ大変な面もあるかと思っております。先月、私、議員の人たちと一緒に川上村に研修に行っていました。中国の研修生を使い、朝早くに高原野菜をつくり、5,000万から1億近く of 年収を得ているということであり、困難な気候をうまく利用し、大変苦勞されているのを目の当たりにして、頭の下がる思いをいたしました。

村長が、野菜の販売をするために海外に目を向け、香港等の市場にエージェントを介さない、みずから力で川上産のすばらしい野菜を持ち込み、販路を広げて売るために頑張り、時間をかけながら努力することで、香港市場の消費者の好評を得たということを知り、みずからセールスをしている姿をすることが、いかに重要であるかということを知られました。これからのインバウンド事業に非常に勉強になり、これからの取り組みを改めて知らされました。

田高の続く昨今でもあり、ニュージーランドでは大規模な地震があり、大きな被害を受けたと

聞き、冬季のゲストの中に、多くのスノーボード、スキースポーツ、スノースポーツを楽しみに来られるところでもあるので、大変心配しているところでございます。知ってもらおう努力をすること、インバウンド事業では大切なことであり、村長みずからの努力を希望し、また観光局の長である村長の考え方で、観光局自体が動いているのではないかと思いますので、ぜひともその辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

議長（下川正剛君） 太田村長、簡潔に答弁をお願いいたします。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太谷議員言われること、もったもであります。今、観光局で取り組んでいることも、今ようやく新たな視点で歩みだしたところでもあります。今ご答弁を申し上げたこと、それがすべてではございません。これからが一步一步の積み重ねの結果、結果が出てくるものと思っております。したがって、観光事業の結果を出すには、それなりきの年数も必要だと考えております。

川上村の村長さんともお話をした経過があります。川上村は野菜を売っております。私どもの村は、何としてもこの観光地としての売りをかけていきたいということで、インバウンド事業にも力を入れておりますし、この11月にはプロジェクトができていますメンバーで、中国へインバウンド事業の宣伝に行くことにもなっております。着実に一步一步歩みを進めていきたいと、このように考えておりますので、ぜひまたご支援をいただきたいと思います。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太谷正治議員の質問時間は、答弁を含めてあと3分です。質問はありませんか。太谷正治議員。

第13番（太谷正治君） 観光の問題は、これがこうだから、あれがそうだからという形がないので、非常に難しい事業だと思っております。そのために、村民がそれを基幹産業としておりますので、観光局へ対する期待というのは非常に高いものがございまして。ですから、村長今言われたように、ひとついろんな問題があろうかと思っておりますけれども、ひとつ民間から出てきた村長が、その力をデータを集め、力を発揮されるいい場所ではないかと思っております。ぜひ最後のいい推進になりますよう、頑張ってくださいと思っておりますが、村長の決意をお聞かせください。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 議員ご指摘のとおりでございます。私もこの目的に向かって、精いっぱいこの4年間取り組んでいくつもりでありますので、その思いは、既に何回とも申し上げておりますけれども、それにはまた議会の皆さん方の支えも必要になっております。陰に陽にご指摘をいただき、また建設的なご意見等お出しただいて、それを十分参考にさせていただきながら、より目的に向かって進んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太谷議員、答弁を含めてあと1分です。質問はありま

せんか。

第13番（太谷正治君） 私の質問これで終わります。

議長（下川正剛君） 質問時間が終了をいたしましたので、第13番太谷正治議員の一般質問を終結をいたします。

次に、第12番小林英雄議員の一般質問を許します。第12番小林英雄議員。

第12番（小林英雄君） 12番小林英雄です。よろしくお願いいたします。

私は、まず早速質問に入らせていただきます。ごみ処理施設建設の問題。それから大きな2つ目は、固定資産税の課税問題についてであります。

まず最初に、ごみ処理施設建設問題についてであります。早速質問をさせていただきます。

全部で3点ほどございますが、ご存じのとおり、広域連合のごみ処理施設検討委員会では、10月に報告書をまとめる予定で、もろもろの検討が進められております。

1つ目、検討委員会の資料によりますと、太田村長は、1次選定に向けて、牛越広域連合長から各市村長あてに出された村内の候補地に関する諸調査、除外情報、評価情報ですね、に回答されていないようですけれども、どういう理由でしょうか。

それから2つ目は、1次選定の結果残った候補地、今回の場合は佐野についてであります。この地区については絶滅危惧種の生息、上水道でない内山地区に隣接すること、環境省基準の県自然環境保全地域で、白馬村の天然記念物でもある親海湿原、姫川源流植物帯に隣接することなどの情報提供を行い、候補地として不適とする回答書を出すべきだったと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

3つ目は、ごみ処理施設検討委員会で検討中のごみ処理広域化計画、これは案でございますが、ごみ排出抑制計画について、「詳細は各市村のごみ処理基本計画などによる」と書かれております。白馬村にごみ処理基本計画などというものの存在、そういうものは存在するのでしょうか。存在するということだと、それはどういう名称で、どのようにして決められたものなのでしょうか。

以上でございます。簡潔にお答えをお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員からの、ごみ処理問題について、また固定資産税の課税問題について、2つお尋ねをいただいておりますが、最初に、ごみ処理施設問題についてご答弁をさせていただきますが、前段で申し上げておきますことは、ご存じのとおり、ただいま進んでいる検討委員会は、前回の行政機関者だけの選定委員会で、飯森を決めたことへの批判と反省から、学識者、公募委員など、住民9名からなる委員構成に、専門のコンサルタント業者が事務局について運営をされており、行政は審議状況を見守るだけで、実質的にこの審議には立ち入れないものとなっていることでもあります。

しかし、各市村はこの委員会がスムーズに運営できるよう、惜しみなく協力をしているものであり、各種資料づくりのための諸調査、基礎データについては、事前に求められる膨大な資料を、毎回電子媒体で提供し、あるいは回答をしており、諸調査に回答していないなどということは全くないものであることを、最初に申し上げておきたいと思えます。

ただし、恐らくこの誤解のもととなっているだろう、第10回委員会に大町市からだけ回答された文書についてご説明を申し上げます。今回の候補地抽出は、ご存じのとおり広く自薦・他薦による一般公募を行ったほか、委員会抽出として、コンサル事務局が地図上だけで機械的に選んだ候補地も多数含まれています。

広域からは、総合計画や都市計画への整合性を照会をされ、大町市は市内24の候補地から、既にあるまちづくりの方針や、水源域などの地域特性から、市の思惑として不相当と考える場所を検討委員会に付されるよう、あえて文書により回答したものであり、これに対して本村の7カ所の候補地については、事務局に事前提供していた情報以上のものはなかったことから、大町市のような文書回答はしていなかったものであります。

次の、佐野の候補地を不適とする回答をしなかったのはなぜかというご質問であります。

さきのご質問とつなげると、小林議員には、結局白馬村のどこの場所にも建てるべきではないともとれるおっしゃりようであります。さきに申し上げたとおり、外してほしい場所を事前に問われたわけではなく、わずかな白馬村の候補地の中であって、仮にも前回候補地選定では3次選定まで残った佐野を、あらかじめ村が不適とすることはいかがかと考えたところであります。

現に推薦をした方があり、検討委員会が決めた1次選定要件を通過するだけの条件は備わった候補地ということであり、自然観光保全地域である親海湿原、姫川源流に近いことなどの情報については、現地調査でも説明をし、また、佐野地区での意見交換席上でも、住民意見として出されていますので、それらは今後の2次選定において十分考慮されるものであらうと考えております。

3点目のご質問の、白馬村のごみ処理基本計画ですが、名称を、一般廃棄物処理基本計画と言ひ、現在あるものは平成9年2月に、当時共同処理をしていた白馬山麓環境施設組合を構成する、白馬村、小谷村、美麻村と組合との共同計画として、組合を中心に策定されました。

ごみ処理基本計画は、市町村ごとに策定されることとされておりますが、本計画を策定した当時は、ごみ処理の広域化を実施している場合は、関係市町村と一部事務組合の共同計画として策定して差し支えない旨、長野県の回答を得た上で策定したものであります。

なお、この計画は今年度、平成22年度までの計画となっております。

現在、大町市、白馬村、小谷村の3市村によるごみの広域処理計画が、広域連合を中心に進められている状況下、施設は決まっていない状況、収集方式の統合や最終処分の行方等々、さまざまな不確定要素と調整を要する事項を抱えており、今、環境省通達に従い、慌てて単独で策定し

でも全く無駄であることから、平成23年度以降の基本計画策定について、県庁の廃棄物対策課に対応を照会したところ、建設候補地等が確定するまで、今ある計画の期間延長を行う方法がある旨のアドバイスをいただき、平成26年度を期限とする計画期間を延長する計画の策定を進め、計画のもとになる各種予測数値は策定済みであり、さらに一般廃棄物処理実施計画を毎年度作成していることから、新たな基本計画は今後の状況を見ながら、大町、小谷とも連携し、慌てずに検討を重ねていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） 今、村長は、小林議員は白馬村のどこにもそういう適地といますかね、そういうようなつもりで、私はこの質問させていただいているわけではないので、そんな難しい話じゃなくて、広域連合長の要請に、牛越市長は、まちづくりの整合、水道水源との関係、風致地区及び周辺の土地利用を理由として、大町市内の数カ所の候補地について不適とする回答書、これは平成22年8月4日ですね、提出をされています。その結果、検討委員会では、当該候補地を選定対象から除外をしております。

このことはご存じだと思いますが、このことを言っているだけで、私は何も先ほど村長が言われたね、どこにもつくらせないというような、そういうスタンスで私は質問しているんじゃないですから、それははっきりさせておいていただきたいと思います。

それでは、このことについては、やはり私はね、そういう連合長から市村に除外箇所、ここはもう不適だということは、不適地だということは、やはり素直に回答すべきだったというふうに私は思います。そうすれば検討委員会の方でも、いろいろ論議を進める上で、かなり時間の節約にもなりますし、むしろその方が明快だと思うんですよ。こういう場所は、もう絶対に選定してほしくない、選ばれてほしくないというようなことは、簡単にできたんじゃないですか。そのことを質問しているだけで、特に他意はないんですよ。

要するに村長が、広域連合長がね、各市村の長に除外、ちゃんと回答、大町市長は出されてますから、それと同じようなものを出されたらいいんじゃないかということで、私は質問をさせていただいているわけです。

先ほども太谷議員の方で、この今の佐野地区についてはですね、これは2つ目と関連しますけれども、この間、私も検討委員会、佐野の意見交換会ですね、意見交換会に出させていただきまして、ほとんどの議員さんも参加されておまして、そこでさまざまな、特にこれ、もう余りにもあそこは不適地だというようなことが、いろいろな角度から出されておまして、もうあそこは絶対に無理だというようなこと。それから、ついでに先ほども出ました、地籍は大町市になるわけですけれども加蔵の、これも私、意見交換会に出させていただきましたけれども、同じようなご意見がいろんな形で出されました。そういう意味で、これは大変だなという印象を強めてお

ります。

このごみの問題につきましては、先ほどご答弁はいただきましたけれども、この3番目のですね、ごみ処理施設検討委員会で検討中のごみ処理基本計画、これはまだ案でございますけれども、白馬村でそういう基本計画、これは特にまとまった形で、今回はもう既に10月には検討委員会へは連合長に答申することになっているんで、もう1カ所に絞られる可能性、もう10月には答申するということですから、その意味では急がなければならない、検討委員会の方はそういう状況で進められておりますけれども、やっぱり排出抑制計画ですね、これについては、もう既に出さなければ、本当の意味での基本計画というのはでき上がらないんじゃないでしょうか。

やはりここにも検討委員会の資料を、いただいた資料の中では、ごみ処理を考える上で、そもそも排出するごみの量を減らすことは最も重要な事項ですと。排出抑制計画の主な実施主体は各構成市村であります。住民や事業者の協力も必要不可欠ですが、ごみ処理広域化に向けても検討すべきものであるため、本連合が策定する基本計画においても整理をしますと。

なお、詳細は各市村のごみ処理基本計画などによるものとし、主な施策をいろいろ書かれておりますけれども、やはりきちっとした基本計画、まとまったものというのは必要なんじゃないでしょうか。その点について再度伺います。よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。丸山環境課長。

環境課長（丸山勇太郎君） 先ほど村長が答弁いたしましたとおり、広域化に必要なすべての情報は提供しているものでございます。基本計画につきましても、そのもととなるところの数値目標等についても、既に提供しているものでございますし、またその概要につきましては、一昨日のごみ処理特別委員会の中でも、ご説明しているところでございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありますか。小林議員。

第12番（小林英雄君） どうなんでしょうか。しかし、やはりね、これは今、検討が進められているわけですが、やはりそういうきちっとしたものをね、全村民に、これこれこういうわけで、こういう基本計画があるんだと。そういう基本計画をもとに、今広域で進められている候補地も含めて、村民にね、徹底させると。

ましてや繰り返しになりますけれども、飯森であれだけの、我々は、村民は貴重な体験をしたわけで、それを教訓に、本当の意味で教訓に生かすためには、やはり白馬村はこういう基本計画を持っているんだと。これを広域の方へ提示して、それで新たに今計画されている、本当の意味でのこれが本体ですよという、そこへははっきり反映させるためには、そういうものを村民の一人一人がね、やっぱり意識の中できちっと持つべきときだと思うんですよ。

そういう意味ではね、周知徹底がまだどんな中身のものかということは、ごく限られた、検討委員会の皆さんはもちろんそうですけれども、今検討中ということですから、そういう限られた人の中だけでね、事が進められているというふうに、私はどうしても思えるわけですよ。

ですから、今、白馬村はこういう計画なんだと。こういう中身なんだということをね、これ村民だれも知らないわけですよ。たまたま1つ白馬村に残ったと。それが佐野だったと。あるいはそれに隣接する加蔵地区も残ったと。これはどうも非常に近いですから、ある意味ではむしろそっちの方を心配する白馬村民もたくさんいらっしゃるということもわかっています。

その意味ではね、やはりもうはっきりね、特に飯森がああいう形でとんざして、それで新たに広域で検討委員会、公募の人たちも含めて19人の方が、今一生懸命頑張って検討されていると。これもね、まだまだ村民の皆さんがどこまでご存じかどうか、これもわからないわけですよ。

で、やはりあれだけの犠牲というと、ちょっと大げさですけども、あれだけの村を二分するようなことが起きたわけですから、今こういう形でこうなっていますよということをね、それで白馬村は、繰り返しになりますけれども、こういう計画が基本的に今ありますと。これをもとにして、広域でもって、ちゃんとした本体ができ上がる、そういう方向で進められていますというようにね、これは徹底して知らせるべきだろうというふうに私は思います。

それで、やはり私はこの質問ではね、ごみ処理基本計画などというものが存在するかどうかということを尋ねているわけで、それは情報は絶えず提供していますというふうに言われちゃうと、要するに結果としては、そういう基本計画のまともなものはないというふうに解釈してよろしいのでしょうか。ちょっとお答えいただけます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。丸山環境課長。

環境課長（丸山勇太郎君） それについても、先ほどご答弁、村長から答弁しているところでございますけれども、冊子としてでき上がったものは平成22年、今年で切れるものでございまして、その延長の計画をつくっているという、答弁したとおりでございます。

なお、村民目線によるところのごみの減量目標等につきましては、ただいま開催中の減量化懇話会、この提言が、間もなく10月末には提言書という形で村長に提出されます。これを一般の皆さんにはきちんと広報して、行政と村民の協働でごみの減量化を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） こだわるようですけども、これは一般廃棄物の処理計画を規定したものですけれども、白馬村廃棄物処理及び清掃に関する条例というところで、村長は一般廃棄物の処理計画、これはこの第6条でうたわれておりますよね。私がここで申し上げることもないんですけども、その第1項の規定により、村内全区域内の一般廃棄物処理の基本計画を定めることとし、村の基本計画は、長野県廃棄物処理計画策定時にあわせて見直すこととすると。

環境課長は、もう随時そういう情報についてはね、やはり提供していると。だから検討委員会がこれから作業進める上で支障はないというご意見なんだろうけれども、やはりそういうものは必要だったのではないかと。基本計画、別に体裁はともあれですね、そういうものはやっぱり

つくるべきだったのではないかと思うんで、やはりこだわるようですけど、もう一言ご答弁いただけないでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員のご質問でありますけれども、考え方としては十分にご理解できますし、今、課長が申しあげましたように、経過については検討委員会だよりでしょうか、一応、報告はできていますけれども、今たまたま白馬村の総合計画の後期のローリングのときであります。そうした中に基本構想、基本計画、とにかく基本計画等の中へ盛り込むことも大事なことだというふうに考えております。そうしたことを中心に考えていきたいと思っております。

当然、考える以上は、今までの経過を踏まえて、広く村民に理解をいただけるようなものをきちっとつくっていくことは必要なことだと考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） ごみの問題というのは、これも繰り返しになりますけれども、本当にね、飯森の体験というのは、本当に貴重な体験を我々はしたと思うんで、これも誤解のないように申し上げておきますけれども、もう白馬村には反対とか賛成とかというような議論を、今しているのではなくて、本当に一番大切なことは住民合意ということ。そしてこれは検討委員会の長たる富所先生も繰り返し発言されているようなので、佐野がどうの、飯森がどうのという問題ではなくてね、基本的な考え方としては、とにかくすっきりした形で、どの場所がどういう形で、今後答申も含めてどういう動きになるかは、これは私も全くわかりませんが、住民合意をうまく取りつけることができなかったという、これが最大の、言ってみれば教訓だと思うんですね。

そういう意味で、私がしつこく申し上げているのは、やはりこれだと10月中にね、連合長に答申するという、検討委員会が答申するということなんですけれども、佐野であれだけのこと、あれだけのその、これはご意見をちょうだいする場ですと。意見を交換する場ですと。それから加蔵の場合もそういう、私は2カ所について、2カ所参加させていただいた私の印象ですけども、住民合意を得るのがどんなに難しいかということ、改めて私は思ったんですよ。それで、これをもう10月中には1カ所に絞ると。候補地をですね。そんなことが果たしてできるかどうかというのが、率直な私の疑問なわけですよ。

ですからこのごみの問題、3点にわたって質問させていただいているわけですけども、先ほど申し上げたとおり、白馬村を中心にして考えれば、もちろん私たちは白馬村のことが心配ですから、これも繰り返しになりますけれども、こことこことこは、こういう場所はよくないというようなことは、どうしてそういう、私に言わせれば簡単なことだと思うんですよ。大町市長がやられたように。白馬村はいろいろ候補地は前にもありました。今回はたまたま佐野というところが残ったと。こういう事実があるわけですけども、これでこのまま推移しますとね、また佐野であれだけの騒ぎといいますか、意見交換会と言いながらも、やっぱり反対、賛成にどうして

もなっちゃうわけですよ。ですからあらかじめことここここは、これこれこういう理由で除外してほしいという、そういうことはやっぱり私は素直に出すべきだったというのが、私の率直な気持ちなんで、すみません、村長もう一度そのことについてお答えいただけませんかでしょうかね。よろしくをお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。丸山環境課長。

環境課長（丸山勇太郎君） 私の方も繰り返しになりますけれども、すべて情報は提供しているわけでございます。大町市はあえて思惑を持って、24もある候補地の中からでしたので、7カ所について除外の申し出を文書でしておりますけれども、白馬村の候補地わずか7カ所、そのうち2カ所はもう除外地区となることはわかっておりましたので、わずか5カ所の候補地だったわけございまして、白馬村としては、すべて提供している情報以外のものはないと。佐野についても、自然環境保全地域に隣接する場所であることも、すべてコンサルの方も承知しているものでございまして、提供した上でのことであったということでございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） これは何遍やっても同じなんですけれども、やはりすっきりした形でね、私はこれは村民は、しかし、検討委員会任せって言っちゃ失礼ですけども、どこまで、どういう形で推移しているかということは、まだまだ村民には不徹底だと思うんですよ。知らない人がやはり多いと思うんですね。

ですから私はそういう意味で、わかりやすいような情報提供をするためにもね、簡単な作業だったと思いますので、ことここここは不適地ですよというようなことをね、あらかじめ村民に知らせていけば、逆にああいう佐野で体験したような、ああいう何か激しいやりとり、それがまた、まるで飯森を想像させるような、呼び起こすような、ああいうやりとりを体験せずに済んだんではないかなというのが私の気持ちで、そういう意味で、こだわってばかりで申しわけありませんけれども、そういう思いで私はこの質問をさせていただきました。

それでは、固定資産税の問題に移らせていただきます。読み上げます。

固定資産税の課税問題についてであります。固定資産税については、納税する側からすれば、こういう不景気な状態ですから、経済状況ですから、どうしても納税する側からすれば、税金が高いという感覚があります。

最近、最高裁判例に基づいて、固定資産評価額の妥当性に疑問を提起した納税者が、役場から文書による修正案、7月の21日付ですが、提示されました。修正案の概要は、宅地・原野・雑種地などの土地約8,550平方メートルの課税標準額、約1,363万円を約372万円にする。また課税額約19万円を5万2,000円に修正するというものだったようです。

修正提示があった直後、役場から新たな文書、これは7月30日付ですが、約この間、9日から10日といえますね、役場から新たな文書が出されました。その概要は修正額算出の説明に続

いて、納税できる評価額とかけ離れているということだと、白馬村としては価格交渉を進めることはできかねる。このような場合、不服審査を申し出る第三者機関として、白馬村固定資産審査委員会があるが、不服審査の申し出期間は納税通知書交付日以後60日間で、本年は日限を過ぎてしまっているというものです。そして納税者代理人の話によりますと、その後届いた督促状の税額は、当初のものと同じであったということです。

このことについて質問をいたします。1つ目は、固定資産税、土地ですね。評価額の計算書を納税者に示して税額の説明をしたのでしょうか。

2つ目は、役場が出した2つの文書は、現在でも有効と考えていらっしゃるのでしょうか。

この2点であります。明快な答弁をお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員の、固定資産税の課税問題について答弁をさせていただきます。

役場が出した2つの文書は、現在でも有効と考えているかということでのお尋ねであります。私が調べた範囲で申し上げますと、1通目の文書の要旨は、修正案という言葉は使っておりますが、別紙の資料を見てほしいというものであって、修正しますという文書ではございません。いわゆる決定書のようなものではなくて、あくまでも事務連絡のための文書だというふうに理解しております。

2通目の文書は、問い合わせに対する説明と、不服審査の制度の説明の文書で、やはり趣旨とは1通目の文書を2通目で取り消しているというふうに理解しております。

事務的な経過のやりとりは、私が立ち会っておりませんのでわかりませんが、評価に対する課税は、特定の人、特定の場所を指定している、個別にやっているものではありませんので、その辺の間違い、今の評価額と売買価格との違いというのは、金額の多少はあっても、高い安いはあっても、それは決められた範囲の中でやっている、参考にしながらやっているということですので、特定の方に不利益を与える課税をしているというものではないものだというふうに理解をいたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） 答弁をいただきましたけれども、この平成15年6月26日の土地課税台帳に登録された価格、評価額ですね、これが適正な時価、客観的な交換価値を上回れば違法だと、そうした最高裁の判例は、村長ご存じでしょうか。ちょっとお答えいただけますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 最高裁の判決は知っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） 村長いかがでしょう。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） この状況については聞いておりましたけれども、その中の細部についての理解は、まだ私はしておりません。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） それでは、もう1点なのですが、最高裁の判例を受けて、各自治体は、3年に一度の評価がえだけでは妥当性を欠くとして、特例措置に基づく修正を毎年行うことを基本としていると理解しておりますけれども、これについては間違いはないでしょうか。お答えいただけます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 今、議員さんおっしゃられたように、従来は3年に一遍の評価がえのみの見直しでありましたけれども、価格の下落が著しいということもありまして、毎年時点修正をしてきているという状況でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） もう1点ですけれども、評価基準にかかわる経過措置というのがございます、ございますよね。土地の評価額は地方税法上、基準年度の評価額を3年間据え置くこととされています。しかし、据え置き年度に、年度中ということでしょうか、において、さらに地価の下落傾向が見られる場合には、簡易な方法により評価額を修正することができる特例措置が、平成9年度評価がえから導入をされていますという、こういう文書があるけれども、これは間違いはないでしょうか。よろしくをお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 今のことは、先ほどご答弁と同じだと思います。

議長（下川正剛君） 質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） これもちょっとまた繰り返しになるかもしれませんが、この事例といいますか、この最初の一般質問の前文、前文といいますか前置きのところで、この固定資産税審査委員会というのは、ちょっと説明いただけますでしょうか。よろしくをお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 固定資産評価審査委員会につきましては、毎年4月に課税の内容が決定して通知されるわけですが、これで縦覧期間というものがございまして、それが後に不服がある場合には、不服の審査の申し出ができるということで、この審査委員会につきましては、その出た申し出のものに対しまして、申し出の内容がどうなのか審査するという組織でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） この例の場合ですね、最初に私は役場から2通の文書の話をしていただきましたけれども、これは簡単な質問なんですけれども、とにかく役場が出した2つの文書は、

現在でも有効と考えていますかという質問なんですけれども、繰り返しで申しわけありませんけれども、有効か無効かという、そういう質問をさせていただいているんですけれども、それは有効なんでしょうか、無効なんでしょうか。一言で結構です。よろしくお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） この文書は、いわゆるお知らせ的な文書でありまして、決定書ではありませんので、有効、無効という考え方はちょっと難しいんですけれども、1通目の文書が非常にわかりづらかったと。ご一読くださいということで締めくくっております。見ていただきたいという文書なんです、それを2通目で、1通目についてはこういう内容ですという説明をしておりますので、1通目のところで、ご質問のように、修正をするという解釈をされているということであれば、それについては2通目を読んでいただければ、そういうものではないと。仮定のもので算出をしてあるということがおわかりいただけだと思いますが、趣旨とすれば1通目のものを2通目では否定している。否定しているというか、修正するものではないということを行っているということでもあります。

議長（下川正剛君） よろしいでしょうか。はい。小林議員、答弁まで含めて、残り時間は12分です。小林議員。

第12番（小林英雄君） しかし、現実にこういうことが起こっているといいますかね、こういう事例があったというふうに理解できるわけなんですけれども、有効か、無効かというようなことを繰り返し、これ言い合ってもしょうがないんですけれども、やはり修正は、こういう何といいますかね、納税者から不服、不服といいますかね、ちょっと承服しかねるというような話があったわけですね。それに対して修正案を出されたということではないんでしょうか。お答えいただけますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 1通目の文書の中で、修正案という言葉は使っておりますけれども、この趣旨は、趣旨はといいますか、別紙にまとめさせていただきましたので、ご一読賜りますよう、よろしくお願い申し上げますということで、これについて2通目のところで、不服といいますか、不満があることにつきましては、今、土地の下落というのはね、どこでも生じておりまして、白馬村でも下がっているということで、いざ売ろうとした場合に、思う価格では売れないと。

この問い合わせのありました地域では、評価上では平米2,500円ほどの評価の土地でありますけれども、その人の考えでは坪500円出しても、とても売れないという考え方でありまして、先ほど議員さんが適正な時価という、最高裁の判決の言葉も出されましたけれども、普通に売った値段、買った値段は時価というかもしれませんが、適正な時価ということが判決でも出ておりまして、この適正というのは、いわゆる売り急ぎですね。どうしても売りたいという場合。それとか逆に買い急ぎというような、あとまだいろいろありますが、正常ではない事項を除いて、

それを適正な時価というふうに言いますので、今、売ろうと思ってもなかなか売れないということについては、その額がそのまま評価額にイコールになるということではございませんので、お願いをしたいと思います。以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。よろしいでしょうか。質問ありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） 不服の申し立てというのは、これは今こういう時世ですから、固定資産税、特にこの固定資産税がなければなど、随分高いなというような感覚を持たれる村民はたくさんいらっしゃると思うので、特に営業なんかなさっている皆さんは、そう思われがちだと思うんですけども、この不服審査の、先ほどこの修正があるなしで、金額まである程度ね、算出されているわけですから、それに対して不服と、その場合、審査会があると。この場合について言えばどうなのでしょうね。やはり告示といいますか、60日間というのは、これはもうどうにもならない制度なんのでしょうか。ちょっとお答えいただけますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） これは地方税法でも定められておりますし、審査委員会につきましても、村の条例でも定められておりますので、この日付に融通をきかせるということではできませんので、お願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） これもこだわるようですけども、どうしても督促状の税額の話なんですけれども、先ほどこの2通のこの文書、役場から出されたものが、有効無効はともかくとしてですね、督促状の税額は、なぜ当初のものと同額になったのかということが1つと。

で、当初の税額は不相当だと判断したから修正案というか、修正金額を出されたんじゃないんでしょうか。修正案でね、納税者が納得しないからだということだったとするならば、これどうなのでしょうね。固定資産税は村と納税者との交渉によって決められてしまう、決められる、そういうふうには私は解釈しておりませんが、そういうことはないでしょうね。そのことについて。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 交渉ということではなくて、価格に不満がある、不服があるという場合には、固定資産評価審査委員会に不服を申し立てて、審査してもらおうということが基本であります。これと別に課税上重大なミスがある、重大な錯誤があるという場合には、審査委員会を経ずに村で判断して直すということが可能でありまして、6月にお願いしました家屋の一けた間違い課税につきましても、この重大な錯誤に当たりましたので、審査委員会を経ずに村で決定をしているということでもあります。

督促状ですけども、1通目の文書で、ご一読賜りますようというものでありますけれども、これは価格を修正する決定書のようなものではございませんので、資料を見てくださいという資

料ですので、これは、これだけをもって価格が修正されるということは、解釈の間違いでございます。

議長（下川正剛君） 小林議員、おわかりになりましたでしょうか。あと答弁まで含めて小林議員の持ち時間、3分少々でございます。質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） ちょっと私は当事者じゃありませんから、しかし、この不服、じゃあちょっと最後に、今年評価がえの年であったわけですけども、不服審査の申し出の件数といえますかね、そういうものはあったかどうかわかりませんが、審査委員会で修正した方がいいのではないかと、そういうような件数はあったとしたら、もしあったとしたらどのくらいあったでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 評価がえの年は、昨年が評価がえの年でございますが、評価の内容についての問い合わせはありますけれども、不服審査の申し出は1件もございませんので、お願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） あと1分ですか。

議長（下川正剛君） あと2分少々です。

第12番（小林英雄君） いずれにしても固定資産税の問題、大変深刻な事態ですので、これからこういう事例といいますかね、不服申し立てという、そういう事例はこれからは何か出るような、どんどんね、高いという感覚がありますから、出るような、そのときには村としても、審査会に行く前にいろいろ村へ来られた場合に、きちっとした対応をとっていただく、当然とっていただいているとは思いますが、やはり非常に深刻な問題を抱えている納税者がたくさんいらっしゃると思うので、先ほども申し上げましたけれども、やはり最高裁の判例なんかを十分に念頭に置かれて、固定資産税の徴収につきましては適切な処置をお願いしたいと思います。

時間が来ましたので、これで終わります。どうもありがとうございました。

議長（下川正剛君） 質問時間が終了をいたしましたので、第12番小林英雄議員の一般質問を終結をいたします。

ただいまより1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

議長（下川正剛君） 再開をいたします。

第2番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番篠崎久美子でございます。一般質問でございますが、通告に基づきまして3つの質問をいたしたいと思います。

まず第1番目でございますが、村内の熱中症対策についてお伺いをいたします。今年の夏は非常に記録的な猛暑が続きまして、全国各地でいわゆる熱中症による犠牲者のニュースが連日報道されました。9月に入っても熱波の勢いは衰えず、安心できる気温の状態ではありませんでした。

総務省消防庁の取りまとめによりますと、本年5月31日からこの9月5日までの熱中症による長野県内の救急搬送状況でございますが、速報値で772名、そのうちお盆明けだけを見ますと、8月23日から9月5日になりますが、その数は140名となっており、また全国で見ると、同じ期間での搬送者は5万2,017名、昨年のおよそ3.6倍という驚くべき状態でございます。

期間全体の速報値から、県内の初診時における症状別の患者数を見ますと、死亡者は4名、全国では168名でございますが、重症者、いわゆる熱射病の状態といわれる方が17名、中等症、いわゆる熱疲労といわれる状態の方が295名、軽症者が447名、その他9名となっております。

また年齢別で見ますと、乳幼児は11名、少年が81名、成人、いわゆる18歳から65歳未満の方269名、高齢者といわれる65歳以上の方は411名となっております。この年齢別で見えた場合、高齢者の占める割合は、長野県内は全体の5割を超えておまして、全国平均46.6%のところを上回る結果となっております。また症状の方も、中等症以上の方が全体の約4割、これは全国平均とほぼ同じ割合ではございますが、状態見ますと、軽症のうちに早く状態把握をして、適切に処置を行うことが大事と思われまます。

今年度の特徴としまして顕著にあらわれたのは、建物の内部にいても熱中症になる。また夜間でもその危険が去ることなく、この夜間の間に死者まで出ているということが言えるかと思えます。気温の条件だけで申しますと、35度を超えると要注意ということでございますが、長野県内でも、この夏は各地で35度を軒並み超える日が連日あり、非常に暑い夏でございました。この白馬でも、かつては考えられない状況ではございましたが、クーラーを使わなければ過ごしにくい日が続いておりました。また、夜も暑さと湿度が下がらず、大変寝苦しい夜が何日も続きました。

そこで今夏、村内における熱中症の状況と、実施された対策について質問をいたします。

まず、この夏の村内での熱中症の発生状況は、どのようなものであったか。この夏に行った熱中症対策の内容、一般的に向けて行われたものと、教育現場において行われたもの、また障害をお持ちの方、高齢者の方、ひとり暮らしの方等生活弱者への対策はどのようなものであったか。

3番目としまして、その対策の効果はいかがであったと認識されていらっしゃるか。

次に、最後に、今後に向けてですが、さらなる予防対策はお考えになっているか。

以上をお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員から、3つの項目でお尋ねをいただいております。まず最初の村内熱中症対策についての方からお答えをさせていただきます。

議員おっしゃられるとおり、今年の夏は観測史上最高の暑い夏だったと、このように聞いております。また、この白馬村内の暑さも、ここに住む者にとっても、今までにない暑さを感じたところでございます。

こうした夏の村内での熱中症の発生状況については、村全体として把握はしておりませんが、北アルプス広域北部消防署によりますと、7月、8月において、熱中症と思われる症状で搬送された方は13名。内訳は屋内が5名、屋外が8名で、白馬村内では11名で、男性7名、女性4名という状況だったというふうにお聞きをいたしております。

また、村内のしろま保育園、子育て支援ルーム、白馬幼稚園、南北両小学校、中学校、高等学校において、発生はなかったというふうに伺っております。

ただ、私も新たな知識として、この熱射病が夜間、そしてまた屋内でも起こるんだということにお聞きをして、この対策の難しさを感じるところでありますけれども、ご質問の対策については、声の広報による注意喚起、健康教室、検診時保健事業の場を利用して、水分補給、ほどよい塩分摂取、室内換気などの話をして、その啓蒙を図ったところでございます。

老人家庭においては、包括支援センター並びに事業所連絡会議等で申し合わせをし、老人家庭の訪問の際には、熱中症について、水分補給や塩分の補給についての指導を行ってまいったところでございます。

各施設においては、屋外の活動について細心の注意を払うとともに、水分補給、施設の持つ機能を生かした換気などが主なものとして取り組んだと聞いております。また保育園等においては、お便りの中で、熱中症についての注意事項等を親にお伝えしているところでございます。

私が承知しているところでは、テレビ、新聞などのマスコミによる報道が連日なされ、それによってかなりの広報と周知ができていていると感じているところでもございます。

今後、村といたしましては、涼しくなってきたとはいえ、できる限りの範囲で広報、周知に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 村で行われた対策の効果について、いかがであったと認識されているかということ、また再度お伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） 村での効果についてということでございますが、いろいろ状況をお聞きをしてみる中では、村内の各診療所とか医療機関では、都市部と違って、昨年と大きく熱中症と思われてかかった人は、それほどふえていないと。同じくらいというふうに私は聞いております。

また、消防から聞いたお話ですが、医師から最終的に熱中症とか、そういうものはいただいていないようでございますが、10代4人、20代3人、30代1人につきましては、都市部の合宿等で来られて、活動している最中に、そういう症状が出て搬送したということを知っております。また70代、90代各1人ずつの搬送につきましては、搬送のときに伺ったときには、部屋を閉め切っていたと。その中にいたということを知っております。

そういった中で、村の効果として、特に村としては一般的な広報、通常の仕事の中で、全国的な状況を含めて注意を促したということでもありますので、特に大きな効果と言われても、ただいま申し上げたような状況の中で、通常の中での解釈をしているものであります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 今の対策の中においてですね、広報いわゆる同報無線によって注意を促す、広報をされていたということですが、それはその情報を提供しなければならないと判断された基準というのはあったわけでしょうか。お伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） 特に基準というものは、村は持っておりませんが、全国的なニュース、それから天候は、先ほど申し上げたように、連日、雨がなく暑い日が続いた中で、保健師を中心に、保健部門の中でそういう注意喚起を行っていきたいということでありましたので、ただいま村長が申し上げたような周知を図ってきたということでございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問は。篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） それでは消防署、北アルプス広域消防とか、診療所等の医療施設から聞いたところによるとというお話を、先ほど伺ったんですが、それらの機関との連携はどのように図られていたかをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） ただいまのご質問につきましても、特に改まったものでなくて、定期的にいろいろな用事、それからたまたま会合等もございました。そういった中で、日常的な情報交換の一環の中で、私が聞いたものを申し上げたところでございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はございませんか。篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 村民が安全・安心で暮らせるためには、こういった非常事態に対する危機管理意識といいますか、そういったものが大事だと思うんですが、例えば今伺いすると、消防署や医療機関などとは定期的に、あるいは決められたルートで情報交換をしているわけではないということなんですが、それらの機関などどう連携を図ってですね、迅速な実態把握をされて、それに基づいて段階的に対策を打っていく。そして、その対策を打つのとあわせて、段階的に高齢者とか生活弱者のもとを訪れるなどのシステムづくり、そういったものをお考えになってはいかがかと思えます。

例えば判断基準が、先ほども広報についてお伺いしますと、特に判断基準はなく、全国的な状況を見たりして判断して広報かけたということですが、担当者、あるいは感じ方、個人個人の感じ方によって、それは判断基準が明確でない、わかりやすすくない、だれがやっても同じ対策がじゃあ同じときにとれるかという、そういうことではないということですよ。

なので、この危機管理という意味からも考えまして、1つこう明確なルートを持った管理体制というものの構築には、どのようにされたらよろしいかと思うんですが、その辺に関してどのように思われるか、お伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） ただいまのご指摘というか、ご質問等を含めましては、国の方におきましては、1つの感染症予防法等に基づいた、それぞれ伝染病とか、特定なものにつきましては、定点、決められた病院等での動向を把握しながら、私どもも大北地域の感染症情報等につきましては、定期的に県の方からいただいております。

この熱中症、もちろん軽んじてはおりませんが、高齢者とか、小さな子どもにはダメージのあることは承知はしておりますが、都会と違って緑もありますし、議員おっしゃられる、その危機の度合いの部分につきましては、現在、ただいま申し上げたような状況の中から判断をしながら、村として行っているものでございます。

今後につきましては、危機管理の関係も含めて、この辺のところについては、また議論はさせていただきたいと思いますが、昨年度騒ぎをいたしました新型インフルエンザとか、そういったものと違って、その状況を見ながら、ご意見はご意見として、また議論をさせていただきたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問は。篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 一部には、これはもう災害ではないかという、マスコミなんかでは、そういう言葉がありますけれども、非常事態になってから考えたのでは遅いということ、これだけは申し添えて、考えていただければと思ひまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、所在不明高齢者についてでございます。

本年7月末にですね、東京都内で111歳の男性の方のご遺体が発見された事例を受けまして、各自治体でも確認作業を進めた結果、全国各地で所在不明高齢者についての報告が相次いでいるという状態でございます。長野県内でも、長野市で該当すると思われる男性の方の報道がなされたのは、記憶に新しいところでございます。

所在不明高齢者に関することは、さまざまな側面からその問題を見ることができると思われます。孤立した世帯となった孤独な高齢者の問題。また逆に家族と同居しているとされながら所在がわからない。あわせて年金受給に絡む問題。そして行政が個人情報保護法の中で、どこまで掌握できるか、してよいのかなどと、いろいろな問題が絡み合っただけで複雑であると思われま

てまた、住民基本台帳や戸籍制度の機能が十分に働いていないのではと思わせるような事態でもありました。

適切な行政サービスの提供をするという観点からいえば、この問題に速やかに踏み込んで、実態をまず掌握すること、それが最初に求められていることと思われます。国や厚生労働省など関係各省庁等からも、この問題に対しては、さまざまな指示や対策などが打ち出されておりますが、具体的に白馬村内における状況と、対策をお伺いします。

村内での調査は、国の省庁からの通達もあり、当然行われていることと思っておりますが、いつごろ行われ、その方法とその結果はいかがであったか伺います。

現在の状況にかかわらず、いつ起こるかわからないこの問題について、今後、村としての問題発生防止案、予防策というものを伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員の2つ目のご質問であります、所在不明高齢者についてのお尋ねにお答えをいたします。

全国的に高齢者の所在不明者の報道がされております中、村におきましても、住民登録がなされておられる方、今年100歳になる方を含む、100歳以上の方の所在確認をいたしました。白馬村には8人おいでになり、全員の確認がされております。最高齢者は102歳で、男性は1人でございます。

また、白馬村に本籍がある100歳以上の方について調べたところ、17人おいでになりました。そのうち3人は生存が確認をされております。14人については、住民登録がされておられません。年齢は100歳から137歳になる者であります。調査を始めておりますが、親族、関係者と思われる皆さんからの情報をいただく中では、既に亡くなられたと思われる方が3名おいでになりますが、何らかの事情で届け出がなされなかったか、届かなかったのかと推察をしているところでございます。

そのほかの方については調査中でございますが、考えられる原因といたしましては、戦争、戦災、関東大震災のような災害、海外への移住、戦中・戦後の混乱による届け出が、こちらに届かなかった。または失踪、行方不明などが推察されるところであります。いずれにいたしましても、戸籍については、本人もしくは親族等からの届け出、申請主義をとっておりますので、届け出もしくは申請をしていただくことが基本であり、それができないために今日に至っているものと考えられます。今後も調査を進める上で、また法務局と協議をして手続を進めていきたい、このように思っているところでございます。

今後についても、こうしたことが起きないようにと願わずにはいられないところでございますけれども、家族間におけるきずなの弱さ、あるいは地域における近所づき合い等のつながりの希薄さ、さらには何十年も前に家を出られてから、何ら連絡がない、また家族としても探そうとも

しないというような、そうした今の実情が、大きな社会問題として、この問題提起から言われているところでございます。

これ1つだけで完結をするものではありませんけれども、この社会状況、人間関係、家族関係というものも、これから大いに構築をしていかなければ、いい方向へ構築をしていかなければならないと、こんな思いをしているところでございます。

所在不明高齢者については、以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 調査が行われたということでございますが、確認作業の方法と日にち、いつ行われたかについてもお伺いできますでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） 日にちにつきましては、すみません、ちょっと記憶にありませんが、この報道がテレビ等でされ始めたときに、村においてはどうかということで調査を始めました。

その後、3日くらいしてからですが、報道機関、それから法務局等から、こういったことについての調査結果を知らせてほしいということでありましたので、ただいま申し上げたような数字については報告をしたり、報道機関にもお知らせをしたところでございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問は。篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 確認作業の方法は、またあとの質問とあわせてお伺いできますか、それでは。

この問題については、地域のつながりが希薄になった、逆を言えば、便利になってしまって、地域とつながらなくても生活できるようになっているということが、逆にこういった事態を招いてしまっている、便利さが招いてしまっているということも、1つあると思うんですが、やはりそういったところを補うために、地域の方々、周囲の方々の見守りも非常に大事なことで、予防する上においては大事なことだと思うんですが、こういった地域の方々、民間の方々や、民生委員の方々等との連携の方法は、どのようにお考えになっていらっしゃるか、お伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） 先ほど落としました調査の方法につきましては、戸籍も白馬村はコンピューター化になっておりますので、高齢者を100歳以上を全部拾い出しまして、それぞれ照合、1件ずつ照合していったということでございます。

それから、ただいま便利さがというお話もありましたが、住民票、それから戸籍につきましても、基本的には届け出主義をとっております。そういった中で、その届け出が何らかの理由でなされなかった、もしくは届かなかったというような部分が、非常に大きいかなということは、先ほど申し上げたとおり考えておりますが、この辺につきましても、民生委員さんにつきましては、地域を回っていただいているわけでございますが、今これ問題になっておるのは、明治の大体6

年から明治24年くらいの方が中心でありまして、今の民生委員が回っただけでは、代が違っていると。今回のケースでいろいろ親族等を追って確認作業をしているんですが、ちょうど私たちの年代でもですね、おじいちゃんから子どものころ聞いたというような話から始まって、そのころの話でありますので、なかなか民生委員さんが回っただけでは難しさがあるかなあということも考えております。

いずれにいたしましても、こういったことにつきましては、できるだけ小まめな調査をして掌握をしていく中で、親族もしくは本人に届け出をさせるような、また広報等にも力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） このような事態は未然に防いでいくということが、秩序ある社会の構築、あるいは公平な行政サービスの提供のために大事であると思われまますので、高齢のご本人はもちろんでございますが、周囲の方も心豊かに過ごせるような環境づくりを、行政として日常的に心がけていただいて、問題を未然に防いでいただくように希望をいたします。

それでは、続きまして第3番目の質問に移りたいと思います。村長の公約についてお伺いをいたします。

太田村長におかれましては、過日行われました村長選挙において、2期目の当選を果たされ、過去4年間を踏まえて、また新たな4年間の村政運営という重責を担うお立場となりました。選挙での投票結果が僅差でありましたが、それであるがゆえに、村民が2期目を迎えた村長に望むところは、逆を言えば非常に大きいものがあると思われまます。そこで、この選挙のときに掲げられました村長の公約についてお伺いをいたします。

まず初めに、観光の活性化に関してですが、電動自転車の導入についてということ、これを具体的にどのようなことであるかといったことをお伺いしたいんです。

また、前回の公約にも同じ文言がございましたが、そのイメージする山岳リゾート地の観光と、その基盤整備ということについてお伺いいたします。

また、新たな状況に対して生まれてきているのではないかとと思われまます、インバウンド対策の充実についてお伺いをいたします。

次に、身近な村政の創出という政策に関してですが、協働による村づくりについての具体的なお考えをお伺いいたします。

最後に、社会福祉・教育施策の充実に関してでございますが、お年寄りへの優しさ施策については、デマンドタクシーのほかに、ここにはお言葉はございませんが、そのほかのお考えをお伺いしたいと思います。

また、子どもたちの健全育成について、これは現状において何が必要であり、それに対する具体案をお持ちであるか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 3つ目のご質問であります村長公約について、観光の活性化、身近な行政の創出、社会福祉・教育施策の充実についてお尋ねでございます。

まず最初に、白馬村の観光の活性化についてお答えをいたします。この活性化については、昨日お2人の方、そして本日の太谷議員からも、この活性化についてお答えをいたしております。重複は避けさせていただきたいと思っております。

今、具体的な取り組みについての1つであります電動自転車の導入の件についてでございます。今、進めている途中でございますけれども、白馬の小径を歩く1つのプランと、そしてまたこの電動自転車を使って歩ける、そんな取り組みを何とか実現できないかと、こんなふうに考えているところでございます。

今、大きな枠としては、この1台十数万円する電動自転車でありますけれども、これを100台くらい、ライツビジネスとして何とか導入はできないかということで、今メーカー、そして間に入っていただくところと交渉も進めております。この実現につきましては、白馬村観光局独自のお金ではできないことから、どうしてもこの今考えられる中では、ライツビジネスとして賛同してくれる企業を募集、企業に賛同いただくことが何よりと、このように考えております。

それから2つ目の、イメージする山岳リゾート地の観光とは、またその基盤とはどのようなお考えをということでお尋ねをいただきました。これについても、もう局としての考えは、議会の皆さんにも何回かお話をしてきましたけれども、繰り返しになりますけれども、端的に申し上げますと、今の観光そのものが、これを私がつくりました、買ってくださいと、こういう産業・時代の価値観から、私の欲しいものはこれです、つくってくださいという価値観に、消費行動が大きく変わってきております。

こうしたその変わったことに対する対応、観光としての対応が、今、求められているところだと、このように考えているところでございます。

現在成功している企業の共通点は、こうした消費行動に向けて、一生懸命取り組みをしているところが生き残っているというのが企業の実態であろうかと、こんなふうに思っております。

したがって、白馬村観光局としても、時代に対応する観光を実現するために、新しい考えと組織、そして実践が重要だと考えているところであります。

この計画については、理事会においても十分ご論議をいただき、ご理解をいただいたところでございます。結論として、観光局は時代対応を一番の目的として、業務の見直し、組織の改編、考え方の刷新、企画・立案を進めてまいりたいと思っております。

そしてまた、その根底をなすものは、議会の皆さんにもお知らせをいたしましたように、同心円の相関図を入れたものでご説明もさせていただきましたので、ごらんをいただければと思っております。

それから、インバウンド対策の充実について、具体的な取り組みということでお尋ねをいただきました。今、時代対応のできる観光への取り組み、国内に向けても海外のお客さんについても同じでありますけれども、あえてインバウンド対策に的を絞りますと、現在ホームページの4カ国語での掲載を推進しております。英語、中国における簡体字というんですか、繁体字という、香港、北京、あちらを中心にして使われている言葉とお聞きしておりますが、その中国語の2つの中国語、そして韓国語、英語と、この4カ国語でアップするように計画を進めております。それから、対中国の基本的な戦略形成をインバウンド専門委員会において、Cプロジェクトとして、今協議を続けていただいております。この10月末から11月初旬にかけて、県の観光部と一緒に中国へプロモーション活動を行う予定としております。

そしてまた、既に進めている既存国に対してのインバウンド事業については、民間の方が努力をしていただいて、軌道に今、乗っております。そうした取り組みに、局も一生懸命バックアップをすると同時に、要望を取り入れながら、その拡大に向けて努力をしております。また、今申し上げましたように、それに伴うホームページの拡大を計画をいたしているところでございます。

それから、次に、身近な村政の創出についてでございます。

私の公約についての具体的な取り組みを、昨日の田中議員にもお尋ねをいただきました。お答えをさせていただきましたけれども、社会情勢の変化とともに、今、政治も大変大きな変換期を迎えております。そうした厳しい社会情勢の中にあっても、これからの村づくり、何としてもこの白馬村が住民、自治区、行政と協働による村づくりが、今、求められている大事な時期だととらえております。全国各地の町村が、表現の字句は違っても、協働による村づくりの重要性をうたっております。

私は、一番そうした中で大事なことは、その具現化のためにどういう取り組みをしていくかというのが、一番大事だと考えております。そうしたことを考えるに当たっても、その大前提となることは、自分でできることは、みずからが取り組む自助の意識。そして個人でできないことは地域で支え合い、地域が一緒になって取り組んで解決をする共助の意識。そして個人や地域だけではできないこと、村で取り組まないといけないことを行政が担う公助の意識。この意識を高めて、互いに自立できることが何よりも肝要だと、こんなふうに思っております。

こうした意識が高まり、自立ができると、それぞれの意見が生産性につながる論議が深まり、深まるとともに、透明性の高い村政運営が可能となり、村民と行政による協働の村づくりが実現すると思っております。

そうした実現のために、さらに大事なことは、村民に向けての丁寧な情報発信、情報の公開であると考えております。互いに情報を共有することが何よりも大事であり、私は4年前立候補したときの公約にも、身近な村政を掲げました。まさにこのことが情報公開を進め、協働の村づく

りを目指したものであります。

村長就任間もなく、ごみ処理場建設候補地の紛糾を初め、一連の問題が起きたことを振り返ってみて、その実現のための取り組みが進まなかったことは大変残念でありましたが、改めて情報公開の重要性を認識したところでありますが、緊急経済対策で地域情報通信基盤整備事業が採択をされ、地デジ対策とともに自主放送設備が完成することは、活字の羅列では、ややもすると情報が正確に伝わらなかったことが、今後、音声と映像により、情報の伝達が正確さを増し、情報共有の水準も大幅に上がるものと確信をしております。

その上で、村民参画による村政運営の政策決定のために、1つにはパブリックコメントを求める手法だとか、あるいは住民基本条例の制定なども、その先には視野に入れて考えていかなければならないのかと、こんな考えもしながら考えているところでありますが、今まず取り組まなければならないことは、行政区未加入者の解消と、行政区未設置地区の解消が喫緊の課題だと考えております。

今後、議会の皆様とも真剣な論議を重ね、村民の期待にこたえられる真の協働の村づくりを目指し、努力をしてみたいと考えております。

それから社会福祉・教育施策の充実に関してであります。

まず最初に、お年寄りへの優しさ施策について、デマンドタクシーのほかの施策についてのお尋ねであります。デマンドタクシーは、おかげさまでご利用者の皆様の好評をいただき、今年度4月から8月までの5カ月間、1日平均乗車数は26.9%と、順調に伸びてきております。高齢者の皆様に愛される足としてご利用いただけるよう、さらに改善すべき点は改善をし、身近な地域公共交通となるよう取り組んでまいります。

一方、介護を必要とする高齢者の介護度は重度化傾向にあります。施設入所を希望する方も増加をしております。白嶺の増床、高瀬荘の新築を計画していますが、待機状態を解消するまでには至っておりません。

その状況を少しでも改善をするために、利用者に合った介護サービス利用への支援、介護認定を受ける手前の方を対象として実施をしている、よりえ〜プラザなどの介護予防への取り組み、在宅での生活支援の充実を図っていかなければならないと考えております。高齢者やその家族の悩み事、介護や福祉の専門的相談窓口として、白馬村地域包括支援センターが設置をされています。住みなれた地域で安心して生活が継続できるように、高齢者の心身状態や生活実態を把握して、適切なサービスの利用へとつなげる支援を行っており、高齢者とその家族の信頼関係を構築しながら、その職に当たっているところでございます。

また、昨年度から認知症サポーター養成講座を開いております。これは認知症についての正しい知識が、認知症の人と出会ったときに、適切な対応をとることができ、認知症の人と介護する家族を温かく見守ることができるからであります。既に236人の方にサポーターとなっていた

だいております。今年度は認知症の保健医療、介護、福祉に携わる専門職の方を対象とした専門研修と、サポーターになっていただいた方を対象とする研修を新たに行ってまいります。

このような取り組みは、人と人とのつながりが基本であり、総合的な取り組みが、地域単位での見守りや支援などの住民同士の支え合いへつながるものと思っております。災害時に備えた住民支え合いマップの取り組みは、地区の民生児童委員の皆様の協力をいただき、作成を進めているところでありますが、地域単位での支え合い活動へと発展するよう支援をしてまいります。

とは言いながらも、福祉の需要は、ふえることはあっても減ることもないのが実情であります。一たん実施したサービスを途中で後退させるわけにもいかず、財政状況を見ながらの、また関係機関との連携を図りながら進めて、実現に近づけていきたいと、そのように考えております。

次に、子どもたちの健全育成について、現状において何が必要か、具体案についてのお尋ねであります。青少年に大切なことは、苦しいことやつらいことに対する忍耐力や、それを克服する力、人に対する思いやりや、命のとうとさを理解させることであり、自己を鍛錬する機会や、厳しい状況を乗り越え、やり遂げる達成感を体験できる機会の提供だと考えております。そして何より親や大人が子どもの手本となって襟を正し、子どもの心のよりどころである家庭基盤をしっかり立て直すことこそが、子どもたちを健やかにはぐくむための道筋であると考えております。

今、子どもたちの現状は、テレビやゲーム、インターネット、バーチャル体験が増加し、外遊びや家の手伝い等の体験が減少していると指摘をされております。地域の子ども育成会との連携を図りながら、野外体験活動や協働の体験活動に取り組みやすいように、行政として支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、そうした環境づくりも大事なことと考え、このためにPTAや保護者、地域の方々との今日的な課題について話し合い、連携を深めていくことも大切だと考え、実施をしてまいりたいと思っております。

現状の取り組みとしましては、青少年を非行から守るために、ジャスコ、ハピア、アップルランドにおいて関係機関と連携し、非行防止活動を実施しております。有害環境チェックを行うパトロールを実施をいたしております。関係者が有機的な連携のもとに、広く村民一人一人の関心を高め、青少年育成運動のさらなる飛躍を図ることを目的に、白馬村青少年育成村民大会を実施してまいります。毎週火曜日には電話教育相談を実施をし、また、地域総合型スポーツクラブによる環境づくりに取り組んでいるところでございます。

現在、29地区に子ども育成会が組織をされ、それぞれ地域での事業を推進していただいております。これらの各地にある子ども育成会とも連絡、提携を図り、もって青少年の育成活動の発展に寄与することを目的に、白馬村子ども育成会連絡協議会が組織され活動を行っております。

子ども育成会連絡協議会の主な事業としては、青少年の非行防止、街頭啓発活動、青少年に有害な環境パトロール、青少年育成村民大会への参加、地区長連絡会議、冬の子ども祭り開催など

の活動を行っているところであります。

議長（下川正剛君） 村長、簡潔に。

村長（太田紘熙君） 今後の方向性といましては、現在取り組んでいる事業を継続し、自助、共助、公助の意識のもとに、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを進めていくことが大切だと考えております。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 長い答弁が終わりました。質問はございませんか。篠崎議員。答弁を含めてあと残り時間11分でございます。よろしく願いいたします。

第2番（篠崎久美子君） ご丁寧な答弁をいただきましたが、残念ながら今現在の状況を継続していくというような形かなと思われました。目新しいものは特になくて非常に残念でございました。

再質問に関しましては、時間の関係もございますので、2つほどお尋ねしたいことがございます。まとめてお伺いいたします。

まず、観光に関してでございますが、観光局に対して非常に批判、意見、いろいろな思いが噴出しております。それはもう村長もご存じの状態と思っておりますが、実は観光というのは、観光局に携わっている方だけの観光ではない。これは白馬村民、村の将来がかかっているというのは、村の基幹産業は観光であるということ。村の将来がかかっているということは、村民の将来がかかっているということなんですね。

そういったところで、観光局だけがその内部的に、内部的な満足度だけで動いているように、例えば外部から、ごめんなさい、ホームページへのアクセス数がふえた、あるいは、あったかごはんの本を出したら非常に外部からは評判がよかった、そういうことをおっしゃられますが、観光を担っている方たちの納得された上で物事が進んでいないのではないかと。あるいは村民が納得して、ああこれだったらいいでしょう、みんなで力を合わせてやりましょうと、そういう思いが観光局の施策の中に反映されていないから、観光局に対して皆が、いけば協力体制が、まだまだ弱いということの原因ではないかと思えます。

そこでその将来の観光、例えばですね、条例の中にある検討委員会とか、審議会とか、そういったものの枠の外で、将来の白馬の観光を語る場所を設けるとか、あるいは若い方に将来の白馬の観光のアイデアを聞く場所を設ける。そういったところからヒントを得て、村民が納得した形で、自分たちもそこに参画して、自分たちも責任を持って一緒にやっていく、そういった場所を設けてごらんになってはいかがでしょうかと思えますが、その点についてお伺いしたいと思います。

あともう1点でございます。住民と行政の協働ということでございますが、今年は第4次総合計画の後半の見直し、策定の年になっておりますが、この第6章ですね、第4次総合計画第6章、住民参画プロジェクトの中にですね、住民参画と協働というページがございます。

協働ということは、住民と行政がそれぞれ役割と責任を担い合い、お互いの能力を發揮しながら

ら公共の課題の効果的な解決に向けて連携・協力することを言うを書いてございます。

施策として、まず第1番目にですね、住民提案制度を確立、これが書かれているんですね。これが過去4年間においても、村長1期目においても、身近な村政の創出ということをおっしゃっていましたが、一向に現実化されていない。お互いが住民と行政、村政を担う立場の者が、お互いの意思の疎通を図ることによって、意見を出し合って、自分たちの村だという意識、自分たちの村は自分たちでつくっていくんだという意識、意識づけにもなりますし、参画することによって責任も生まれる。行政区がというお話がありましたが、その区の縛りよりも先にできることではないかと私は思うんですが、この辺についてお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 2点再質問がございました。観光局の村民の意識、それから総合計画の関係についての2点が再質問でありましたが、答弁をお願いをいたします。太田村長。

村長（太田紘熙君） 最初の、観光局についてのお尋ねであります。

観光局に対するいろいろご批判、ご意見が数多くあることは十分承知しております。そして、その批判の裏には、やはりそれだけ観光で生きる皆さん方が参画を、その運営に参画をしたい、観光局に寄せる期待の大ききのあらわれだと、このようにも思っております。

昨年来、内部の改革として、今、議員ご指摘の、より大勢の皆様に参加をして運営をしていく、その手法をどうとるべきかということで、いろいろ検討を重ねております。また、若い方たちも参画をしていただいて、理事会の下につくる組織として、評議委員会がいいのか、あるいは検討委員会がいいのか、専門委員会がいいのか、その専門委員会をさらに細分化した方がいいのか、いろいろそれぞれのご意見が出ております。今、それぞれの出されている提案を理事会の方にも投げながら、その理事の皆さん方が所属している関係団体の意見集約をして、それをこの次回の理事会にも上げていただくよう取り組みをしているところでございます。

なかなか会員600名のすべての皆さんが満足をする手法というものは、大変難しいことではありますけれども、今、観光局がやることは、いかに大勢のお客様に足を運んでいただける白馬村をつくるかと。そしてまた来ていただくためのプロモーションをどうやっていくか。マーケットをどのようにしていくかということが、一番のやるべき仕事だと、このように考えております。

そうしたことを第一目的に、観光局だけでできる仕事ではございませんので、それぞれの会員の皆様のお知恵も、そしてご意見もいただきながら、真に訪れる方に満足をしていただける観光地づくりへの取り組みが、今進めているところでありますし、何としましてもこの4年間とは言わず、体制づくりは、すぐにも形づくっていききたいと、このように考えているところでございます。

それから身近な村政の中、協働による村づくりについては、この4次総合計画の基本理念にうたっていることは承知をいたしております。ただ、今、議員ご指摘のように、言葉で表現をすることは楽でありますけれども、私はこの理念に基づいて、基本計画実施のために何をするか、どうやって取り組むか、まさにそれには村民と地域と行政、三者による、とにかく協働が何よりも

大事だと思っております。

そういったことから、村民の理解を得る啓発をする、それはもう当然やっていかなければなりませんし、当たり前のことではありますが、それ以上にやはりこのそれぞれの立場の三者が、いかに協働の村づくりに向けて、自分たちが果たす役割をするかという、その自立の意識を高め確認することが、何よりも大事だと思っております。

そういった点では、情報の公開、何よりも大事なことから、ようやくこの自主放送番組ができるということで、それが現に進んでいけると、逐次私は一步一步積み重ねていきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は、答弁を含め1分少々です。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 観光に関しては、私が申し上げたのは、観光局の枠の外のお話をしているんですね。観光局の中でのということではございません。観光局という場所から離れて、村民全体に投げかけて、声を拾って、それを観光局の方へ乗せていくということをいかがかなということで申し上げたんでございます。

あと、協働の村づくりということでございますが、情報公開だけでは進まないのは、もうわかっているのではないかと思います。それは村長が一番ご存じじゃないでしょうか。それよりも、情報公開と一緒に中に入ってきていただく。身近な村政とおっしゃいますが、身近な村政ではないんですね。私たちの村という意識、私たちが村に、村をつくっていくんだということを、やっぱり、例えば大町市なんかの場合は、もう既に動き出しておりますが、他市村のところとかを参考にして研究していただいて、今後に生かしていただけたらありがたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長（下川正剛君） 質問時間が終了いたしました。第2番篠崎久美子議員の一般質問を終結をいたします。

ただいまより2時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

議長（下川正剛君） 再開をいたします。

次に、第1番横田孝穂議員の一般質問を許します。第1番横田孝穂議員。

第1番（横田孝穂君） 1番横田孝穂です。2日連続の一般質問でお疲れだと思いますが、私、8番目の最後の一般質問であります。よろしくお付き合いのほど、お願いいたします。

では、私は3問質問をさせていただきます。初めに1番、コンプライアンス体制確立に向けて（過大課税等について）であります。2番目に、地域の資源を生かした活力のある経済を築くには。3つ目に、行政区未加入世帯解消に向けての取り組みは、であります。

初めに1番、コンプライアンス体制確立に向けて（過大課税等について）。

税金における課税に対して、あってはならない過誤納金が発生し、平成6年より課税した固定資産税の家屋評価に誤りがあり、納税者に2,636万円を超える返納と過納金、ともに820万4,700円もの多額の税金を利息として支出いたしました。一般会計補正予算を議題とし、承認したところではありますが、納税者におかれましては、疑問な点、不満な点が聞こえてまいります。村民の皆様には十分できる説明と、今後の再発防止に向けて求めたいところでもあります。

前回や今回のような事例が数件出るだけでも大変な財政負担となり、今後の運用について次の点について伺います。

1つ、税の過大課税に対する経過説明と、その発生原因はどこにあったのか。

2番目、白馬村村税過誤納金補填金支払要綱（平成20年3月7日告示第8号）の運用と細部について説明を求めます。これは地方税法による過納金返納は、請求できる日から5年を経過すれば、時効により消滅するとあります。また民法上においても時効消滅があり、良識の納税者におかれては理解できない部分が見受けられますので、説明をいただきたい。

3番目、過大課税についての処分及び職員評価制度と、賠償責任はどのように扱うのか。

4、コンプライアンス体制の確立が必要と考えますが、地方自治法、村条例、村規則、倫理等、職員に対してどのような研修がなされてきたのか。

5番、秘密を守る義務・地方公務員法第34条についてであります。先日の過大課税についての報道が、報道前日に知り得た理由はどこにあったのか。

6、今後の再発防止策はどのように進めるお考えか。

以上6点について、所見をお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 横田議員からは、3つの質問事項をいただいております。大変答弁に難しい問題が幾つかございます。可能な限り詳しく説明をさせていただきますけれども、足りないところは、また再質問等をお願いをいたしたいと思っております。

まず最初に、コンプライアンス体制確立に向けてのお尋ねの中、6つの項目に分けてお尋ねをいただいております。順次お答えをさせていただきます。

最初の、税の過大課税に対する経過説明と、その発生原因はというお尋ねであります。この物件は、平成5年に建築をされた鉄骨構造地下1階鉄筋コンクリートづくりの保養所で、平成6年度から課税をしたものでございます。当時、この固定資産税課税のもととなります再建築評価点数が約5万2,000点のところを、約1億5,200万円と見誤って計算し、電算に入力してしまったことが原因でございます。チェックをした、たまたまチェックをした数字が5の隣にあったことから、そのチェックを1と見誤った単純な計算ミスの結果と、こう思っております。

こうした間違いがほかにもないか、再確認をしたところでもありますけれども、過大なものはな

いことは確認をいたしましたけれども、この誤った課税された税額は、21年度までに1,815万4,100円を過徴収していたものでございます。この額に820万4,700円を加算した金額、総額で2,636万円を6月議会補正予算(第2号)でお認めをいただき、このほかに、平成22年度分の過徴収額84万300円とともに返還をさせていただいたものでございます。

2番目の、白馬村村税等過誤納金補填金支払要綱の運用と細部についてでございます。白馬村村税等過誤納金補填金支払要綱の運用は、地方税法の規定により還付できない税相当額がある場合には、村税等過誤納金補てん金で支払うことにより、納税者の不利益を補てんし、行政に対する信頼回復を目的としているものでございます。そうしたことから、納めていただいた納税者には地方税法にのっとりた返還をしたところでございます。

次に、過大課税についての処分及び職員評価制度と賠償責任はどのように扱うかとお尋ねでございます。この誤った事例についての職員への対応、そして賠償責任はとのご質問であります。今、経過等についてはご説明をいたしましたけれども、今回の事象は単純な転記誤りということで、決して悪意を持っての行為とは考えにくいわけでありましてけれども、転記後の再確認や事務を執る上での慎重さに欠けていたことは否めないことだと、このようにとらえております。

そうしたことから、再発防止に向けてのこれからの取り組みは、当然慎重にならざるを得ませんけれども、職員一人一人の日々の行動を評価してというのは、どうもちょっと実態とは違う、職務上の誤りであったと、このように考えております。しかしながら、日々の行動に緊張感を持って取り組む、そうした教育については、これからさらに厳しくしてまいります。また、この事例に対しては、それぞれの置かれた立場で責任をとっていただく処置を講じたところでございます。

次に、損害賠償責任でありますけれども、地方自治法の定めるところによりますと、会計管理者もしくはそれを補助する職員は、故意または重大な過失に生じた損害を賠償しなければならないと規定をされておりますし、また支出負担行為の決定や契約の履行に際して、監理監督責任のある者等に対しても同様としていますが、一方では、求償権の行使の基準等で、国家賠償法上、職員に対して求償権を行使できるのは、故意または重大な過失があった場合とされていることを、繰り返し申し上げておきたいと思っております。こうしたことから、個人へ賠償責任を求める考えは持っていないところでございます。

次に、コンプライアンス体制の確立のため、職員に対してどのような研修がなされているかとお尋ねでございます。毎年新規採用する職員を対象にした新人職員研修は当然でありますけれども、長野県市町村職員研修センターへ各年代、職階別に、また一般行政職員研修、中堅行政職員研修、係長研修、部課長研修のほか、専門の職務としての財務会計事務研修、税務関係研修、人事給与関係研修、業務改善研修、政策法務研修等に、毎年10名以上の参加をさせ、職員の資質向上やコンプライアンスの確立は図っているところでありますが、これを守って現場で生かす

かどうかは、本人の資質と日ごろの取り組み姿勢によるところだと、このように思っております。

そういう点では、職員の倫理規定また財務規則等によった事務処理が的確に行われるための、これからの教育をさらに徹底して進めていきたいと、このように考えております。

5番目の、秘密を守る義務・地方公務員法第34条についてどう考えるかとお尋ねでございます。地方公務員の守秘義務については、地方自治法第34条に、職員が職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後もまた同様にするとあり、職務上の秘密に属する事項等を発表する場合には、任命権者の許可を受けなければならないと規定をされております。

職員がご指摘の件につきましては、報道がどのように情報を得たのか、その辺の事情はわかりかねますが、いわゆる守秘義務の対象や範囲については、法解釈上、大変難しい問題もあるところでありまして、情報公開等プライバシー保護といった相反する要素もときには考えられる中で、守秘等公開の判断が非常に難しいケースがたくさんあるのではなかろうかと判断もされているところでございます。

いずれにいたしましても、こうした判断は、当然、決裁権という序列があることを勘案すれば、責任ある者の判断を仰ぎ、責任ある者が対応するという原則により、対応するような事務処理体制を図ってまいらねばと考えております。

最後に、今後の再発防止対策はどのように進めるかとお尋ねであります。再発防止策は、チェック体制の強化に尽きるわけでありまして、家屋相当の評価額を課長、課税係長がチェック・検算を行い、さらに電算入力後のデータを再度課長・係長が確認する体制で臨み、誤りのない課税体制を構築してまいります。なお、この経過の概要は、広報はくば7月号に掲載をいたしましたので、よろしくお願いをいたします。

以上で、最初のコンプライアンス体制確立に向けての答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。横田議員、質問はありませんか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） ただいま答弁いただきました。特に秘密を守るこの義務であります。当日、報道機関が明日発表されるというようなことで、急遽議員を招集いたしまして書いたわけでございますが、やはりこういうような問題は、上司が発表したとして、その内容がわかるということは、職員の中に情報を気楽に漏らす、その地方公務員法第34条に違反するような考えを持った職員がおられるということは、非常にまずいことでありまして、特にこのことについては、職員の自覚というものを十分認識していかなければならないところであります。

また、今回の過大課税においても、やはり納税者はなかなかそれを納得いかない面もあるわけで、自分たちの税金が、果たして正確になされているかというようなことも、非常に疑問を感じるところであります。今回の非木造の税金にいたしましても、これは地方事務所のチェックをしながらできたわけで、その関係について、地方事務所の方からの税金の課税に対してチェックしたことに対し、今のところそのような例はないというような感じではありますが、やはり地方事

務所を通らないような税金もあるわけでございまして、県税の取得税は、私が知る限り、ちょっと調査しましたところ、建物の新增改築されたとき、新築及び増改築面積は50平方メートルから240平方メートルまでの評価額から、基礎工事を1,200万掛ける3%が県税を納める額になりますが、1,200万を超えない以下のものは、白馬村の確認申請による評価によって行われるわけでございまして、それに対しては確認は非常にできないわけで、そのときの当時の職員がどのような方法で評価したのかということも、村民としては疑問を持たれるわけでございます。そのようなこともございまして、役場税務課のみのデータで、果たして確実な検証ができるかということをご心配することです。

以前、納税者の中に、七、八年前、過納金があり、その後毎年約2万円が安くなったが、過納分請求したが断られたとの事例も聞いております。あるお父さんが、十七、八年ほど税金を掛けておったんですが、どうも家の税金が多いんじゃないかと、このようなことで役場へ問い合わせし、調査、役場の職員が家に来たようでございますが、そのときやはり調べてみましたところ、確かに面積がオーバーになっておりまして、それから後は、1年間の掛金が2万円安くなったというような事例も聞いております。

これに対して、職員の対応は、それは時効であるから請求されては無理だよというようなことで、その場を返したようでございますが、やはり時効に対する5年以内の知識が、税務課に果たしてあったのかどうかという、今回も過誤納金の条例もありまして、それを対応するのが本来の姿であると思いますが、この条例は白馬村でつくったものでありまして、それを対応しているわけでございますが、この点につきまして、村長でなく、担当課長の見解をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） まず、家屋評価の仕組みでありますけれども、家屋評価につきましては、木造の建物については、村の職員がすべて行っているということ。それから非木造につきましては、一定の面積を超えるものにつきましては、地方事務所の方でやっていると。

この当時は、大町にあります北安曇地方事務所に職員がおりましたが、現在では、県の統合関係によりまして、松本地方事務所の方で白馬村の物件については担当していただいているという状況でございます。

これは不動産取得税の計算、評価のもとになるものと、それから固定資産税の評価のもとになるものと、同じ計算式で同じ方法で出すということでもありますので、評価の物件を分担してやっているということでございまして、毎年、県と市町村とで一緒になって研修を行っていて、目合わせも行っているという状況でございます。

それから、課税の誤りに関することですけれども、具体的に相談していただければ、調査をさせていただきたいと思っております。ただ、補てんの要綱でありますけれども、これの告示の日

よりも前のものについては対象にならないということでございますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） ただいま告示の20年3月7日以前のものに対しては、対象にならないということのようでございますが、私の申し上げたのは、七、八年前の話でございますが、この20年3月7日には対象に入ってまいりませんが、やはり職員の皆様は、ぜひともこのことについて十分に研修していただきまして、村民に疑惑を持たれないような対処をしていただきたいと、こんなふうに思うところでございます。

それから、村長の方から職員人事評価についてお答えありましたが、やはり国家公務員、あるいは民間会社におきまして、この人事評価制度というものは導入されておまして、早く言えば職員の昇給の問題、昇給、ベースアップの問題であります。3人の職員を下げ、2人を上げるというような、極端に言えばそういう人事評価制度でございますが、職員人事評価については、私の記憶の中では、平成18年の12月の議会において、村長はこんなことを言っておられた記憶があります。

人事院勧告でも、給与構造の見直しとして、職務、職責に応じた給与体制を図ることが折り込まれており、人事評価制度の導入に向けて、平成22年度までに新たな制度により任用を行い、段階的に改善を図るようになっていくというような答弁が、私の記憶にございますが、村長、その後の職員人事評価制度について、どの程度の進展があるのかをご回答願いたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。今、横田議員ご指摘のとおり、22年度までには何とか方向を出したいということで答弁をいたしました。横田議員にもお話をした間もなくだと思いますが、人事評価制度の導入に向けての研修をいたし、おおむねその制度の理解はしてくれたものと、このように思っております。

私も民間の出で、この評価を実際やってきましたけれども、民間でさえ大変難しかったというのが実情でございます。手をつけてから結果を出すまでに、4年から5年かかってきたのも事実でございます。そんな同じ気持ちで、職員にも話をし、何とか実現にと取り組んでいるところでございますが、これは民間、そして行政を問わず、一番難しいのは、やはり人が人を評価するところであり、仮に私が特別職を評価する、それは私以下、今の白馬村で言いますと2名、3名のことであります。容易に私の主観ばかりではなく、客観的に判断もできると思っておりますが、九十数名の職員がおります。その職員の評価の仕方が一番難しいことであり、その評価を間違えると、職員一人一人のやる気をそぐことになる、モチベーションを下げってしまうことになってしまいます。

そうしたことが、今一番ネックになっておりますけれども、私も昨日の答弁の中にも、たしか

答えたつもりでありますけれども、通常の課長会議ではなくて、とにかくこうしたことに的を絞った課長会議等も開催をしながら、やはり適正な評価がされるような、そしてできるようなシステムの構築を図っていきたいと、このように考えて取り組みを進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横田孝穂議員。

第1番（横田孝穂君） 今、村長から職員人事評価制度についてご答弁がございましたが、今、国家公務員の中で人事評価がなされているのは、上司が職員を評価し、また職員が上司を評価するというのが、今、国で行われている人事評価制度でありますので、村長がみんな下部の職員を評価するという方程式じゃございませんので、この人事評価制度というものは、今後続けていかなければいけない問題でありますし、前回、今回のような職員の処分におかれましても、それに対応するために職員履歴というか、そういう賞罰があった者に対しては、常に今からそういうものを記録しておかないと、この職員評価制度に間に合わないこともありますので、今後そのような取り組みを今から進めていただきたいと思いますところでございます。

次に、コンプライアンス体制であります。地方自治法、村条例、村規則、倫理等、忠実に守っておれば、私が申し上げたような問題が起こるべきものではないはずであります。それには、コンプライアンス体制の確立が全庁体制の必須の条件であり、マニュアル等を作成し、職員一人一人が携帯するような心構えが必要かと思うところであります。また、白馬村職員研修基本方針というようなものが現在あるのでしょうか。村長にお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 職員の研修計画につきましては、先ほど村長細かく申し上げましたけれども、それに基づいての計画は策定されております。

それから先ほど、職員一人一人が条例なり規則がというお話しありましたけれども、今の職員がパソコン、それぞれ持っておりまして、その中で、村の条例、あるいは規則が自由に検索できますので、日々目を通すことが可能であります。そういった機能をいかに使っていくかということが大切でありますので、そういった指導は、これからも重ねていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） それでは、2番、地域の資源を生かした活力のある経済を築くにはであります。

地域の資源を生かした活力のある経済を築くという施策は、ガット・ウルグアイ・ラウンド以降の随分前から行われてきておりますが、特に観光を結びつけて、日本各地で行われてきております。地域の宝の活用の1つとして、次のような点についてお尋ねいたします。

また、農業についてもさまざまな事業が、特に農水省において、平成19年より品目横断的経

営安定対策を実施し、安定した持続可能な経営を育成し、集落においても農業者以外の住民との協働の取り組みが農地・水・環境保全向上対策であり、政策として行われております。地域の実施方法についても、次のとおりお尋ねいたします。

1 つに、地域の宝と資源を生かした活力のある経済を築くには。

2 つ目、現在、白馬村において商標登録等はどのようになっていますか。

3 番目、商標登録等をこの重点施策として位置づけていく必要があると考えますが、県外において、白馬に関係するものが使用・利用されていること、ご存じであるでしょうか。

4 番、農地・水・環境保全向上対策に専門的担当課の設置と、地区担当職員の活用ができないものか。

以上、4 点について所見をお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 地域の資源を生かした活力のある経済を築くにはという表題で、ご質問をいただいております。順次お答えをさせていただきます。

1 つ目の、地域の宝と資源を生かした活力のある経済を築くにはというお尋ねにつきましては、白馬村第 4 次総合計画でもうたっていますが、豊かな自然や、心和む美しい田園風景が広がり、これらを村ごと自然公園と唱えております。村内に広がる緑豊かな農地、山岳、里山、歴史、文化、スポーツ等、保存や整備を進めながら、この資源の有効活用と、人材の活用を図ってまいることとしています。このことは、表現は違っても、白馬村の観光の活性化に直結することであり、常に字句の表現は違っても、この今、横田議員言われることを十分に承知しながら、その活用を図っているところであります。

白馬村は、自然環境と地理的条件、観光立村としての歴史と経験を持っております。5 月に開催した観光局定時総会の際に、第 7 期事業計画でも触れておりますが、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、自分たちの必要なものに重点的にお金をかけるという個人の価値観、いわゆる時代に対応できる観光が一層進むことが予想されておりますので、ご指摘の商品特性、そして商品の付加価値を持たせた観光立村を築いていく、大きな材料と資源となっておりますので、言われるまでもなく、そのご趣旨を尊重しながら取り組みをしてまいりたいと思っております。

それから 2 番目、3 番目、商標登録についてのお尋ねでございます。一括お答えをさせていただきます。

現在、白馬村または観光局で商標登録をしておりますのは 4 件でございます。具体的には、村では白馬憧憬、花三昧、白馬マイスター。観光局では白馬セレクトであります。近々商工会では、白馬ガレットを商標登録すると聞いております。また、白馬または Hakuba という文字が含まれている商標登録件数は、把握している範囲では 1 2 0 件を超えております。商標登録を重点施策として位置づけていく必要性に関しましては、商品化等を進めていく上で必要に応じて進めてま

いりたいと考えておりますが、またそれなりに難しさもあるというふうにお聞きもしているところでございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

次の、農地・水・環境保全向上対策に専門的担当課の設置と、地区担当の職員を活用できないかというお尋ねであります。

この事業は、農林水産省が全国的にも集落で高齢化や混住化が進行して、農地や農業用水の保全管理が難しくなっていることから、地域の共同活動や営農活動に対する支援を目的に、平成19年度から実施をし、3年目を迎えているところでございます。

今、村内では内山、堀之内、飯田、飯森、森上、青鬼の6地区が交付金を、そのための交付金を活用しながら、農地等の保全対策を行っているところでございます。この交付金は、村を経由せずに直接団体に交付される流れで、村はこの事業が適正かつ効果的にできるよう指導、助言を行ったり、交付申請に関する事務のサポートをしております。交付金をいただくための事務量や煩雑さもあることとは思いますが、専門的担当課の設置や地区担当職員が事務にかかわるまでは、現在考えておりません。横田議員も経験をされた経験地で、大変なご苦勞を味わった上での経験則による発言だと思いますが、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

地域において、一人にその業務を担わせるのではなくて、業務を分け合いながら地域に役立つ事業として体制を整えていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で答弁を終わりといたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） 答弁いただきました。それでは2番目の再質問をさせていただきます。

商標登録についてもご答弁いただきましたが、商標登録でございますが、村長はご存じかどうか、ちょっとわからないわけでございますが、実はこの愛知県で爆発的にコシヒカリが、富山県産、黒部市のコシヒカリが販売なされておりますが、それはよいとして、富山県のこのコシヒカリの黒部の米として、この正面表に白馬三山の写真といたしますか、これを載って富山の米が白馬三山をキャッチフレーズに載って、恐ろしい商標登録がされておるわけでございます、白馬村の財産が失われるというようなことで、大変私も心配しているところでございます。

このことは、愛知県の県内一帯においてスーパーであります、富山黒部のコシヒカリと称してお米の販売が行われ、大変人気で爆発的に売れているとお話でございます。米袋の表に、この白馬村から見た夏の白馬三山、写真つきの絵柄が採用しておるわけでございます。

この米を見ていただければよくわかりますが、富山県からはこの雄大な白馬三山が見えないわけで、地域の資源、財産がいとも簡単に採用されることは非常に残念であります。既にこの米袋においては商品登録がなされ、登録番号5074774として、名古屋市中村区名駅南2丁目2番24号で登録がなされております。

商品登録は、先に商品登録しておかないと、他人の登録商標によって商標が使用できなくなり、

差し止め請求や損害賠償請求を受けるわけで、自分のものが他人のものになる、考えられないこととあります。白馬村といたしましても早急に調査し、相手側に強く抗議するくらいは必要かと思えます。

先人から受け継いだ観光資源、財産を守り、活力のある財産を築くためには、村民の英知を結集し、このような商標登録の諸問題に、白馬村としても、より一層取り組む必要があろうかと思いますが、再度村長のご所見をお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今、横田議員が新聞を。

第1番（横田孝穂君） これは実物でございます。

村長（太田紘熙君） 袋、袋ですね。はい。お見せいただきましたけれども、それが商標登録として認められているということになれば、ちょっと私も不思議な気がいたしますけれども、実は観光局でも、幾つかの商標登録をしたいということで、特許庁の方へ問い合わせをした経過があるようであります。

その中で聞いているのに、具体的に語句を限定する、1つ例でいきますと、白馬という、実は私どもも白馬という名をほかに使ってもらいたくないということから、白馬という名前を商標登録したらどうかというのが1つございました。

そうしたら、その白馬だけでは、もう商標登録はできないというようなことで、先ほどの答弁の中で、前向きに取り組みたいけれども、手続上難しいこともあるようだと言ったのは、そのこととありますけれども、今、具体的にそうしたものをお見せいただきましたので、また再確認をちょっとさせていただきたいと思えます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。横田議員の持ち時間は、答弁を含めてあと19分少々であります。質問はありませんか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） それでは、農地・水の関係について再質問させていただきます。ちょっと早口になりますが、よろしく願いいたします。

農地・水・環境保全向上対策に対し、行政刷新会議、事業仕分けが昨年11月27日に行われ、小規模農家に配慮した補助金に対し検討がなされ、農林水産省においては、5年間はこのような形で進めていく方向で、今後においても、今がなければ先がないとの説明があったわけでありま。安定した持続可能な経営を育成し、荒廃農地対策解消を含め、また農業者以外の住民との協働の取り組みが必要と認められ、国・県においても75%の支援費制度も引き続き確認されました。

お隣の松川村においては、この農地・水・環境対策対象面積は526ヘクタール、526町歩でございます。加入団体数は10団体でありまして、全体の44.8%に及んでおります。先ほども村長の答弁がありましたが、白馬村においては全農地面積は760ヘクタールでございます。

この対象面積は現在65ヘクタール、全面積のわずか8.5%になりますが、今後の取り組みが必要かと考えます。

それと次に、どの集落におかれましても、このような活動は、毎年、区長中心に活動がなされております。地域におけるリーダーが一番の悩みの種でございます。リーダーの研修は当然必要でございますが、事業の取り組みや、年間の事業報告は専門的な知識が必要であり、そのような理由もあり、地区においては、なかなか手が挙がらないのが今の現状であります。

先ほども申しましたが、担当職員も非常に難しいということでございますが、何らかの方法を持ちながら、支援をしていただきたいというような感じでございますので、再度、村長として、どのようなお考えかをお聞きしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） 具体的に、それでは私の方から、ただいまの質問について幾つかお答えをいたします。

松川村の例も横田議員からいただきました。加えて大北管内の状況をあえて申し上げますと、大北管内では、大体、農地に対するこの農地・水・環境に取り組んでいるのは、14.4%というふうにお聞きをしております。白馬村では8.5%ということでございますので、まだまだこの交付金制度の活用が生かされていなかったかなというふうに思っております。

この交付金制度は、平成19年度からスタートいたしまして、5カ年計画で進んでおります。したがって、平成23年度で第1期のこの制度が完了するということであり、横田議員が先ほど申し上げたのは、平成24年度以降の小規模の集落を農地として支えていくためには、さらなるこういった支援が必要であるという方向性が出ているということで、お話がされたかというふうにお聞き受けをいたしました。

まだ、24年度以降の具体的な国の方針は、私どもには伝わっておりませんが、第1期のこの状況を見たときに、松川村はかなり積極的に取り組んだという部分がございます。私どもは、当時農家組合長さんや区長さん方にも、こういった制度をお伝えをしながら、手挙げ方式をとらせていただきましたけれども、24年度以降の取り組みにつきましては、もう少しこの制度をそれぞれの地域で生かしていただくための、きちっとした説明をして、理解を得た中で、こういった交付金として活用ができるのか、交付金をいただくには、どれだけの事務量等もあるのか、それを含めて地域で支えていくような仕組みをつくっていただきたい、そんなあたりから、来年度から話を進めてまいりたいなと思っております。

2点目の研修ということでもありますけれども、確かにこういった部分をやるには、当役では大変かと思えますし、横田議員におかれましても、この5年間のうち3年間、既にみずから協議会長として、この手続に携わっているというご苦勞もお聞きをしております。したがって、一人の人にしわ寄せがいくというようなところをなるべく回避するために、地域でもリーダーをつくっ

ていただきたい。それは村の思いも一緒でございます。

国におきましても、こういったリーダーを育成するための専門研修の仕組みもあるというふう
に聞いております。また、そういったための交付金もいただけるという仕組みも聞いております
ので、今後はこういった地域への交付金のほかに、事務費的にいただく交付金を活用しつつ、
リーダー育成に努めるためのお金に充てながら、地域の人たちのリーダーを育てるべき旅費等に
充てていくような施策を、来年度展開をしまいたします。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。横田議員、答弁まで含めて13分少々であります。質
問はありますか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） ただいま課長の方から説明いただきました。やはりこの農地・水・環境の
補助金というものは、国・県で75%の補助金が出るわけで、白馬村では25%出していればよ
いという、250円出せば、750円は国・県で来るという、大変有利な補助金事業でございま
す。この観光産業は、国の支援はなかなか難しく、投資してもなかなか結果が見えない、見えて
こない観光産業が、この白馬村の観光でございしますが、白馬村のような財源のない村は、直接
国・県の支援のあるものから早急に取り組むのが、行政の務めであると感じるところでございま
す。

それでは、3番目の質問に移らせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

3番、行政区未加入世帯解消に向けての取り組みは。

村長は1期目就任以来、住民との協働をうたってまいりましたが、その最低の条件となる行政
区加入率向上にかける秘策は打ち出せないままになっておりますが、行政区を取りまとめている
区長さん初めとする地区役員、皆大変なご苦労を続けております。2期目に向けての方策を伺い、
次の点について伺います。

1つに、白馬村世帯数3,632世帯に対し、行政区加入率は現在のところどのようになっ
ておりますか、お伺いします。

2番、加入率向上に向けて、全く進展が見られないが、今後どのように取り組まれるのか。ま
た、条例等の制定のお考えはありますか。

3番目に、全世帯加入まで、加入世帯と未加入世帯における税外負担の不公平、特に共同募金、
社協、スキー選手育成会、体育協会負担金、砂防工事促進期成同盟会負担金、緑の募金、各地区
子ども育成会負担金等、さまざまな負担金を今後どのように取り組まれるのかをお伺いいたしま
す。

以上3点について、所見をお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 行政区未加入世帯解消に向けての取り組みについてのお尋ねであります。

申し上げたいことはいろいろありますけれども、また長くなるというおしかりをいただきます

ので、ごくごく簡単に申し上げさせていただきますけれども、今の加入率は、大体80%前後で推移しているというふうに想定をしております。この加入、未加入については、それぞれの地区の区長さんのお力をお借りしないと、正確な把握はできない状況になっております。

私が村長に就任以来、何としてもこの行政区の未加入世帯、あるいは加入自治区の確立、これが協働の村づくりにはもう不可欠だということを訴えて、取り組みを始めたところでもありますけれども、ごみ処理問題を初め、この自治区設立の会議が持てるような状況ではなかったことも、ぜひご理解をいただきたいと思います。この4年の中で、何としてもこの自治区の設立と未加入解消に向けての取り組みをしていきたいと、このように思います。

というのも、先ほど篠崎議員にも答弁申し上げましたけれども、住民と自治区と行政、三者が自立をして、情報を共有しながら、村づくりを進めていくということが、何にも増してこの身近な村政の創出、そして協働による村づくりには必要不可欠であります。

そうしたことから、非常にこの4年間を振り返ってみて、残念に思うわけでもありますけれども、先ほど篠崎議員の方から、情報提供については、今まで十分できているのではないかと。もっと新しいことを期待をしているというふうに言われましたけれども、ほかのことを進めるに当たっても、このことが解決されないと、今、議員ご指摘の税外負担の問題、権利の主張と義務の問題、いろいろな問題は、この基本的なことが解消され、それぞれの立場で村づくりへの理解がないと、協働による村づくりはできないと、このように思っております。

そういう点から、今、横田議員が言われたことは、まさしくそのとおりであります。それぞれの地区の皆さんのお力を借りながら、そしてまた私もこの4年間、役員懇談会とは別に29地区、本当に私と地区の皆さんといろいろな要望を、そして意見交換をしたいということでやってまいりましたけれども、集まっていただけなのは、いつも同じメンバーの方々だけでありました。

本年度は少し趣向を変えて、若い人、そして女性にも集まっていただくような住民懇談会を、何とか実施をしていきたいと、こんなふうにも考えておりますので、議員各位にもぜひともご協力をいただければとお願い申し上げまして、答弁を終わらせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） 行政区未加入世帯解消に向けての答弁をいただきました。それでは再質問させていただきます。

白馬村行政区集落29集落の中には、わずか6世帯でも行政区をつくり、先祖から受け継いだ資源、財産を守り、地域を守り、行政に協力されている集落もあれば、また、区に入らなくても済むから白馬に移住したのだとする声が、未加入者の住民の間にあることは、大変疑問を感じているところでございます。住んでいる地域に常に関心を持っていただきたいものであります。

参考までに、私の住んでおります集落森上においては、世帯の分離が多少あるにしても、現在176世帯でございます。それから区へ加入している世帯は79世帯で、加入率はわずか45%

でございます。約70世帯が100世帯を支える限界集落と言われても過言ではありません。

行政区未加入世帯解消は緊急の課題であります。このような集落支援には、村長はどのような支援をしていくのかということもお聞きしたいわけでございますが、時間もございませんので、続きまして、含めまして再質問します。

また、集落においては、公共事業に当たっては、松川を境に、村の事業に対し15%の負担金、公民館の維持管理、未加入者に対する子どもさん等の問題や、防犯灯の維持管理、特に消防団に対する地区負担金は、一集落でも40万から50万、大きい集落においては100万を超える。さまざまではありますが膨大な負担がありますので、未加入者解消まで、当面、行政として、未加入の方より何らかの方法で金銭的な支援を求めたらと考えるところであります。

例えば未加入世帯に、上下水道料金の基本料に地区支援料となるものを加算し、地区支援金としたらと提案をいたしたいところでございますが、未加入者の問題と、私の申し上げた地区支援金のような提案に対しまして、村長のお考えを聞きたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 村長の答弁をいただくわけでございますが、通告をしてございませぬが、村長、答弁できる範囲でお願いをしたいと思っております。太田村長。

村長（太田紘熙君） 未加入世帯の解消に向けては、法的に強制できないという大きな問題があります。あくまでこれはお願ひと、やはりこの地域でお互いに支え合い、助け合って生きていかなければいけないという、その事実をいかに理解をしてもらうか。理解のための啓蒙、啓発をいかにしていくか。それは行政ばかりの責任とすることではなくて、地域、お隣、それぞれがやはりそういう気持ちにさせていく努力が何より大事ではなからうかと、こんなことを思っておりますし、まさに、繰り返しになりますけれども、協働の村づくりに、この精神、またこの気持ちがなければ協働の村づくりはできないわけであります。これは協働の村づくりに、絶対譲れない線だというふうに私は確信をしております。

それだけに、法的に制約をされている難しいこともありますので、くどいようですが、自治体だけ、行政だけに任せていて、この問題は解決つくものではないということでございます。

そうした観点では、地域の皆さん、ここで本当に土着の皆さん方からも、そうした自分たちの声を出していただくことが大事ではなからうかと、このように思っております。

そしてまた、横田議員の方から解消対策の1つとして、上下水道料におんぶをさせ、その名前はともかくとして、地区支援金というような名目で集めたらどうかと。これについても、法的に強制力も何もないわけであります。ただ、この人たちがこういう形で理解をしていただければ、それはそれで成り立つものと思っておりますが、何とか税外負担も含めて、地区の皆さんとともに生きるという形を、ご自身自身が認識をいただく、結果としては自助の精神の高揚を図ることが大事だと、こんなふうに考えております。

行政としては、これから未加入世帯についての加盟、加入促進、そして自治区の確立に向けて

は、もう既に会議を2回ほど持ってもおります。引き続きこの会を開催をしながら、理解を得る努力をしてまいりたいと、このように思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。横田議員、答弁まで含めて1分プラスでございますが、質問ありますか。

第1番（横田孝穂君） 質問に対して、また答弁に対して、なかなか私の質問の中で、時間的な制約がございまして、細かく再質問をとろうと思いましたが、こんな程度でございますが、最後に私は申し上げたいことは、多くの村民が白馬の住民になっていただきたいことを願うわけでございますが、住民基本台帳法第22条によれば、転入した日から14日以内に、その市町村に届けなければならないとなっております。一人でも多くの村民であることを願って、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（下川正剛君） 質問時間が終了をいたしました。第1番横田孝穂議員の一般質問を終結をいたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結をいたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日から9月の21日までの間を休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり各委員会等を行い、9月22日午前10時より本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、明日から9月の21日までの間を休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり各委員会等を行い、9月22日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時16分

平成22年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成22年9月22日（水）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

平成22年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成22年9月22日（水）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 3 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第46号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改定する条例について
- 日程第 5 発委第 2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書
- 日程第 6 発委第 3号 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書
- 日程第 7 発委第 4号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年の早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書
- 日程第 8 発委第 5号 私立高校への公費助成に関する意見書
- 日程第 9 発委第 6号 私立高校への公費助成に関する意見書
- 日程第10 発委第 7号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書
- 日程第11 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

平成22年第3回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成22年9月22日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横 田 孝 穂	第8番	田 中 榮 一
第2番	篠 崎 久美子	第10番	渡 辺 俊 夫
第3番	太 田 伸 子	第11番	高 橋 賢 一
第5番	太 田 修	第12番	小 林 英 雄
第6番	松 沢 貞 一	第13番	太 谷 正 治
第7番	柏 原 良 章	第14番	下 川 正 剛

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福 島 総 一 郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	松 澤 衛
観 光 農 政 課 長	篠 崎 孔 一	建 設 水 道 課 長	倉 科 宜 秀
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	山 岸 俊 幸		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

- 1) 常任委員長報告並びに議案の採決
- 2) 決算特別委員長報告並びに議案の採決
- 3) 追加議案審議

同意第 3号（村長提出同意）説明、採決

議案第46号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第2号から発委第6号（総務社会委員長提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第7号（産業経済委員長提出議案）説明、質疑、討論、採決

- 3) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 4) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 同意第 3号 教育委員会委員の任命について

2. 議案第46号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

9. 地方自治法第99条の規定により委員長から提出された議案は次のとおりである。

1. 発委第 2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書
2. 発委第 3号 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書
3. 発委第 4号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年の早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書
4. 発委第 5号 私立高校への公費助成に関する意見書
5. 発委第 6号 私立高校への公費助成に関する意見書
6. 発委第 7号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成22年第3回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりであります。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（下川正剛君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査の結果の報告を求めます。

お諮りをいたします。議案第41号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、分割審査をさせていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、常任委員長報告の終了後に、討論、採決を行うことに決定をいたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第6番松沢貞一総務社会委員長。

総務社会委員長（松沢貞一君） 本定例会において総務社会委員会に付託されました議案4件、請願2件、陳情1件につきまして、審査の概要及び結果をご報告いたします。

まず、議案第39号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定についてでございます。

これは、平成22年1月の第1回臨時議会で承認された白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例に基づき、ケーブルテレビ白馬の施設の管理を行う者の指定をするものでございます。

1番として、公、「おおやけ」ですけれども、公の施設の名称、ケーブルテレビ白馬。

2、指定管理者となる団体の所在及び名称、安曇野市穂高有明7398番地61、株式会社エーアイシーコミュニケーションズ。

3、指定の期間、平成22年10月1日から平成27年3月31日までというものでございます。

まず、選定経過及び結果の説明がございました。

①、審査委員会関係、9回開催。検討委員会関係、2回開催。

②、応募状況、応募者は株式会社エーアイシーコミュニケーションズ、安曇野市、株式会社マ

ウント、長野市の2法人。

③、審査基準、第1審査基準を満たしている者は第2審査基準による審査、採点を行い、第2審査における総合評点結果の最上位者を指定管理者の候補者として選定する。

④、選定結果、株式会社エーアイシーコミュニケーションズ。

⑤、選定理由、審査委員会委員10名による総合評点結果。株式会社エーアイシーコミュニケーションズ、112.8点。株式会社マウント、107.0点。

参考として、検討委員会6名による総合評点結果。株式会社エーアイシーコミュニケーションズ、115点。株式会社マウント、85点。

審査委員会委員の平均総合評点結果及び審査委員10名中6名の審査委員が、株式会社エーアイシーコミュニケーションズの総合評点を高く評価したことから、平均総合評点結果の上位者を指定管理者の候補者としたというものでございます。

質疑におきまして、①、指定期間が平成22年10月1日から平成23年3月31日までの4年6カ月間となっているが、万一、途中で問題等が起きた場合はどう対応するのかという質問があり、行政側より、指定管理者とまず4年6カ月の基本協定書を取り交わす。その基本協定書に基づき、さらに各年度において協定を取り交わすことになる。したがって、万一問題が生じた場合は、その基本協定書に基づいて手続をとることになるという答弁がございました。

2番、株式会社エーアイシーコミュニケーションズは何人で運営しているかという質問があり、行政側より、指定管理者の総責任者が1名、業務主任が1名、その下に総務と管理のグループ、放送製作グループ、営業グループがある。将来的には総務管理グループ1名、放送製作グループ3名、営業と技術グループで2名の体制にしたいという答弁がございました。

3番、審査項目によっては僅差のものもあり審査は大変だったと思うが、どのように審査したのかという質問があり、行政側より、4つの審査項目に対し文書で提案してもらい、それに基づいて各社別々にヒヤリングを行い、委員おのおのが個別に点数をつけ、それを総合した結果であるという答弁がございました。

4、契約金額はどのくらいかという質問があり、行政側より、現在施設整備を行っている途中で、概算金額しかとらえることができない。施設整備が終わってから詳細な維持管理費用などが決まってくるので、その上で指定管理者と話を決めていくことになる。なお、来年以降は利用料の徴収は指定管理者が行い、原則としてその金額の中で運営をしていくことになるという答弁がありました。

⑤、指定管理者は全く新しい会社で実績は未知数なところがあるので、実際に運営していく中できちんと精査していくことが重要であるという意見がございました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第41号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第3号）についてでございます。これは歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,754万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億430万円とするというものでございます。

総務課関係では、主なものは1番、2款1項2目財産管理費を1,036万3,000円増額するもの。これは緊急雇用創出事業委託料993万2,000円の増額で、所有土地のデータベース化による台帳整理の委託料で、県の緊急雇用創出事業補助金によるものでございます。

2、8款1項1目非常備消防費を200万4,000円増額するものでございます。これは県ポンプ操法大会出場に伴う訓練出動手当、食料費でございます。

3、8款1項4目防災費を153万1,000円増額するもの、これは旧地域防災無線800メガヘルツの撤去工事費用150万円でございます。

質疑において、1、消防費は昨年も出ているかという質問があり、行政側より、昨年も9月議会で補正を行った。昨年は県大会出場は1分団だったが、今年は2分団が出場したため増額となったという答弁がございました。

2、地域防災無線撤去工事についての質問があり、行政側より、800メガヘルツ帯は旧来の無線機で、現在ほとんど使用しないため廃止するものである。来年免許更新となるが、更新した後に廃止すると更新費用16万円ほどがむだになるため、その前に撤去するものである。なお、これは消防の無線とは別のものであるという答弁がございました。

続きまして、住民福祉課関係でございますが、主なものは、1、3款1項3目の障害者福祉費を33万5,000円増額するものでございます。これは要約筆記奉仕員研修事業委託料で、スキルアップのための研修費でございます。

2、3款2項2目子育て支援費を85万9,000円増額するものでございます。これは子ども手当事務取扱に対する臨時職員の賃金等でございます。

3、3款3項1目年金総務費を226万8,000円増額するものでございます。これは人事異動に伴う給料手当等でございます。

質疑におきまして、要約筆記の研修事業についての質問があり、行政側より、障害者自立支援法の中で耳の不自由な方に対しては要約筆記という制度があり、近隣では白馬村が最初に取り組んだ。現在スクラム・ネットという障がい者の関係の総合的な相談をする事務所が大町社会福祉協議会の中にあり、広域として要約筆記の初心者養成を行っている。リーダー的立場の白馬村では、もっとスキルアップを図る必要があり、実施するものであるという答弁がございました。

続きまして、教育委員会関係でございますが、主なものは、1、2款7項2目施設管理費を33万6,000円増額するものでございます。これは白馬ジャンプ競技場維持管理事業で、バンクーバーオリンピック出場選手のパネルの制作費でございます。

2、9款2項1目学校管理費を95万8,000円増額するものでございます。これは南小の

トイレ修繕費 37 万円、北小の F F のストーブの交換 58 万 8,000 円などでございます。

3、9 款 5 項 1 目保健体育総務費を 221 万 8,000 円減額するものでございます。これは人事異動による人件費の減額でございます。

質疑におきまして、スノーハープ維持管理事業についての質問があり、行政側より、委託から雇用に変えたため、64 万円について委託料から賃金に組みかえたものであるという説明がありました。

続きまして、環境課関係でございますが、主なものは、1、4 款 1 項 1 目環境衛生費を 38 万 5,000 円増額するものでございます。これは北アルプス広域連合負担金 24 万 4,000 円と、公衆トイレ管理費 14 万 1,000 円の増額でございます。

2、4 款 2 項 1 目塵芥処理費を 19 万 9,000 円減額するものでございます。これは白馬山麓施設組合議会負担金の 63 万 2,000 円の減額と、生ごみ処理機購入補助金 40 万円の増額でございます。

3、4 款 2 項 2 目し尿処理費を 41 万 3,000 円増額するものでございます。これは白馬山麓環境施設組合への負担金の増額でございます。

質疑は特にありませんでした。

以上、議案第 41 号につきまして、総務課、住民福祉課、教育委員会、環境課のそれぞれの所管事項の質疑が終了後、それぞれ採決をいたしました。そのいずれも委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 42 号 平成 22 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

これは、歳入歳出予算の総額に変更はないというものでございます。1 款 1 項 1 目一般管理費の中で一般職給料を 100 万円減額し、職員手当を 40 万円減額し、臨時職員賃金を 140 万円増額するものでございます。これは育児休業に入る職員にかわり臨時職員を雇うための変更でございます。

質疑は特になく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 43 号 平成 22 年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

これは、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64 万 6,000 円とするものでございます。

これは 3 款 1 項 1 目支払基金返納金を 11 万 2,000 円増額、3 款 1 項 1 目国庫支出金返納金を 3 万 4,000 円増額するものでございます。これは平成 21 年度支払基金交付金及び国庫負担金の精算にかかる返納金でございます。

質疑は特になく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願についてでございます。

平成22年7月28日受理、提出者は長野県教職員組合大北支部白馬単組代表でございます。

請願事項は、平成23年度予算編成につき、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

1、国の責務である教育水準の最低保証を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

2、国庫負担金から既に除外した教材費、旅費、共済費、退職手当、児童手当などを復元することというものでございます。

質疑におきまして、共済費、退職手当が入っているが問題はないかという質問があり、行政側より、本来、国が負担すべきものであり、国の仕事であるという答弁がございました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第2号 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願についてでございます。

平成22年7月28日受理、提出者は長野県教職員組合大北支部白馬単組代表でございます。

請願事項は、平成23年度国の予算編成につき、どの子にも行き届いた教育をするために30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたいというものでございます。

質疑は特になく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第3号 私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情についてでございます。

これは、平成22年8月2日受理、提出者は中信地区私学助成推進協議会会長でございます。

陳情の要旨は、今年度、高校無償化政策が実施されたが、授業料無償化は公立高校におけるものであり、私立高校は就学支援金として授業料の一定程度を補てんするに過ぎず、加えて施設維持費、教育充実費等の学納金が依然として残ることから、保護者には相当の経済的負担が残されたままとなっている。

そこで、1、私立高校に通う生徒の保護者負担を軽減するため、補助金を継続いただくとともに、増額についてご検討をお願いいたします。

2、国・県に対して私学助成の大幅増額のための意見書を上げてくださいというものでございます。

質疑におきまして、1、提出された意見書（例）によると、国向けのものとは県向けのものがある。国向けには大幅な学納金の補助を行うこととあり、県向けには大幅な授業料軽減補助を行うこととある。学校に納めるお金は総称して学納金というのかという質問があり、行政側より、この意見書の学納金というのは施設維持費や教育充実費のことで、授業料とは別の意味で使用されているという答弁がございました。

2番、公立高校は授業料無償化で私立高校は就学支援金が助成されるが、親の所得によってその金額が変わるのかという質問があり、行政側より、最低11万8,000円で、所得が低い場合、年収250万円未満の生徒と世帯については、その倍額の23万6,000円まで助成される。国がその生徒の在籍する高校に支払うが、授業料がそれ以上高い場合、差額は親の負担となるという答弁がございました。

3、行政側で何か問題はあるかという質問があり、行政側より、平成22年4月の大北の教育長会議において、今年度私立高校に対して最低11万8,000円の就学支援金制度ができたことから、各市町村とも今までの年間1万5,000円の補助金は廃止する方向で意見統一をし、6月の定例議会において承認された。したがって、白馬村においても補助金は廃止されたという答弁がございました。

4、村の負担を増やすことはできないが、国・県に対しては増額を要望してもいいのではないかと。

5、私立高校に通う生徒が増えている、公立でも私立でも高校になると教育費の負担が重い。不採択にする理由はないという意見がございました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務社会委員会に付託されたもののご報告といたします。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結をいたします。

議案第39号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。議案第39号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第42号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。議案第42号 白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第43号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。議案第43号 平成22年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

請願第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、請願第1号は採択とすることに決定をいたしました。

請願第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。請願第2号 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願の件は、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、請願第2号は採択とすることに決定をいたしました。

陳情第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。もとへ。討論の通告がありますので、討論を認めます。2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番篠崎久美子です。この陳情にあります私立高校の通学者の方に対しては、基本的には公立高校への通学者と同じ就学支援金制度がとられております。また低所得の

方に関しては、授業料に関しては減免措置がなされているところであり、学納金に関しては、公立高校通学者に対しても公的な助成というものはございません。また、学納金の保護者負担の軽減策を拡充することにより、学納金が総体的に増大されるという懸念もございます。

私立高校に通学する方の保護者負担の軽減というのは、遠隔地通学者への何らかの対策を考える、あるいは私立高校通学者に対する減免措置を一律の基準ではなく、所得を見直すといったことも考えられます。

そしてまた学納金に関しての内容であります施設維持費、教育充実費等は、もちろん各学校独自の状況により金額が決定されるものでありまして、それは確かに学校の特色ある環境を形づくるものとなっております。その特色を守り育て、なおかつ保護者への負担軽減を図るためには、各私立高校への事情に応じた学校への直接的な補助の充実が継続的になされ、その結果として学納金が軽減される、あるいは授業料が軽減されるということが望ましいと思います。

よって、陳情第3号については反対といたします。以上です。

議長（下川正剛君） 次に、賛成討論。はい、8番田中榮一議員。

第8番（田中榮一君） 私は、賛成の立場から討論いたします。

私立高校は独自の建学精神に基づき、生徒それぞれの個性をはぐくむことによって進学や地域への貢献に大きな成果を上げているというように思います。今年度、高校無償化政策が実施されましたけれども、授業料無償化は公立高校におけるものであり、私立には就学支援金として授業料の一定程度を補てんするにすぎないものでした。私立高校なりに子どもたちが求める、学んでみたいという魅力あるカリキュラムもあり、公立高校との格差はできる限り少なくする方向を探っていかなければならないと私は考えます。

よって、反対する理由もなく、賛成をいたします。以上です。

議長（下川正剛君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。陳情第3号 私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情の件は、委員長の報告のとおり採決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（下川正剛君） 起立多数です。よって、陳情第3号は採択することに決定をいたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第7番柏原良章産業経済委員長。

産業経済委員長（柏原良章君） 本定例会において、産業経済委員会に付託された案件は議案4件、陳情1件であります。審議の概要及び結果のご報告をいたします。

議案第40号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

白馬村公共下水道条例（平成4年条例第16号）の一部改正であります。この改正については、

本条例第29条関係の指定工事店補償金及び更新手数料の変更であります。

委員から、登録上の問題点、村登録者数の質疑があり、行政から、登録事務の軽減、登録は全体で48社、村内業者22社との説明がありました。

ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、委員長を除く全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第3号）の所管事項であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,754万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億430万円とするものであります。

このうち建設水道課関連では、土木費で1,327万5,000円、災害復旧費で772万円の増額補正、観光農政課関連では、観光商工費で520万6,000円、農林業費で267万4,000円の増額補正であります。

委員から、災害復旧関連で県の支出金や地方債の使用状況の質疑があり、村は、国として災害指定を受け国から負担金をいただくとのことでした。国の負担率は66.7%で、残りは災害復旧事業債と言われる地方債であり、地方債の元利補償額の95%が地方交付税で戻ってくるとの説明がありました。

橋梁点検はどの程度行うかとの質疑があり、2メートル以上を対象とし、118カ所との答弁がありました。

観光農政課関連では、農業費の育成者支援の補助金についての質疑があり、国からの支援金であり、担い手に農機購入に出す補助金であるとの説明がありました。

観光商工費関連では、ガレットの費用についての質疑があり、2年目に入り、秋のDCにあわせ普及PRの展開に人件費の委託料との説明がありました。

観光特産費の使用関連での質疑があり、昨年は大町市で県の元気づくり補助金を使い、広域連合で実施しましたが、本年は各市町村で郷土食の食材提供に材料費として出すとの説明がありました。

ほかには質疑、討論はなく、採決の結果、委員長を除く全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,806万2,000円とするものであります。

内容説明で、一般管理費で312万3,000円の減額補正、施設管理費で63万7,000円の増額補正、公共下水道建設費で450万円の追加補正であります。

委員から、今回の建設場所はどこかとの質疑があり、切久保地区でのポンプアップの補助、深空地区での下水道布設補助、和田野地区では加入予定であり、今のところ具体化はしていないと

の説明がありました。

また、東部地区農業集落排水施設の公共施設へのつなぎ込みについての質疑があり、国や県も柔軟に動いてくれていて見込みは高く、統合するとすれば許可は得られやすいとの説明がありました。

ほかには質疑、討論はなく、採決の結果、委員長を除く全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号 平成22年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）であります。

水道事業収益、既定額に110万2,000円を補正額とし、2億9,500万6,000円とし、水道事業費用、既定額に335万8,000円を補正額とし、2億7,700万円とするものであります。

収益補正額はアスベスト除去費用として、国庫補助金であり落倉配水池のアスベスト除去費用に330万8,000円とするものであります。

委員から、アスベスト除去作業の計画予定、実施方法の質疑があり、県からの補助指導ですぐに開始するようになり、11月初旬に1週間くらいで作業終了予定との説明がありました。

ほかには質疑、討論はなく、採決の結果、委員長を除く全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第4号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情であります。

陳情者がいないため、事務局長が朗読説明をいたしました。

委員会として、21年6月に陳情者は違いますが、同じ陳情を採択した経緯がありました。今回、委員からの意見は、地方整備局が国道や河川などの防災・危機管理は、国の出先機関でなければ実施できないから採択したいとの意見がありました。また行政からも、大地震などでも国が対応しなければ、県や地方に任せるのは難しいことであり、安全・安心な生活をするためには守り続けていただきたいとの意見がありました。

検討の結果、委員長を除く全員の賛成により、原案のとおり採択し、意見書を提出すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業経済委員会の報告を終わります。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結をいたします。

議案第40号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。議案第40号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第44号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。議案第44号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。議案第45号 平成22年度白馬村水道事業会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。陳情第4号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情の件は、委員長報告のとおり採決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、陳情第4号は採択とすることに決定いたしました。

常任委員会において分割審査をしていただきました議案第41号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。議案第41号 平成22年度白馬村一般会計補正予算(第3号)は、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

議長（下川正剛君） 日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決を行います。

決算特別委員長より報告を求めます。第13番太谷正治決算特別委員長。

決算特別委員長（太谷正治君） 決算特別委員会委員長報告を行います。

初めに、認定第1号 平成21年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額49億8,671万7,000円、歳出総額49億1,951万7,000円で、翌年度に繰り越す一般財源1,503万9,000円を除いた実質収支は5,216万1,000円であり、黒字の決算でありました。

総務課財政関係では、特に財政調整基金や減債基金には1億円ずつ積み立てることができたと説明がありました。これは国の経済対策である地域活性化交付金が交付されたため、当初予算では一般財源であったものを交付金に振りかえたことが大きな原因だということです。

また、健全化判断比率の状況についての説明があり、実質公債費比率は3カ年平均で21.3%で年々着実に下がり、このままであれば、平成24年度には単年度では18か17%台になり、かなり好転するとの見込みであります。油断は許さない状況だとのことですが、起債許可団体からの脱却もあり得るとのことです。また、将来負担比率は107.1%で、特に心配はない数字であるとの説明がありました。

総務課の事業関係では、神城駅管理委託料について、駅の管理、切符の販売などについて質疑や意見があり、実態について説明を受けました。

また、長野市の駐車場の管理について質疑や意見があり、利用件数は206件で、用地費の償還は終わっているとの回答でした。

また、中信地区交通災害共済の加入状況の件について質疑があり、非常に有利な保険であるが、他の市町村に比べて加入者が少ないという説明でした。

また、地域発元気づくり支援金の件について、質疑がありました。

税務課関係では、徴収率は相変わらず長野県でワーストワンを続けていて、滞納処分など徴収関係の質問が多くありました。執行停止の対象者や件数、時効の中断、執行停止後の不納欠損の条件などについて質問や説明があり、不納欠損の件数は徴収の強化、時効の中断など、徴収強化により少なくなったとのことでした。

住民福祉課関係では、子育て関連で保育園児の送迎や保護者に対する講演会について、意見や質疑がありました。それぞれ方針を検討するとの回答でした。

また、高齢者福祉に関しては、いきいきサロンや配食サービス事業について質疑や意見がありました。

また、障害者福祉における医療費給付に対する質疑があり、それぞれ回答がありました。

また、スキー障害医療関係の件数の減少について質疑があり、スキー客の減少のことや、来年の小谷村の診療体制について回答がありました。

さらに、外国人登録の件数などの質疑がありました。

デマンドタクシー事業については、今のところ評判はよいということですが、補助金の動向を見据えて対策を立てるとの回答でした。

環境課関係では、不法投棄パトロールや、オオタカの保護監視員の監視結果について質疑がありました。パトロールの人員やスケジュールについて回答があり、オオタカについては継続して捜査をしているとの回答でした。

また、公衆トイレの管理について質疑があり、管理の難しさについて状況説明がありました。

観光農政課関係では、クマ、カモシカ、イノシシなどの鳥獣対策について質疑があり、捕獲許可や捕獲などについて回答はありました。

また、ナラ枯れについては和田野、どんぐりで行われている対策の説明があり、拡散されつつあることや、見分け方についての説明がありました。

また、資材支給について質疑があり、建設水道課一本で行っているとの回答でした。

さらに、農地有効利用の事業や森林整備活性化事業について質疑があり、補助制度について説明がありました。

また、担い手育成や集落営農組織の育成について質疑があり、ソバの収穫量や所得補償の関係で難しいものはあるとの回答でした。

また、プレミアム商品券への要望や、ガレットの講習会に対する質疑がありました。

その他、災害復旧工事への質疑もありました。

建設水道課関係では、山麓線について質疑があり、関係に向け確実に作業が進められているとの回答がありました。

佐野坂の無散水融雪設備の件について質疑がありました。当面は電気料の基本料を払いながら休止を続けているという回答でした。

また、高齢化の激しい村営住宅について質疑がありました。解体には相当の費用がかかるとの回答でございました。

教育委員会関係では、ジャンプ台の利用料収入や利用者数について質疑があり、人数のカウントの方法や金額について回答がありました。

また、ジャンプ台の維持管理にかかる光熱水費やメディアムヒルの維持管理費用について質疑や意見があり、管理費用の整備費用について回答がありました。

また、白馬村図書館について質疑があり、特に利用時間などについて意見、要望が出され、検討するとの回答でした。

また、北部グラウンドの土地購入費や、B & G施設の使用料について質疑がありました。

さらに、各種スキー大会開催に対して、白馬村が支出をしている補助金、負担金について質疑や意見が出されました。

また、幼稚園就園費補助金と給食費援助金について質疑があり、援助費は増える傾向にあるとのことで、就園費は幼稚園に支出し、就学援助費は各家庭に支出になっているとの回答でした。

その他、学校給食やウイング21の施設管理費について質疑がありました。

以上、審査の結果、認定第1号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号 平成21年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額は11億5,947万8,000円で、歳出総額は11億4,014万4,000円で、実質収支額は1,960万4,000円でありました。

医療費軽減のためのジェネリック使用について質疑があり、啓発チラシを配布し、医師との会でもお願いしているとの回答でした。

また、国民健康保険税の滞納と保険証の交付については、さまざまなケースで考えて保険証の交付や資格証の交付を行っているとの回答でした。今後も滞納額削減に努め、財政の健全化を進めるとの説明でした。

審査の結果、認定第2号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号 平成21年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額は6,070万7,000円で、歳出総額は6,048万3,000円で、実質収支額が22万4,000円でした。

平成20年度から始まった医療制度ですが、今後、予算規模は増える傾向にあるとの説明でした。

特別徴収と普通徴収について質疑があり、制度について説明がありました。

審査の結果、認定第3号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号 平成21年度白馬村老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額は633万5,000円で、歳出総額は616万7,000円で、実質収支額は16万8,000円でありました。

平成20年3月で終了した制度ですが、現在は清算業務だということです。

審査の結果、認定第4号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号 平成21年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額は9億3,894万2,000円で、歳出総額は9億3,142万6,000円で、実質

収支額は751万6,000円でありました。

不納欠損の関係や、滞納金の削減について説明がありました。

委員からは、借換債のことや農集排との関係が質疑としてありました。それぞれ方針を検討するとの回答でございました。

審査の結果、認定第5号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号 平成21年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額は7,046万3,000円で、歳出総額は7,006万円で、実質収支額は40万3,000円でした。

公共下水道との関係を、今後検討していくとの説明でありました。

審査の結果、認定第6号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号 平成21年度白馬村水道事業会計決算認定についてですが、収益的収支額は事業収益が2億9,841万8,000円で、事業支出は2億7,213万1,000円で、特別損失が361万6,000円で、純利益は2,364万円でした。

また、資本的収支額では、収入額は743万2,000円で、支出額が1億4,716万8,000円で、資本的収支の不足額は1億4,243万6,000円で、消費税及び地方消費税資本的収支調整額と、当年度の損益勘定留保資金などをもって補てんをしたという説明がありました。

水道使用水量の減少は、観光客の減少が原因ではないかとの説明や、未納者について説明がありました。

審査の結果、認定第7号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算特別委員会委員長報告を終わります。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結をいたします。

認定第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。認定第1号 平成21年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。
認定第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。認定第2号 平成21年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。
認定第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。認定第3号 平成21年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。
認定第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。認定第4号 平成21年度白馬村老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。
認定第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。認定第5号 平成21年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。
認定第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。認定第6号 平成21年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。
認定第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。認定第7号 平成21年度白馬村水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、総務長から同意案件の申し出、議案提出の申し出、常任委員長より発議の申し出、白馬村選挙管理委員会から選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が満了になった旨の通知があり、また常任委員長、議会運営委員長より、それぞれ閉会中の所管事務の調査についての申し出があり、議長において受理をいたしました。

よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定をいたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付をいたします。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。日程第3 同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、同意第3号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより同意案件の審議に入ります。

お諮りをいたします。日程第3 同意第3号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、日程第3 同意第3号は、質疑、討論を省略

をし、採決をすることに決定をいたしました。

△日程第3 同意第3号 教育委員会委員の任命について

議長（下川正剛君） 日程第3 同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今年の11月1日で任期が切れる教育委員の補充をするために、新たに教育委員を任命したいものの同意を求めるものでございます。朗読して説明をさせていただきます。

同意第3号 教育委員会委員の任命について

次の者を、教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 北安曇郡白馬村大字神城25537番地

氏 名 武 田 彰 代

生年月日 昭和34年3月10日

平成22年9月22日提出であります。

よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 採決をいたします。同意第3号 白馬村教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

お諮りをいたします。日程第4 議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

△日程第4 議案第46号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改定する条例について

議長（下川正剛君） 日程第4 議案第46号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改定する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第46号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改定する条例について朗読、説明をいたします。

本件は、税務課の家屋に対する固定資産税の誤課税について、既に調査と関係職員に対する処分をいたしました。特別職も襟を正すため、村長及び副村長の平成22年度10月分の給料を

1 割減額するために、条例の附則第2項の字句を一部改正するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。議案第46号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改定する条例については、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 発委第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書

議長（下川正剛君） 日程第5 発委第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第6番松沢総務社会委員長。

総務社会委員長（松沢貞一君） 発委第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書でございますが、地方自治法第99条の規定により、別紙「義務教育国庫負担制度の堅持」を求める意見書を、国会（衆議院議長・参議院議長）、関係行政庁（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に提出する。

平成22年9月22日 提出 白馬村議会総務社会委員長 松沢貞一
でございます。

内容につきましては、お手元にあるとおりでございますが、義務教育費国庫負担制度については、昭和60年度の予算において旅費、教材費が除外されてから、恩給費の除外、退職手当の補助率の大幅削減、共済費追加費用の負担率引き下げが行われ、また共済費追加費用について一般財源化され、続いて共済費長期給付、公務災害補償基金負担金、退職手当、児童手当が一般財源化されました。また、平成17年、18年度は約8,500億円が一般財源化されています。また、平成18年度から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方格差を拡大するものになっています。

そこで、次の事項を実現するということで、

1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1にすること

2 国庫負担金から既に除外した教材費、旅費、共済費、退職手当、児童手当などを復元する

こと

地方自治法第99条の規定により、提出します。ということでございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。発委第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 発委第3号 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書

議長（下川正剛君） 日程第6 発委第3号 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第6番松沢総務社会委員長。

総務社会委員長（松沢貞一君） 発意第3号 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書でございます。

地方自治法第99条の規定により、別紙「30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」を、関係行政庁（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に提出する。というものでございます。

9月22日 提出 白馬村議会総務社会委員長

30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書でございますが、学校を取り巻く諸問題を解決するには、現行の「40人学級定員」を引き下げて少人数学級において、心の通い合う教育をすることが不可欠である。国の責任において30人学級を実施していくことが求められる。

また、教職員がゆとりを持って子どもたちと触れ合うことができるようにするために、教職員定数を大幅に増やすことが求められている。

児童生徒の実態に応じたきめ細かな対応ができるようにするためにも、「次期定数改善計画の早期策定」や「教職員配置の更なる充実」が必要である。

次代を担う子どもたちの健やかな成長のために、次の事項を実現するようということで、

1 国の責任において早期に「30人学級定員」を実現することを含めた、次期定数改善計画を実施すること。また、自然減を上回る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しますというところでございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。発委第3号 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 発委第4号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年の早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書

議長（下川正剛君） 日程第7 発委第4号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年の早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第6番松沢総務社会委員長。

総務社会委員長（松沢貞一君） 発委第4号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年の早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書でございます。

地方自治法第99条の規定により、別紙「長野県独自の30人規模学級の中学校全学年の早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書」を、関係行政庁（長野県知事）に提出するというものでございます。

9月22日 提出 白馬村議会総務社会委員長

でございます。

これは、長野県では県独自に2002年度から30人規模学級が実現しており、2005年度からは小学校4年生まで県費で措置が拡大され、2009年度からは県単独措置による小学校全学年で30人規模学級が実現しました。行き届いた教育を保障する観点から、さらに中学校全学年においても実施されることが求められている。

また、少子化の中で過疎化がすすむ地域においては、複式学級が増加せざるを得ない状況も生まれていることから、県独自の複式学級解消措置を一層充実させることが求められている。

また、教職員がゆとりを持って子どもたちと触れ合うことができるようにするために、県独自に教職員配置を大幅に増やすことが求められている。ということで、

- 1 県独自の「30人規模学級」を中学校全学年へ早期に拡大すること
- 2 現行の複式学級の編成基準を改善し、県独自に複式学級解消措置を一層充実すること

3 県独自による教職員配置の大幅増を実現すること

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。というものでございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。発委第4号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年の早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

△日程第8 発委第5号 私立高校への公費助成に関する意見書

議長（下川正剛君） 日程第8 発委第5号 私立高校への公費助成に関する意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第6番松沢総務社会委員長。

総務社会委員長（松沢貞一君） 発委第5号 私立高校への公費助成に関する意見書でございますが、地方自治法第99条の規定により、別紙「私立高校への公費助成に関する意見書」を、関係行政庁（内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・文部科学大臣）に提出する。というものでございます。

これは、今年度、待望の「高校無償化」政策が実施されましたが、授業料「無償化」は公立高校におけるものであり、私立には「就学支援金」として授業料の一定程度を補てんするに過ぎず、加えて「施設維持費」「教育充実費」等の学納金が依然として残ることから、保護者負担の軽減が図られたとは言い難い状況です。初年度納付金額を見比べましても、公立高校との格差が生じておりますということから、公教育の一翼を担う私学振興のために、以下のことを要望するというものでございます。

- 1 私立高校に大幅な経常費補助を行うこと
- 2 私立高校の教育条件改善のために大幅な施設、設備費の補助を行うこと
- 3 私立高校の保護者負担を軽減するため大幅な学納金の補助を行うこと

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。というものでございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結をいたします。

討論を行います。第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番篠崎久美子です。発委第5号に対しまして、反対の立場から意見を述べます。

私立高校への通学者に対しては、基本的に公立高校への通学者への授業料無償化政策と同額の就学支援金制度がとられております。授業料以外の学納金に相当する部分につきましては、公立高校通学者に対しても国からの一律の助成制度というのをごいませぬ。また、保護者負担の軽減策の拡充によることで、総体的な学納金が増大されるという懸念も一部含んでおります。

言われている学納金の内容である施設維持費、教育充実費等は、各学校独自の状況により金額が決定されるもので、それは確かに各学校の特色ある環境を形づくるものとなっております。また、その特色は私立高校選択の1つの要素となっていることは言うまでもございませぬ。その特色を守り育て、なおかつ保護者への負担軽減を図るためには、各学校への事情に応じた学校へ直接に補助がなされる、継続的に補助がなされ、その結果として学納金が軽減されるということが望ましいのではないかと思います。

よって、発委第5号すべてに反対を述べるものではなく、発委第5号の3、保護者負担を軽減するための学納金の補助については、さらに議論の余地があると思われまふので、反対をいたします。

議長（下川正剛君） ほかに討論はございませぬか。第8番田中榮一議員。

第8番（田中榮一君） 8番田中榮一です。私は、発委第5号について賛成の立場から意見を述べます。

私立高校は独自の建学精神に基づき、生徒それぞれの個性をはぐくむことによって、進学や地域への貢献に大きな成果を上げていると思ひます。今年度、高校無償化政策が実施されましたが、授業料無償化は公立高校におけるものであり、私立には就学支援金として授業料の一定程度の補てんをするにすぎないものでした。私立高校なりに子どもたちが求める学んでみたいという魅力あるカリキュラムもあり、公立高校との格差はできる限り少なくする方向を探っていかなければならないと思ひます。

よって、反対する理由もなく、賛成をいたします。

議長（下川正剛君） ほかに討論はありませぬか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。発委第5号 私立高校への公費助成に関する意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（下川正剛君） 起立多数です。よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

△日程第9 発委第6号 私立高校への公費助成に関する意見書

議長（下川正剛君） 日程第9 発委第6号 私立高校への公費助成に関する意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第6番松沢総務社会委員長。

総務社会委員長（松沢貞一君） 発委第6号 私立高校への公費助成に関する意見書でございます。

地方自治法第99条の規定により、別紙「私立高校への公費助成に関する意見書」を、関係行政庁（長野県知事・長野県総務部長）に提出するというものでございます。

趣旨につきましては、先ほどの発委第5号と同様でありますので、割愛させていただきます。

要望事項につきましては、

- 1 私立高校への経常費二分の一助成を堅持し、大幅な経常費補助を行うこと
- 2 私立高校の教育条件改善のために大幅な施設、設備費の補助を行うこと
- 3 私立高校の保護者負担を軽減するため大幅な授業料軽減補助を行うこと

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。というものでございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番篠崎久美子でございます。発委第6号につきまして、反対の立場から討論を述べます。

私立に対しての就学支援金制度は、金額の部分におきましては、公立高校への授業料無償化と基本的に同額でなされております。また、低所得者層に関しましては授業料の減免措置が、地方、県よりなされております。

保護者負担の面から申しますと公立、私立を問わず、遠隔地通学者への何らかの対策、あるいは低所得者層にその授業料の負担感が非常に大きいことから、減免措置の所得基準が一律ではなく、私立高校独自の基準を考えるなど、さまざまな角度から地域に合わせた対策を希望することが望ましいのではないかと考えられます。

多様なカリキュラムを持つ私学の魅力は、私立高校選択の大きな1つの要素となっているのはご承知のとおりではございますが、その魅力を守り育てるために長期的なビジョンに立ち、私立高校の各事情に応じた各学校への直接的補助を継続的に行うことにより、その結果として授業料が軽減される、そういったことが望ましいのではないかと考えられます。

よって、私は発委第6号すべてに反対を述べるものではなく、発委第6号の3、保護者負担を軽減するため大幅な授業料軽減補助を行うことに関しては、さらにさまざまな角度からの検討の

余地があると思われることから、反対といたします。

議長（下川正剛君） ほかに討論はございませんか。第8番田中榮一議員。

第8番（田中榮一君） 8番田中榮一です。発委第6号について、賛成の立場から意見を述べます。発委第5号と同じ意見ということになります。

私立高校は独自の建学精神に基づき、生徒それぞれの個性をはぐくむことによって、進学や地域への貢献に大きな成果を上げていると思います。今年度、高校無償化政策が実施されましたが、授業料無償化は公立高校におけるものであり、私立には就学支援金として授業料の一定程度を補てんするにすぎないものでした。私立高校なりに子どもたちが求める、学んでみたいという魅力あるカリキュラムもあり、高校との格差はできる限り少なくする方向を探っていかなければならないと考えます。

よって、反対する理由もなく、賛成をいたします。以上です。

議長（下川正剛君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。発委第6号 私立高校への公費助成に関する意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

議長（下川正剛君） 起立多数です。よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

**△日程第10 発委第7号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の
存続を求める意見書**

議長（下川正剛君） 日程第10 発委第7号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第7番柏原産業経済委員長。

産業経済委員長（柏原良章君） 発委第7号であります。安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書であります。

地方自治法第99条の規定により、別紙「安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書」を、関係行政庁（内閣総理大臣・総務大臣・国土交通大臣・長野県知事）に提出する。

平成22年9月22日 提出 白馬村議会産業経済委員長

であります。

内容につきましては、国土交通省の地方出先機関を今後も存続できるような要望事項がありますので、ご報告いたします。

「地域主権」「道州制導入」については、拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメ

リット・デメリットなどを情報を事前に開示し、十分な時間を確保した議論を経た後に結論を出すこと。

2として、財源、国民負担、負担割合などは議論する課程でその内容を地域ごとに明らかにすること。

3として、現在直轄で整備・管理している道路・河川行政は国の責任を明確にし、安易な地方整備局・事務局・出張所の廃止や地方委譲を行わないこと。

4として、国民生活に視点をあてた行政の民主化への転換を行うこと。が主な内容であります。以上です。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。発委第7号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

△日程第11 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

議長（下川正剛君） 日程第11 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についての件を議題といたします。

この件につきましては、平成22年8月9日付で、白馬村選挙管理委員会委員長より、地方自治法第182条第8項の規定により、選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が満了し、選挙を行うべき事由が発生した旨の通知が議長あてに提出されております。したがって、ただいまから選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長より指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。

選挙管理委員会委員には、太谷盛雄君、峯村詔夫君、中村久一君、太田源君、以上の方々を指名をいたします。

お諮りをいたします。ただいま議長が指名した方々を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました太谷盛雄君、峯村詔夫君、中村久一君、太田源君、以上の方々が選挙管理委員に当選いたしました。

次に、選挙管理委員補充員には、第1位降旗明君、第2位に塩島登君、第3位松田富夫君、第4位丸山和博君、以上の方々を指名をいたします。

お諮りをいたします。ただいま議長が指名した方々を選挙管理委員会委員補充員と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました第1位降旗明君、第2位に塩島登君、第3位松田富夫君、第4位丸山和博君、以上の方々が順序のとおり選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

△日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（下川正剛君） 日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定をいたしました。

△日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（下川正剛君） 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定をいたしました。

以上で、今定例会に付されました議事日程はすべて終了をいたしました。

ここで、太田村長よりあいさつをしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。太田村長。

村長(太田紘熙君) 平成22年第3回白馬村議会定例会閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

9月7日の招集、開会以来、本日まで16日間にわたり、本会議並びに委員会審議等に連日お取り組みをいただき、提出いたしました全案件につきご承認とご議決を賜り、まことにありがとうございました。

つい最近までうだるような暑さが続いていたことがうそのように台風一過、いつの間にか朝夕めっきりと涼しくなり、一雨ごとに秋への季節が移り変わってるところを肌で感じられるようになりました。台風9号の接近により、収穫間近になった水稻への被害などが心配されましたが、関東方面に予想進路が大きくそれたため、本村への影響はほとんど見当たらず、まずは一安心をしているところでございます。

村内においては、文字どおり豊穰の秋を祝う恒例の秋祭りが各地区で行われ、既に稲刈り作業も始まっており、まさに秋たけなわという状況であります。収穫作業が天候にも恵まれまして豊作となることを期待をいたしますとともに、事故等のないよう十分気をつけて農作業にもいそいでいただくことをお願いするところであります。

さて、11月に入りますと、来年度予算編成に向けて例年開催をしております各地区役員との地域懇談会を予定をしております。具体的な日程については、各地区役員を通じておつなぎをしたいと考えておりますが、議員各位におかれましては地区役員の相談に乗っていただき、それぞれのお立場でアドバイスをさせていただきますようお願いをいたします。

終わりに、議員各位におかれましては引き続き村政運営に変わらぬご支援、ご協力をいただきますよう重ねてお願いを申し上げ、第3回定例会閉会に当たりましてのお礼のごあいさつといたします。

長期間、まことにありがとうございました。

議長(下川正剛君) これをもちまして、平成22年第3回白馬村議会定例会を閉会をいたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時53分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年9月22日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員